事 務 概 要

令和4年度

兵庫県病院局

目 次

	1	令和 4 年度病院局組織図	5	;
	2	本庁及び地方機関の所在地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0	,
	3	主要職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1	
	4	病院局職員現員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4	Ŀ
	5	病院局分掌事務	1 6	;
	6	沿革	2 0)
笋′	2 重	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
7 0 4	<u> </u>			
	1	病院事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 1	L
	2	県立病院の診療科目と特色	3 2	2
第:	3 主	要施策•事業概要		
f	介和 4	年度病院局主要事業 ~病院構造改革体系表~	3 5	5
4	÷∓⊓ Δ	年度事業概要		
'	1	県立病院における新型コロナウイルス感染症対策	3 6	;
	2	病院構造改革に基づく取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 7	7
第4	4 子	第の概要		
	1	業務の予定量	4 9)
	2	令和4年度収益的収入及び支出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0)
	3	令和4年度資本的収入及び支出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 3	?

第5 参 考

1	第 4 次病院構造改革推進方策〔概要〕	5 5
2	兵庫県病院事業の設置等に関する条例	5 9
3	病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
4	兵庫県病院事業職員定数条例	7 0
5	診療報酬改定の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1
6	病院事業関係用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 2

※本事務概要内の県立はりま姫路総合医療センターは、令和4年4月までは県立姫路循環器病センター

第 1 組 織

1 令和4年度病院局組織図

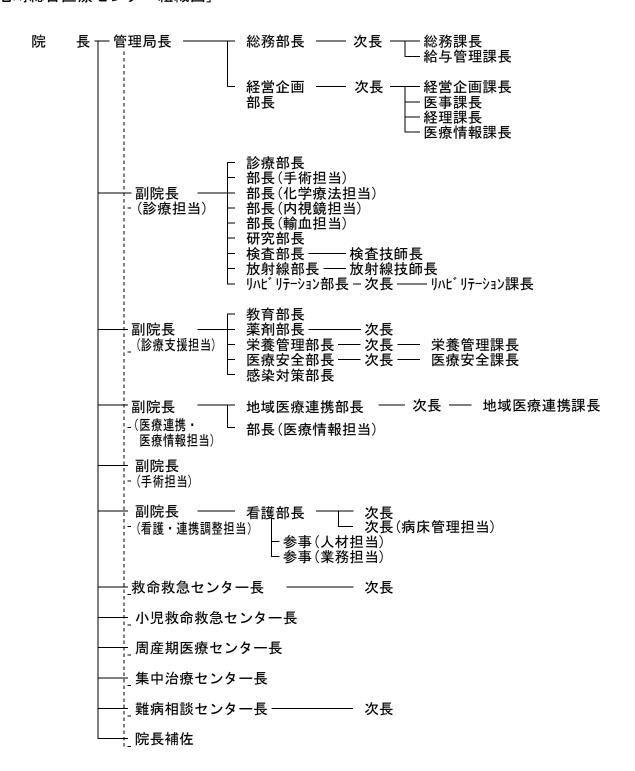
[病院局組織図] 病院事業管理者 病院事業副管理者(事務) 病院局長 病院局参事(医師キャリア担当)〈医師〉 企画課長 企 画 調 整 班 長 副課長-主幹(医療安全担当) 情 報 戦 略 班 長 院 整 備 班長 病院建築技術班長〈建築〉 管理課長-- 人材育成専門官 -看護専門官 ── 組 織 • 給 与 班 長 副課長 — 職 員 班 長 医師育成支援班長 経営課長 副課長 -業 務 班 長 経 営 班 長 尼崎総合医療センター - 県 立 -- 県 立 西宮病院 -- 県 立 加古川医療センター -- 県 立 はりま姫路総合医療センター 立 丹波医療センター 淡路医療センター - 県 立 ---県 立 ひょうごこころの医療センター -- 県 立 こども病院 ---県 立 がんセンター -- 県 立 粒子線医療センター --- 県 立 粒子線医療センター附属神戸陽子線センター ------ 県 災害医療センター(※) -----県 立 リハビリテーション中央病院(※) ·------ 県 立 リハビリテーション西播磨病院(※)

※県災害医療センターは、日本赤十字社兵庫県支部を指定管理者とし、運営している。

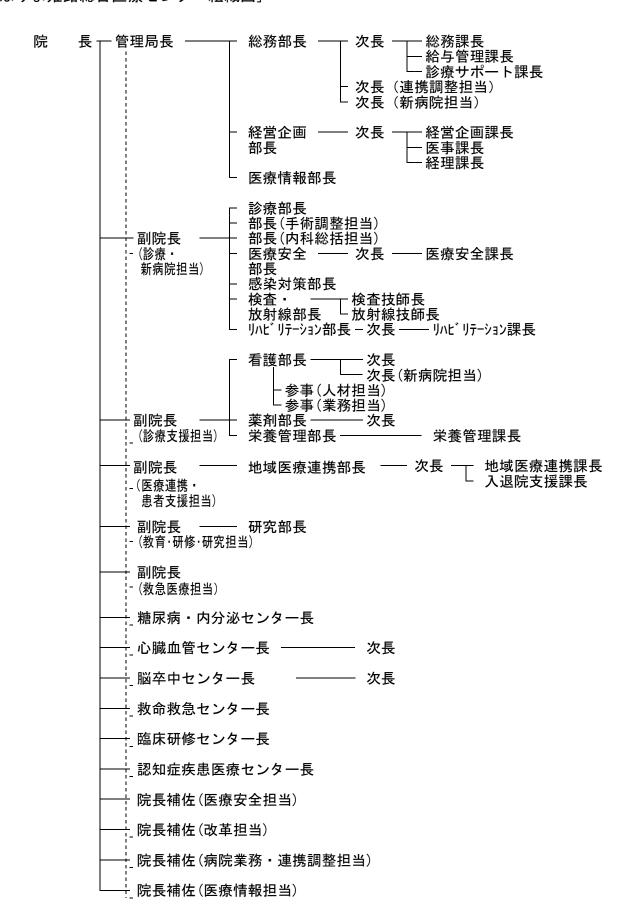
[※]県立リハビリテーション中央病院及び県立リハビリテーション西播磨病院は、社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団を指定管理者とし、運営している。

院長丁	- 管理局長	- 総務部長 次長 総務課長
	 	──医事企画課長
	 	──経理課長 ──医療情報課長《淡路》
	 	□ 次長(新病院担当)《西宮、がん》
		- 診療部長
	!	- 部長(手術調整担当)《西宮、加古川、丹波、淡路、こども、がん》
	;	- 部長(麻酔担当)《こども》
	;	- 部長(集中治療担当)《こども》
	 副院長	- 部長(内視鏡・超音波担当)《加古川、がん》 - 部長(化学療法担当)《西宮、加古川、丹波、淡路、がん》
	- (診療担当)	- 部長(緩和医療担当)《加古川》
	(診療・診療	- 部長(病理検査担当)《西宮》
	支援担当)《こころ》	- 医療安全部長 次長 《加古川、がん》 医療安全課長
	71,201 - 7 11 - 7 11	- 感染対策部長
	/沙庆 並序贮	一検査・放射線部長
	(診療・新病院 整備担当)	(検査部長) 《がん》 (放射線部長)《がん》
	《がん》	(検査・放射線室長)《こころ》
	}	- リハビリテーション部長
		《西宮、加古川、丹波、淡路、こども、がん》 《西宮、加古川、丹波、淡路、こども、がん》
		- 地域ケア部長《こころ》― 次長《こころ》-リハビリテーション課長《こころ》
	į	- 精神科救急医療センター長《こころ》
	; - 副院長	- 研究部長《こども》 - 看護部長——— 次長
	- (診療支援担当)	─ 次長(新病院担当)《西宮》
	1 1 1	次長(病床管理担当)《西宮、淡路》 (本東/上世界)
		□ □ 参事(人材担当)《西宮、加古川、丹波、淡路、がん》
		- 薬剤部長 ――― 次長 《西宮、加古川、丹波、淡路、こども、がん》 - 栄養管理部長 ――――― 栄養管理課長
		- 不受官性的及 - 不受官性的及 - 部長(児童思春期担当)《こころ》
	ļ	- 研究部長《がん》
-	副院長	- 地域医療連携部長 次長《こころ》 - 地域医療連携課長
	└(医療連携・ │	- 家族支援・地域医療連携部長《こども》――課長《こども》
	医療情報担当)	_ 部長(医療情報担当)
		- 部長(がん登録・診療連携担当)《がん》
-	—— 副院長(新病院	整備担当)《西宮》
}		- 看護部長 次長
	(看護・連携調整技	<u>3</u> 当)
	《こころ》	
Ī	! -	療連携担当)《こども》
-		ンター長《加古川》
ŀ	── 小児がん医療↑	センター長《こども》―― 次長《こども》
		└─ 次長(陽子線治療連携担当)《こども》
Ī	J =	ンター長《こども》――― 次長《こども》
Ī	──── 緩和ケアセング	
Ī	-	病センター長《加古川》─ 次長《加古川》 た
Ī	──┼ 救命救急センタ 	
		ロ、灰暗』 センター長《こども》
	, -	センダー長 《ことも <i>》</i> ンター長 《こども》――― 次長 《こども》
Ī	1 ⁻	
Ţ		精講験センター長《がん》 ── 次長(ゲノム医療担当) 《がん》
	―― 総合診療わり	□ 次長(臨床試験担当) 《がん》 ター長《丹波》 ———— 次長(総会診療担当) 《丹波》

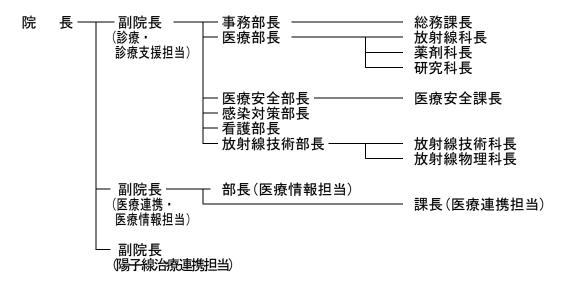
[尼崎総合医療センター組織図]



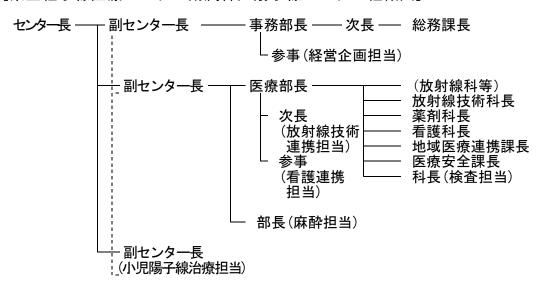
[はりま姫路総合医療センター組織図]



[県立粒子線医療センター組織図]



[県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター組織図]



[附属機関等]

名 称	構成員数	担当事務	担当課
病院構造改革委員会	10人	病院構造改革推進方策の策定、病院構造 改革に係る具体的な方策の推進等につい ての助言	病院局企画課
病院運営懇話会 (病院毎に設置)	_	病院運営、病院長が必要と認める事項に ついての意見交換	各県立病院

2 本庁及び地方機関の所在地

名称	所 在 地	電話・FAX
(本庁) 企 画 課 管 理 課 経 営 課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	企画課 TEL (078) 362-3222 FAX (078) 351-2883 管理課 TEL (078) 362-9136 FAX (078) 362-3322 経営課 TEL (078) 362-9137 FAX (078) 362-9011
県立尼崎総合医療センター	〒660-8550 尼崎市東難波町2-17-77	TEL (06) 6480-7000 FAX (06) 6480-7001
県立西宮病院	〒662-0918 西宮市六湛寺町13-9	TEL (0798) 34-5151 FAX (0798) 23-4594
県立加古川医療センター	〒675-8555 加古川市神野町神野203	TEL (079) 497-7000 FAX (079) 438-8800
県立はりま姫路総合医療センター	〒670-8560 姫路市神屋町3-264	TEL (079)289-5080 FAX (079)289-2080
県立丹波医療センター	〒669-3464 丹波市氷上町石生2002-7	TEL (0795)88-5200 FAX (0795)88-5210
県立淡路医療センター	〒656-0021 洲本市塩屋1-1-137	TEL (0799) 22-1200 FAX (0799) 24-5704
県立ひょうごこころの医療センター	〒651-1242 神戸市北区山田町上谷上字登り尾 3	TEL (078) 581-1013 FAX (078) 583-3797
県立こども病院	〒650-0047 神戸市中央区港島南町1-6-7	TEL (078) 945-7300 FAX (078) 302-1023
県立がんセンター	〒673-8558 明石市北王子町13-70	TEL (078) 929-1151 FAX (078) 929-2380
県立粒子線医療センター	〒679-5165 たつの市新宮町光都1-2-1	TEL (0791) 58-0100 FAX (0791) 58-2600
県立粒子線医療センター附属	〒650-0047	TEL (078) 335-8001
神戸陽子線センター	神戸市中央区港島南町1-6-8	TEL (078) 335-8006
県災害医療センター	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-1	TEL (078) 241-3131 FAX (078) 241-2772
県立リハビリテーション 中央病院	〒651-2181 神戸市西区曙町1070	TEL (078) 927-2727 FAX (078) 928-7590
県立リハビリテーション 西播磨病院	〒679-5165 たつの市新宮町光都1-7-1	TEL (0791) 58-1050 FAX (0791) 58-1071

3 主要職員

病院事業管理者 杉村 和朗病院事業副管理者 八木 聰病 院 局 長 中之薗 善明

戸	所 属		職	氏 名	
企 画	〕課	課長 副課長 企画調整班長 主幹(医療安全担当) 情報戦略班長 病院整備班長 病院建築技術班長		管澤 真 東 東 東 東 東 高 高 淑 名 本 信 大 橋 本 一 名 大 の 一 の 一 の 一 の 一 の 一 の ら り し の り の り の り の り の り の り の り の り の り	
管理	! 課	課長 人材育成専門官 看護専門官 副課長 組織・給与班長 職員班長 医師育成支援班長		吉川 昭裕 龍井 東川 東川 東川 東川 東川 直上 東川 直上 一世	
経営	課	課長 副課長 業務班長 経営班長		鳥田 信次 瀧口 直彦 大城 理 鈴木 健介	
県立ア	- 哈総合医療セン	院副副教小総診部議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議議	平平山三吉(髙佐諏廣白(辻遠山(鈴村上岩家林田浦永原崎藤訪瀬潟崊本藤田淵木居田崎家林田浦永原崎藤訪瀬潟桝本藤田淵木居田崎院 院	管副副院周集経部部研放教栄感部難看検リストラー (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)	
県立西	宮病院	院 長(診療護・医療情報担当) 副院院長(医療護・医療情報担当) 副院院長 大大 一長(医療護・医療) 一段 (医療養) 一般 (大) (大) (大) (を) (大) (を) (を) (大) (を) (大) (を) (大) (を) (大) (大) (を) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	野乾福鴻飯上楢(横西増入中口、永野尾田原副山窪原野川口、水野尾田原副山窪原野川三田、公禎周啓兼茂津完博雄三由、公禎周啓兼茂津完博雄郎明睦伸元二之)和子治文公郎明睦伸元二之)和子治文公	管 理 局 長 長	青安信新(信新)(前) 一孝芳(信新)(信赖) 一孝芳(信新)(一孝芳)(一孝芳) 考明 惠田原 國 中國 中

所 属		Ą	能 足	モ 名	
県立加古川医療センター	院副熊長(鷹藤) 医療機・医療機・医療機・医療機・医療機・医療機・医療機・医療機・医療機・医療機・	尹酒飯門青大(酒)淺(() 吉)	聖英吝高谦建兼至弘兼良哲郎二弘二史》郎子》祐	管副副教診部感部リハ東地外機理 (橋廣田佐髙垛岩石柳福足中山橋廣田佐髙垛岩石柳福足中山本畑川田井立川内本畑中野山本田川田井立川内盛成泰 博喜幸 博美厚夏由
県立はりま姫路総合医療センター	院副院長の機能を受ける。 長い 一長	川村当髙嶋(公宮坂村金川本本清長高真久合津麻岡田原口田本上 﨑多間水澤谷田保 田 田 別 東京	宏俗美 兼兼泰幸康専秀竜 久羊君具告青哉嗣樹諒一»代二司久植太祐美孝子史一元	管副副心脳臨院院総診部感研看栄医看救検放射・ 理長長血中研補務療(内対究護管情参を 局護職で床長長 長染 養療護命査射・ 局護職で下長長 長染 養療護教技線 場管で修佐(解部部 第一世報事かり長長 と、大神・ を、大神・ と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、 と、	大巽大(()上大酒永野(4))(()大相菰阪(8))西溝山米畑西 原晉原內井良口鳴晉月原野本畹田部本﨑中群 院 楊敏佐哲直吉維景直英朱俊維真 真英信意郎毅務志智也子浩務務樹夫美彦務由敬吾行吉彦郎毅務志智也子浩務務樹夫美彦
県立丹波医療センター	院副院長(医療護・医療情報担当) 展上 書 報題 展上 書 報 展上 書 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	西藤大細芝(楠菅星崎田野見 劇院 村島	垣白和昌 兼直幸正亰朗憲和正彦》明代彦義	管 理 (議技) を で	隅河(大藤) 大藤上横(大嘉中) 大藤田崎計本田野出院 東京東京 東京 東
県立淡路医療センター 県立ひょうごこころの医療センター	院 長(診療機・医療機・医療機・医療機・医療機・医療機・医療機・医療機・医療機・医療機・医	の の の の は の で の で の で の で の で の で の の の の の の の の の の の の の	東孝建 正兼勝∖☆幸義牧早 之俊之悟則》久兼彦一志代 究	管副救総部感検看栄部看放 門長 門長 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門 門	堀杉(粟宮野渡濵(松居加武(馬) 大本副飯本村海田本岡神藤田院
	副阮坛(b)g · b)g 汉族担目) 副院長(看護・連携調整担当) 診療部長 感染対策部長	足立 ク (見野副院長	久美子 ^{兼務)}	副院友 (岡本 和久 曽我 洋二 置塩 紀章

所 属		職	氏 名	
県立ひょうごこころの医療センター	看護部長 検査・放射線室長部長(児童思春期担当)部長(医療情報担当) 検査技師長 地域医療車幣で長	(足立副院長兼務) (曾我部長兼務務) (護邊田 (護邊田 中 中 山 山 相原	精神科教急医療センター-長薬剤部長 養管理部長 地域医療連携部長 放射線技師長 放射線方で部次長	渡邉 敦司 柴田 博子 (見野副院長兼務) (渡邉部長兼務) 吉野 朗 鈴木 由美子
県立こども病院	院 副院長(医療護・医療情報報当) 副院長(医療護・医療性) 原長(医療要な) 原長(医療要な) 原子長(医療要な) 原子、 原子、 原子、 の子、 の子、 の子、 の子、 の子、 の子、 の子、 の	飯大薩船田(田杉(小八大河芳千飯大薩船田(田杉(小八大河芳千島嶋摩越中中中多川林阪津村本田高嶋 高少	管副小児が大大 (大) 長当 長 (大) 長 (大) 大) 長 (大) 大) 大 (大) (野小(《安野(香赤合畠大長森山田阪順縣木村順川坂田山西谷貞﨑誠嘉兼兼雅耕兼哲好泰善美大直弘一之務))喜治》郎宣志理樹一哉幸一之》))
県立がんセンター	院副副子 ()	富藤西(甲岩藤津村須上水山松金下水野尾州上江田田山藤田野本本谷村脈 里石佳奈美縣 人名 电话	管副副緩総部感部 及 理長長 7 7 8 7 7 8 7 7 8 7 8 8 8 9 7 9 8 8 9 8 9	柏里山(正加高(社(重加高)) 中華 一年
県立粒子線医療センター	院長(陽子線治療連携担当) 医療部長感染対策部長 放射線技術部長 放射線技術科長	沖八 智	副 院 長	德丸 直郎 山岸 勝弘 (徳丸副院長兼務) 凪 眞氏長兼務) 風 圓院長兼務) 團 優子 (矢能部長兼務)
附属神戸陽子線センター	センター長 副センター長 事務 部長 医療 部長 次長(放射線技術連携担当) 放射線技術科長 科長(検査担当)	副島 俊典 福光 延吉 (安木とど総務部長兼務 出水 祐介 (矢能粒子線)始線散術 部長兼務 上井 人典 (千田こどは検弦解展新	部長(麻酔担当) 参事(看護連携担当) 薬 剤 科 長	(野田こども管理局長兼務) (小阪こども副院長兼務) (山岸粒子線事務部長兼務) (山岸粒子線事務部長兼務) (風粒子線看護部長兼務) (合田こども薬剤部長兼務)
県災害医療センター (病院局から派遣)	センター長副センター長	石原 諭川瀬 鉄典	事 務 部 長 看 護 部 長	高階 正三 勝田 清美
県立リハビリテーション中央病院 (病院局から派遣)	院 副 院 長		(健康福祉部参事兼務) (健康福祉部参事兼務)	
県立リハビリテーション西播磨病院 (病院局から派遣)	院長	水田 英二	(健康福祉部参事兼務)	

4 病院局 職員現員

本庁						県 立 病 院								
					企画課	管理課	経営課	本庁計	尼崎	西宮	加古川	丹波	淡 路	こころ
	_	般	事	務	14	18	13	45	41	20	16	21	19	14
事終	医	療	事	務				0						
務		事務	小計		14	18	13	45	41	20	16	21	19	14
	技術(建築)			1			1						
	医師								207	97	85	50	94	17
	薬剤師	fi					1	1	48	19	17	20	20	4
	放射線	泉技師	i				1	1	44	18	22	20	24	3
	物理技	支師						0						
	検査技	支師				1		1	57	34	25	22	29	2
	心理料	引定員						0	2				1	6
	管理第	美 養士	:					0	7	4	4	4	5	2
	運	理学	療法	士	1			1	20	8	8	18	10	1
	動指	作業	療法	士				0	10	6	4	6	5	8
	導	物療	技師	Fi .				0						
技		小	計		1	0	0	1	30	14	12	24	15	9
	PSV	V						0	2				2	13
	MSV	V						0	11	4	4	4	3	
術	言語取	感覚士						0	7	3	1	3	2	
ניוע	保育的	区保育	士					0		3	3		2	
	視能訓	練士	:					0	7	2	1	1	1	
	病棟仍	R 育士						0						
	保健的							0				2		
	看護師	Ħ			1	1		2	1, 146	463	450	326	510	189
	歯科衛	与生士						0	2			3	1	
	電気							0		1		1		
	臨床コ	二学技	士					0	19	6	10	5	9	
	医療情				2			2	4	2		1	2	
	遺伝ス							0						
		技術			5	2	2	9	1, 595	670	634	486	720	245
	自動車				1			1						1
	電話多							0		1				
技	機関員							0					2	
	工技員							0						
	調理員					0		12	12	5	3	16		
労	給食員					0								
	洗濯員							0						4
	看護技							0				8		
		技労			1	0	0	1				13		21
	総	計			20	20	15		1, 665	707	662	520	744	280

14

(令和4年4月1日現在)

			県立病院							(令和4年4月)	はりま
			こども	がん	姫 路 循環器	粒子線	神戸陽子	県立 病院計	病院局総計	派遣職員	姫路 (R4.5)
	_	般 事 務	14	19	21	4	2	191	236	1	21
事務	医	療 事 務			52			52	52		52
		事務小計	14	19	73	4	2	243	288	1	73
	技術(建築)						0	1		
	医師		106	111	149	7	6	929	929	12	163
	薬剤師		22	21	42	2		215	216		42
	放射網	良技師	13	27	46	14	8	239	240		46
	物理技	支 師				3	2	5	5	1	
	検査技	支 師	19	30	43			261	262		43
	心理半	定員	2		2			13	13		2
	管理第	美 士	4	4	9	1		44	44		9
	運	理学療法士	4	4	24			97	98		24
	動 指	作業療法士	1	1	9			50	50		9
	導	物療技師						0	0		
技		小 計	5	5	33	0	0	147	148		33
	PSW	J	1		2			20	20		2
	MSW	J	2	3	8			39	39		8
術	言語聰	总 党士	4	1	5			26	26		5
ניוער	保育室	区保育士		3				11	11		
	視能訓	練士	3		7			22	22		7
	病棟保育士		4					4	4		
	保健師	fi						4	4		
	看護師	fi	582	387	939	22	4	5, 018	5, 020	2	938
	歯科律	5生士			1			7	7		1
	電気			1				3	3		
	臨床コ	二学技士	11	4	29			93	93		29
	医療情	青報		1	2			12	14		2
	遺伝オ	1ウンセラー	1	2				3	3		
		技術小計	779	600	1, 317	49	20	7, 115	7, 124	15	1, 330
	自動車	運転員						1	2		
	電話交	で換員 アルファイ						1	1		
技	機関員	Ì						9	9		
17	工技員							3	3		
	調理員		7	13				90	90		
労	給食員							1	1		
	洗濯員							4	4		
	看護技	支術員						8	8		
		技労小計	7	13	0	0	0	117	118		0
	総	計	800	632	1, 390	53	22	7, 475	7, 530	16	1, 403

5 病院局分掌事務

(1) 本庁

(1)本庁								
課	所掌事務							
企 画 課	1 秘書に関すること。							
	2 病院構造改革の総合調整、進行管理等に関すること。							
	3 医療に係る施策に関する知事部局との調整に関すること。							
	4 重要施策の総合調整に関すること。							
	5 県立病院等の機能の充実に係る総合的な企画立案、推進及び管理に関すること。							
	6 県立病院ごとの基本的方向の実現に関すること(病床配分、診療科目の見直し等)。							
	7 病院事業に係る情報技術の普及促進及び活用に関すること。							
	8 情報通信技術の活用による事務の合理化に関すること。							
	9 県の情報システムに関する知事部局との調整に関すること。							
	10 県立病院の医療情報システムの整備に関する企画及び総合調整に関すること。							
	11 病院運営会議等の企画及び運営に関すること。							
	12 文書並びに管理者印、病院局長印及び病院局印の管守に関すること。							
	13 管理規程、その他の規程及び重要な文書の審査に関すること。							
	14 事業に係る広報及び広聴の推進及び連絡調整に関すること。							
	15 医療に係る争訟事務の指導に関すること。							
	16 情報公開、個人情報の開示等の連絡調整に関すること。							
	17 事業に係る事務の能率化に関すること。							
	18 県立病院等の建替整備の総合的推進に関すること。							
	19 工事の検査に関すること(県立病院等の建て替え整備に係るものに限る。)。							
	20 業務の見直し及び委託の推進に関すること(県立病院等の建替整備に係るものに							
	限る。)。							
	21 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しないこと。							
管 理 課	1 職員の確保及び育成に関すること。							
	2 職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事に関すること。							
	3 職員の研修及び福利厚生に関すること。							
	4 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関すること。							
	5 労働組合に関すること。							
	6 組織及び職員定数に関すること。							
	7 県養成医師の県内定着の促進に関すること。							
	8 新専門医制度に関すること。							
	9 業務の見直し及び委託の推進に関すること (職員の配置に関するものに限る。)。							
	10 兵庫県災害医療センターに関すること (経営課の所掌に属するものを除く。)。							
	11 兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病							
	院に関すること(経営課の所掌に属するものを除く。)。							
	12 株式会社ひょうご粒子線メディカルサポートに関すること(経営課の所掌に属す							
	るものを除く。)。							
経営課	1 県立病院等に係る経営健全化の推進に関すること。							
	2 病院事業の予算、決算及び会計に関すること。							
	3 出納取扱金融機関等に関すること。							
	4 資金の管理運用に関すること。							
	5 地域医療連携の強化に関すること。							
	6 工事の検査に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。)。							
	7 庁舎及び公舎等に関すること。							
	8 業務の見直し及び委託の推進に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。							
	9 物品等の調達管理に関すること。							
	10 兵庫県災害医療センターに関すること(管理課の所掌に属するものを除く。)。							
	11 兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病							
	院に関すること(管理課の所掌に属するものを除く。)。							
	12 株式会社ひょうご粒子線メディカルサポートに関すること(管理課の所掌に属す							
	るものを除く。)。							

(2) 地方機関

部 名 等	所 掌 事 務
総務部又は事務部 【尼崎総合医療セッチー、 はりま姫路総合医療セッチー以外】	1 職員の身分取扱い及び給料、令達予算の執行、料金、行政財産の管理、その他の事務に関すること。 2 診療の受付、入院、退院、その他の医療事務に関すること。 3 前2号に掲げるもののほか、他部の所掌に属しないこと。
総務部 【尼崎総合医療センター】 【はりま姫路総合医療センター】	1 職員の身分取扱い及び給与その他の事務に関すること。2 前号に掲げるもののほか、他部の所掌に属しないこと。
経営企画部 【尼崎総合医療センター】 【はりま姫路総合医療センター】	1 病院経営の企画に関すること。 2 令達予算の執行、料金、行政財産の管理に関すること。 3 診療の受付、入院、退院その他の医療事務に関すること。 4 医療情報の処理に関すること。 5 争訟事務に関すること。
診療部	 診療に関すること。 保健指導及び衛生教育に関すること。 栄養の指導に関すること。 院内の感染防止の指導に関すること。 医師及び歯科医師の教育指導に関すること。 病理解剖に関すること。
部長(手術調整・救急担当) 【丹波医療センター】	1 手術に関する関係診療科及び関係部門との調整に関すること。 2 救急医療に関する関係診療科及び関係部門との調整に関すること。
部長(手術調整担当)又 は部長(手術担当)	1 手術に関する関係診療科及び関係部門との調整に関すること。
部長(麻酔担当) 【こども病院】 【神戸陽子線センター】	1 小児の麻酔科医療に関する企画立案に関すること。 2 麻酔に関する関係診療科及び関係部門との調整に関すること。
部長(集中治療担当) 【こども病院】	1 集中治療室の運営に関する企画立案に関すること。 2 集中治療に関する関係診療科及び関係部門との調整に関すること。
部長(内科総括担当) 【はりま姫路総合医療センター】	1 内科の総括及び関係診療科・関係部門との調整に関すること。
部長 (内磯・超音波担当) 【加古川医療センター】 【がんセンター】	1 内視鏡検査及び治療、超音波検査の実施に係る関係診療科及び関係部門の 調整に関すること。 2 内視鏡・超音波センターにおける業務管理に関すること。
部長(内視鏡担当) 【尼崎総合医療センター】	1 内視鏡検査及び治療の実施に係る関係診療科及び関係部門の調整に関すること。
部長(輸血担当) 【尼崎総合医療センター】	1 輸血及び血液療法の実施に関する関係診療科及び関係部門の調整に関すること。
部長(化学療法担当) 【尼崎総合医療センター】 【西宮病院】 【加古川医療センター】 【外波医療センター】 【淡路医療センター】 【がんセンター】	1 化学療法の実施に係る関係診療科及び関係部門の調整に関すること。 2 抗がん剤の適正使用に係る管理に関すること。
部長(緩和医療担当) 【加古川医療センター】	1 緩和医療の実施に係る関係診療科及び関係部門の調整に関すること。 2 緩和医療実施に係る地域の医療機関等との調整に関すること。
部長(病理検査担当) 【西宮病院】	1 病理診断の実施に係る関係診療科及び関係部門の調整に関すること。

部名等	所 掌 事 務
医療安全部	
区原女主司	1
□ 計 ※ 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1 · 1	,
感染対策部	1 感染対策に関する企画立案及び評価に関すること。 2 感染対策管理に関する意識の向上及び指導に関すること。
検査・放射線部又は検 査・放射線室	1 医学的検査及び臨床検査に関すること。 2 放射線照射に関すること。
	2 放射線照射に関すること。 3 放射線施設及び診療放射線機器の管理に関すること。 4 検査及び放射線に関する記録の整理及び保管に関すること。
I.A	
検査部	1 医学的検査及び臨床検査に関すること。 2 検査に関する記録の整理及び保管に関すること。
放射線部	1 放射線照射に関すること。
10×11 10×11	2 放射線施設及び診療放射線機器の管理に関すること。 3 放射線に関する記録の整理及び保管に関すること。
	.,,,
放射線技術部 【粒子線医療センター】	1 放射線照射に関すること。 2 粒子線医療装置の運転管理及び放射線の安全管理に関すること。
	3 粒子線医療の物理工学研究に関すること。
リハビリテーション部	1 患者へのリハビリテーションの提供に関すること。
	2 リハビリテーションに関する記録の整理及び保管に関すること。
<u></u> 地域ケア部	
【ひょうごこころの医療センター】	
研究部	1 医療技術の臨床応用等の研究に関すること。
【尼崎総合医療センター】 【はりま姫路総合医療センター】	
【こども病院】 【がんセンター】	
教育部 【尼崎総合医療センター】	1 医師の臨床研修に関すること。 2 職員の研修及び教育の推進に関すること。
看護部	1 看護及び診療補助に関すること。
	2 看護学生の実習指導に関すること。
薬剤部	1 調剤に関すること。
	2 薬品及び衛生用品に関すること。
難病相談センター 【尼崎総合医療センター】	1 難病に関する医療及び療養生活についての相談及び指導に関すること。
	2 難病に関する情報の収集、管理及び提供に関すること。
栄養管理部	1 栄養管理に関すること。
 	2 栄養指導及び教育に関すること。 1 地域医療連携の推進に関すること。
地域医療連携部	
家族支援・地域医療連携部 【こども病院】	1 小児精神保健、母子保健の相談及び指導に関すること。 2 地域医療連携の推進に関すること。
部長 (医療情報担当)	1 県立病院のIT化の推進に関すること。 2 医療情報等の収集、管理及び発信に関すること。
	3 情報漏洩の防止、情報システムの運用等、適切な情報管理のための職員へ
	の指導・教育に関すること。
部長(がん登録・診療連携担当)	 1 がん診療連携協力体制の充実等に向けた、兵庫県がん診療連携協議会の実
【がんセンター】	施・運営に関すること。
	2 がんセンター内でのがん登録のデータ登録・分析・評価等に関すること。
	3 県内のがん登録のデータの分析・評価等に関すること。

部名等		所掌事務
医療部 【粒子線医療センター】 【神戸陽子線センター】	1 2 3 4	診療に関すること。 調剤及び製剤に関すること。 粒子線医療の臨床研究に関すること。 前各号に掲げるもののほか、医療に関すること。
生活習慣病センター 【加古川医療センター】	1	生活習慣病センターの運営に関すること。
小児がん医療センター 【こども病院】	1	小児がん医療センターの運営に関すること。
周産期医療センター 【尼崎総合医療センター】 【こども病院】	1	周産期医療センターの運営に関すること。
緩和ケアセンター 【がんセンター】	1	緩和ケアセンターの運営に関すること。
病理診断センター 【がんセンター】	1	病理診断センターの運営に関すること。
精神科救急医療センター 【ひょうごこころの医療センター】	1	精神科救急医療センターの運営に関すること。
糖尿病・内分泌センター 【はりま姫路総合医療センター】	1	糖尿病・内分泌センターの運営に関すること。
心臓血管センター 【はりま姫路総合医療センター】	1	心臓血管センターの運営に関すること。
脳卒中センター 【はりま姫路総合医療センター】	1	脳卒中センターの運営に関すること。
リウマチ膠原病センター 【加古川医療センター】	1	リウマチ膠原病センターの運営に関すること。
救命救急センター 【尼崎総合医療センター】 【西宮病院】 【加古川医療センター】 【はりま姫路総合医療センター】 【淡路医療センター】	1	救命救急センターの運営に関すること。
小児救命救急センター 【尼崎総合医療センター】	1	小児救命救急センターの運営に関すること。
集中治療センター 【尼崎総合医療センター】	1	集中治療センターの運営に関すること。
ゲノム医療センター 【こども病院】	1	ゲノム医療センターの運営に関すること。
ゲノム医療・臨床試験センター 【 かぶん・センター】	1	ゲノム医療・臨床試験センターの運営に関すること。
総合診療センター 【丹波医療センター】	1	総合診療センターの運営に関すること。
臨床研修センター 【はりま姫路総合医療センター】	1	臨床研修センターの運営に関すること。
認知症疾患医療センター 【はりま姫路総合医療センター】	1	認知症疾患医療センターの運営に関すること。

6 沿 革

年	男 変 遷 等 の 概 要
	1 西宮懐仁病院開設 6 加古川懐仁病院開設 0 西宮懐仁病院尼崎分院開設
S 12.	6 精神病院光風寮を開設
S 13.	4 西宮懐仁病院尼崎分院を尼崎懐仁病院に改称
S 22.	5 尼崎懐仁病院を尼崎病院に改称 西宮懐仁病院を西宮病院に改称 加古川懐仁病院を加古川病院に改称
S 28.	4 県立療養所柏原荘開設 0 尼崎病院塚口分院開設
S 31.	4 淡路病院開設
	9 精神病院光風寮 400 床を 425 床に増床 0 精神病院光風寮を県立病院光風寮に改称 県立療養所柏原荘を県立病院柏原荘に改称
S 36.	4西宮病院 病棟改築 (鉄筋コンクリート 5 階建 延 4,086.35 ㎡)6光風寮 第 7 病棟新築 (80 床) (鉄筋コンクリート 2 階建 延 1.534.60 ㎡)加古川病院を総合病院として承認西宮病院 人間ドック開設 (5 床)光風寮 425 床を 505 床に変更尼崎病院 病床数変更 (一般 388、結核 36、人間ドック 4 計 428 床)
S 37.	3 塚口分院 病床数変更(一般 90、結核 160、伝染病 60 計 310 床) 9 財団法人兵庫県がんセンター附属病院開設
	1 加古川病院 北病棟新設(鉄筋コンクリート 4 階建 延 2,551.21 ㎡) 3 加古川病院 病床数変更(一般 213、結核 28 計 241 床) 0 尼崎病院 第 3 病棟新設(鉄筋コンクリート 7 階建 延 6,175.04 ㎡)
	2塚口分院 病床数変更 (一般 120、結核 130、伝染病 60 計 310 床)9各県立病院に地方公営企業法の企業会計財務適用を実施0柏原荘 病床数増 (一般 9、結核 20 計 29 床)
S 40.	9 光風寮 病床数変更 505 床を 541 床に 0 尼崎病院 診療棟改築(鉄筋コンクリート 4 階建 延 4,500.92 ㎡) 病床数変更(一般 447、結核 36、人間ドック 4 計 487 床)

年 月	変遷等の概要
S 41. 5	光風寮 第8病棟新築(鉄筋コンクリート2階建 延1,282.88 ㎡)
6	光風寮 病床数変更 (541 床を 633 床に)
S 42. 12	尼崎病院 病床数変更(一般 458、結核 36、人間ドック 4 計 498 床)
S 43. 3	西宮病院・加古川病院・淡路病院・柏原荘を救急指定病院として告示
8	淡路病院 整形新病棟設置(鉄筋コンクリート 4 階建 延 2,938.21 ㎡) 加古川病院 東病棟設置(鉄筋コンクリート 5 階建 延 4,037.10 ㎡)
11	病床数変更(一般 330、結核 30 計 360 床) 塚口分院 増築第1期工事完了(鉄筋コンクリート地下1階地上3階建 延4,169.10 ㎡) 病床数変更(一般 230、結核 70、伝染病 60 計 360 床)
S 44. 8	塚口分院 総合病院化 柏原荘 病床数変更(一般 174、結核 179 計 353 床)
S 45. 3	西宮病院 救急センター設置(鉄筋コンクリート5階建 延2,513.69 m²)
4	加古川高等看護学院開設 こども病院開設(一般 260、精神 40 計 300 床)、相談調査事業併設
S 46. 4	財団法人兵庫県がんセンターを県立移管し、県立病院がんセンターとして発足(一般 120 床)
9	柏原高等看護学院開設
11	塚口分院 病床数変更 (一般 230、結核 8、伝染病 60 計 298 床) こども病院 母と子の指導教室完成
S 47. 4	尼崎病院 人工腎臓室を設置
S 48. 4	
	西宮病院 腎移植センター増設 県立病院光風寮を光風病院に改称
7	県立病院柏原荘を柏原病院に改称
	塚口分院 増築第2期工事(病棟)完成(鉄筋コンクリート地下2階地上9階建
	延 8, 988. 95 m³)
9	塚口分院 病床数変更 (一般 400、伝染病 60 計 460 床)
10	淡路病院 第1病棟増設 (鉄筋コンクリート5階建 延5,174.00 ㎡)
S 49. 4	淡路病院 病床数変更(一般 274、結核 50、精神 50、伝染病 45 計 419 床)
5 10. 1	西宮病院 第 2 病棟増築(鉄筋コンクリート地下 2 階地上 5 階建 延 6, 462. 39 ㎡) 病床数変更(一般 400 床)
9	加古川病院 病床数変更(一般 370、結核 30 計 400 床)
10	加古川病院 中央病棟(鉄筋コンクリート地下2階地上6階建 延6,330.84 ㎡) 塚口分院を塚口病院に改称
S 50. 4	
	淡路高等看護学院開設

	丰	月	変遷等の概要
S	51.	3	塚口病院 第3期工事(診療管理棟)(鉄筋コンクリート地下1階地上3階建 延5,189.65 ㎡)
		7	に
		8	加古川病院 結核病棟を廃止し、一般病床を 400 床へ変更
S	52.	4	加古川、柏原、淡路高等看護学院の3学院を看護専門学校に改称 尼崎病院 東洋医学研究室を廃止し、県立東洋医学研究所及び県立東洋医学研究所 附属診療所を設置
S	53.	8	淡路病院 第1期工事(診療管理棟)(鉄筋コンクリート2階(一部5階)建延3,103.20㎡)
S	54.	3	尼崎病院 病床数変更(一般 498 床) 柏原病院 第1期工事(診療病棟)(鉄筋コンクリート地下1階地上5階建 延8,662.90 ㎡)
S	55.	11	淡路病院 病床数変更(一般289、結核50、精神50、伝染病30計419床)
S	56.	6	姫路循環器病センター開設 (病床数 300 床うち第 3 次救急センター30 床)
	•••	7	光風病院 新第一病棟完成(鉄筋コンクリート地下1階地上5階建 延5,149.88 ㎡) 柏原病院 第2期工事(診療病棟等)(鉄筋コンクリート地上5階建 延6,325.11 ㎡)
S	57.	7	柏原病院 病床数変更(一般 273、結核 80 計 353 床)
		10	柏原病院 第3期工事(結核病棟 鉄筋コンクリート平屋建987.30 ㎡ 外来食堂棟 鉄筋コンクリート平屋建124.38 ㎡)
S	58.	7	柏原病院 第3期工事(外来診療棟)(鉄筋コンクリート2階建 延3,785.50 ㎡) 塚口病院 放射線治療室(地下1階建 延170.94 ㎡) 光風病院 診療管理棟(鉄筋コンクリート6階建 延2,989.85 ㎡)
		10	東洋医学研究所附属柏原鍼灸院設置
S	59.	5	がんセンターを廃止し、成人病センターを開設(病床数 180 床 鉄筋コンクリート 地下 1 階地上 6 階建 延 18,713 ㎡)
		6	県立検診センター設置 (鉄筋コンクリート 2 階建 延 870 m²)
		7	柏原病院 総合病院名称を承認 柏原病院 房床物亦更 (一郎 202 結核 50 計 252 床)
		9	柏原病院 病床数変更(一般 303、結核 50 計 353 床)
S	60.	3	こども病院 日帰り手術棟完成
S	61.	3	姫路循環器病センター 外来診療棟増設(鉄筋コンクリート平屋建 延 289.50 ㎡)
		4	塚口病院 病床数変更 (一般 400 床)
		10	尼崎病院 新病棟に移転(一般 500 床 鉄骨・鉄筋コンクリート地下 1 階地上 8 階建 延 30,117 ㎡)
		12	姫路循環器病センター 開放型病院として指定

	E	 月	変遷等の概要
S	62.	3	成人病センター 第2期工事完成(鉄骨・鉄筋コンクリート地下1階地上6階建 延4,487 m ²)
		4	成人病センター 病床数変更 (一般 400 床)
		12	尼崎病院 開放型病院として指定
S	63.	3	尼崎病院 臨床修練指定病院として指定
		4	淡路病院 臨床研修病院として指定 ************************************
		5	淡路病院 伝染病床 30 床を 10 床に変更 成人病センター MR棟完成(鉄筋コンクリート平屋建 延 252.6 ㎡)
Н	1.		こども病院 臨床修練指定病院として指定(小児疾患)
		3 4	淡路病院 新病棟(第3病棟)新築、救急棟増築 県立成人病臨床研究所設置
Н	2.	3	柏原病院 ICU増築
		10	尼崎病院 難病相談センター設置
Н	3.	3	尼崎病院 MR棟完成(鉄筋コンクリート平屋建 延 191.08 ㎡)
		4	加古川病院 リハビリ室増築 淡路病院 病床数変更(一般 371、精神 45、結核 26、伝染 10 計 452 床)
		4	成 6 成 6 成 6 成 6 成 6 成 6 成 6 成 6 成 6 成 6
		7	淡路病院 口腔外科棟新築
		11	淡路病院 老人性痴呆疾患センター設置
Н	4.	3	姫路循環器病センター 画像検査棟及び術後ICU棟増築
		5	西宮病院 第1期工事完成(高層部分鉄骨・鉄筋コンクリート地下1階地上11階建
			延 15, 762. 83 ㎡)
Н	5.	3	
		4	高齢者脳機能研究センター設置(病床数 50 床 鉄筋コンクリート地下1階地上7階建
			延 6, 908. 34 m²)
Н	6.	4	柏原病院 臨床研修病院として指定
		10	こども病院 周産期医療センター設置 (鉄筋コンクリート 5 階建 延 9,425 m²)
		12	病床数変更(一般 290 床) 西宮病院 第 2 期工事完成(鉄筋コンクリート地下 1 階地上 5 階建 延 3, 216. 82 ㎡)
Н	7.	3	淡路病院 リハビリ棟完成 (延 113.75 ㎡)
			成人病センター 手術室増築(延 592.60 ㎡)
		8	光風病院 新病棟(西棟、南棟、北棟、エレベーター棟)完成
			(鉄筋コンクリート地下 1 階地上 4 階建 延 11, 351. 12 ㎡)

——年	Ξ.	月	変遷等の概要
Н	8.	1 3 7 10	光風病院 病床数変更(精神 495 床) 柏原病院 MR I 棟完成(延 258.75 ㎡) 尼崎病院・淡路病院 エイズ拠点病院として選定 加古川病院・淡路病院・柏原病院・姫路循環器病センター 災害拠点病院として指定
Н	9.	9 11	西宮病院 2号棟改修工事完成(鉄筋コンクリート地下3階地上5階建延6,449.59 m ²) 西宮病院 臓器提供施設としての実施体制が整う
Н	10.	3 6 7	西宮病院 3号棟改修工事完成(鉄骨鉄筋コンクリート5階建 延2,513.69 ㎡) 光風病院 社会復帰棟完成(延1,886.96 ㎡) こども病院 本館改修工事完成(鉄筋コンクリート7階建 延11,127.70 ㎡) 淡路病院 へき地医療支援病院として指定
Н	11.	4 8	淡路病院 第二種感染症指定医療機関として指定 淡路病院 病床数変更(一般 377、精神 45、結核 26、感染症 4 計 452 床)
Н	12.	3	西宮病院 立体駐車場完成 こども病院 総合周産期母子医療センターとして指定 慢性疾患児家族宿泊施設(ファミリーハウス)完成(延 200 ㎡)
		8	西宮病院 3号棟南側敷地周辺整備工事完成
Н	13.	4 8 10	粒子線医療センター開設 県立検診センターの廃止 淡路病院 地域周産期母子医療センターとして認定 淡路病院 地域医療支援病院として承認
Н	14.	3 4 10	こども病院 立体駐車場完成 加古川看護専門学校、高齢者脳機能研究センター、成人病臨床研究所 廃止 病院事業への地方公営企業法の全部適用 病院事業管理者及び病院局の設置 こども病院 3次救急医療の実施
Н	15.	4 8	粒子線医療センター 陽子線治療の一般治療開始 兵庫県災害医療センター 開設
Н	16.	8	粒子線医療センター 陽子線治療 高度先進医療の承認 (一部保険診療の開始)
Н	17.	3 6	粒子線医療センター 炭素線治療の一般治療開始 粒子線医療センター 炭素線治療 高度先進医療の承認(一部保険診療の開始)
Н	18.	4	柏原病院 病床数変更(一般 303 床) 成人病センター 病理診断センターの設置 塚口病院 周産期医療機能の提供開始

年 月	変遷等の概要	
Н 19. 1	成人病センター 都道府県及び地域がん診療連携拠点病院として指定 淡路病院 地域がん診療連携拠点病院として指定 尼崎病院 第二種感染症指定医療機関として指定	
4	成人病センターをがんセンターに改称 尼崎病院 診療科目の変更 (追加:呼吸器科、脳神経外科、呼吸器外科 削除:産婦人科)	
	塚口病院 診療科目の変更	
	(追加:心療内科、アレルギー科、小児外科、泌尿器科 削除:神経内科 呼吸器科、脳神経外科) 地域周産期母子医療センターとして認定	``
	西宮病院 診療科目の変更 (追加:循環器科) 腎疾患総合医療センターを設置	
8	加古川病院 エイズ拠点病院として選定	
10	こども病院 小児救急医療センターを設置	
	光風病院 精神科救急医療センターを設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Н 20. 2	柏原病院 地域がん診療連携拠点病院として指定	
4	こども病院 小児中核病院として指定	
	柏原病院 へき地医療支援病院として指定	
H 21. 4	診療科目の変更	
	尼崎病院 追加:呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、小児循環器内科 腎臓内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、感染症内科 乳腺外科、病理診断科	
	削除:呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科	
	塚口病院 追加:消化器内科、乳腺外科、病理診断科 削除:消化器科	
	西宮病院 追加:消化器内科、循環器内科、腎臟内科、血液内科、消化器 外科、乳腺外科、病理診断科、救急科	岩
	削除:循環器科	
	淡路病院 追加:循環器内科、神経内科、病理診断科 削除:神経科、循環器科	
	光風病院 追加:児童思春期精神科	
	削除:神経科	
	相原病院 追加:呼吸器内科、消化器内科、循環器内科 削除:呼吸器科、消化器科、循環器科	
	でいる。	
	科、病理診断科、救急科	
	削除:内科、神経科	

年 月	変遷等の概要
	がんセンター 追加:呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、血液内科、緩和 ケア内科、腫瘍内科、頭頸部外科、消化器外科、乳腺外 科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科 削除:内科、呼吸器科、消化器科、外科、耳鼻咽喉科、放射線 科、歯科
	姫路循環器病センター 追加:循環器内科、病理診断科、救急科 削除:循環器科
	災害医療センター 追加:循環器内科、救急科 削除:循環器科
Н 21.11	加古川医療センター開設(加古川病院を改称・移転) 加古川医療センター 診療科目の変更(加古川病院からの変更) 追加:呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、神経内科、糖尿 病・内分泌内科、緩和ケア内科、感染症内科、心臓血管 外科、乳腺外科、形成外科、精神科、婦人科、病理診断 科、救急科 削除:消化器科、小児科、産婦人科
12	加古川医療センター 救命救急センターとして指定 加古川医療センター 第一種及び第二種感染症指定医療機関として指定 尼崎病院、西宮病院、こども病院 地域医療支援病院として承認
H 22. 4	淡路病院 診療科目の変更(追加:心臓血管外科) 尼崎病院、西宮病院 兵庫県指定がん診療連携拠点病院として指定
H 23. 2 3 4 11	加古川医療センター 兵庫県指定がん診療連携拠点病院として指定 加古川医療センター、姫路循環器病センター 地域医療支援病院として承認 東洋医学研究所附属柏原鍼灸院廃止 リハビリテーション中央病院、リハビリテーション西播磨病院を移管・設置 西宮病院 救命救急センターとして指定 株式会社ひょうご粒子線メディカルサポートの設立
H 25. 2 3 4	こども病院 小児がん拠点病院として指定 光風病院 児童思春期センター (愛称:ひかりの森) 外来診療部門開設 診療科目の変更 尼崎病院 追加:漢方内科、緩和ケア内科、消化器外科、救急科 塚口病院 追加:呼吸器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、血液・ 腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科、小児救急科、歯科口腔 外科 がんセンター 追加:リハビリテーション科 災害医療センター 追加:形成外科 西宮病院 地域周産期母子医療センターとして認定 災害拠点病院として指定

————— 年 月	
Н 25. 5	淡路医療センター開設 (淡路病院を改称・移転) 淡路医療センター 診療科目の変更 (淡路病院からの変更) 追加:形成外科、救急科
6 11	淡路医療センター 地域救命救急センターとして指定 光風病院 児童思春期センター(愛称:ひかりの森) 病棟部門開設 加古川医療センターを基地病院とするドクターへリの運航開始
Н 26. 4	診療科目の変更 姫路循環器病センター 追加:糖尿病・内分泌内科、形成外科、眼科 柏原病院 緩和ケア病棟の開設
H 27. 3 4	淡路看護専門学校、柏原看護専門学校 廃止 診療科目の変更 加古川医療センター 追加:消化器外科 淡路医療センター 追加:呼吸器内科、消化器内科、血液内科、呼吸器 外科 柏原病院 追加:救急科 リハビリテーション中央病院 追加:小児精神科 光風病院 病床数変更(精神 478 床) 尼崎総合医療センター開設(尼崎病院と塚口病院を再編) 尼崎総合医療センター 診療科目の変更(尼崎病院からの変更) 追加:血液内科、心療内科、腫瘍内科、頭頸部外科、小児外科、アレルギー科、小児
H 28. 4	アレルギー科、リウマチ科、小児科、産婦人科、放射線治療科、小児救急科、 歯科口腔外科 削除:血液・腫瘍内科 尼崎総合医療センター 救命救急センターとして指定 災害拠点病院として指定 兵庫県立東洋医学研究所、兵庫県立東洋医学研究所附属診療所 廃止 診療科目の変更 加古川医療センター 追加:リウマチ科 こども病院移転・開設(整備場所 神戸市中央区港島南町1丁目)
12 H 29. 1	こども病院 診療科目の変更 追加:リハビリテーション科 診療科目の変更 加古川医療センター 追加:腎臓内科

年 月	変遷等の概要
Н 29.4	光風病院をひょうごこころの医療センターに改称
	診療科目の変更
	足崎総合医療センター 追加:小児神経内科、小児血液・腫瘍内科、新生児 内科、小児脳神経外科
	西宮病院 追加:糖尿病・内分泌内科、腫瘍内科、形成外科、
	リウマチ科、放射線診断科、放射線治療科
	削除:放射線科
	ひょうごこころの医療センター 追加:脳神経外科、老年精神科
	尼崎総合医療センター、こども病院、小児救命救急センターとして指定
12	粒子線医療センター附属神戸陽子線センター開設
Н 30. 2	こども病院 兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院として指定
3	がんセンターがんゲノム医療連携病院として指定
4	姫路循環器病センター 病床数変更(一般 330 床)
4	診療科目の変更
0	尼崎総合医療センター 追加:小児感染症内科、小児形成外科
8	柏原病院 地域医療支援病院として承認
10	尼崎総合医療センター 兵庫県認知症疾患医療センターとして指定
H 31. 4	診療科目の変更
	尼崎総合医療センター 追加:脳神経内科、小児脳神経内科
	削除:神経内科、小児神経内科
	加古川医療センター 追加:脳神経内科 削除:神経内科
	淡路医療センター 追加:消化器外科、脳神経内科、放射線診断科、 放射線治療科
	削除:神経内科、放射線科
	姫路循環器病センター 追加:脳神経内科 削除:神経内科
	災害医療センター 追加:脳神経内科 削除:神経内科
	リハビリテーション中央病院 追加:脳神経内科 削除:神経内科
	リハビリテーション西播磨病院 追加:脳神経内科 削除:神経内科
R 1. 7	丹波医療センター開設(柏原病院と柏原赤十字病院を再編)
	丹波医療センター 診療科目の変更(柏原病院からの変更)
	追加:腎臓内科、脳神経内科、血液内科、
	糖尿病・内分泌内科、緩和ケア内科、
	消化器外科、乳腺外科、リウマチ科
	病理診断科、歯科口腔外科
	削除:歯科
9	がんセンターがんゲノム医療拠点病院として指定
R 2. 1	こども病院 がんゲノム医療連携病院として指定
R 3.3	尼崎総合医療センター 地域がん診療連携拠点病院として指定

R 3.4 加古川医療センター 重症コロナ病棟開設 リハビリテーション中央病院 スポーツ医学診療センター開設

R 4.5 はりま姫路総合医療センター開設(姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院を再編) はりま姫路総合医療センター 診療科目の変更(姫路循環器病センターからの変 更)

> 追加:呼吸器内科、消化器内科、腎臓内科、血液内科、 緩和ケア内科、感染症内科、腫瘍内科、 呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科、 整形外科、リウマチ科、小児科、皮膚科、 泌尿器科、産婦人科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、 放射線診断科、放射線治療科、歯科口腔外科

削除:放射線科

第2 事業の概要

1 病院事業の概要

県の病院事業は、全県や2次医療圏域における拠点病院として、高度専門・特殊医療を中心とした政策医療を効果的かつ効率的に提供するとともに、県立病院の他に中核となる医療機関がない地域においては地域医療の確保について中心的な役割を担うことを目的とし、以下の13病院1診療所を運営している。

県民と地域から信頼され安心できる県立病院づくりを基本理念とし、平成31年4月に策定した「第4次病院構造改革推進方策」に基づき、疾病構造の変化や医療技術の進歩、地域医療構想への対応等、病院事業が直面する課題に対し、不断の改革に取り組んでいる。

			I	
区分	病院名	許 可 病床数	備考	運営・管理
総合	尼崎総合医療センター	730床		直営
	西宮病院	400床		
崩漏	加古川医療センター	353床		
院	はりま姫路総合医療センター	736床		
	丹波医療センター	320床		
	淡路医療センター	441床		
専門病院	ひょうごこころの医療	462床	精神医療	
	センター			
	こども病院	290床	小児医療	
	がんセンター	360床	がん医療	
196	粒子線医療センター	50床	がん医療	
	粒子線医療センター附属	無床		
	神戸陽子線センター			
	災害医療センター	30床	災害・救急	日本赤十字社
			医療	兵庫県支部(指
				定管理者)
	リハビリテーション	520床	リハビリ	県社会福祉事業
	中央病院		テーショ	団(指定管理者)
	リハビリテーション 西播磨病院	100床	ン医療	

2 県立病院の診療科目と特色

令和4年4月現在

病院名	診療科目	令和4年4月現在 病院の特色
尼崎総合医		
療センター	科 小児循環器内科 腎臓内科 脳神経内	
)A CV /	科 小児脳神経内科 血液内科 小児血	
	液・腫瘍内科、糖尿病・内分泌内科 新生	
		・メディカルハ・ースセンター
	感染症内科 小児感染症内科 腫瘍内科	・小児救命救急センター、小児中核病院として 24 時間対
		応の小児救命救急医療や高度専門治療を提供
	科 心臟血管外科 脳神経外科 小児脳神	
	経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科	
	形成外科 小児形成外科	 県難病相談センター
	上記以精神科 アレルギー科 小児アレルギー科 リウマチ科	
	外の診小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科	• 地域医療支援病院
	療科目眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線	・厚生労働省指定基幹型臨床研修病院
	診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断	 認知症疾患医療物品
	科 救急科 小児救急科 歯科口腔外科	新型コロナウイルス感染症重症等特定病院
	計48科	
西宮病院		・ 県指定がん診療連携拠点病院
ולאנית בו בו	血液内科 糖尿病・内分泌内科 腫瘍内科	
1		・災害拠点病院
	整形外科 形成外科	・地域周産期母子医療センター
		・腎疾患総合医療センターを設置し、腎臓移植等を実施
	上記以りりょたは、小児科、他尿器科、産婦人科外の診眼科、耳鼻咽喉科、りハビリテーション科、放射線	
	療科目 診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断	• 厚生学働省指定基於型臨床研修病院
	科 救急科	字上刀 阙 目 1日 C 圣 轩 王 岫 水 切 l 乡 内 的
	計25科	
加古川医療		
から 11 区が	科 腎臓内科 脳神経内科 糖尿病・内分	
C77	泌内科 緩和好內科 感染症内科	・ 救命救急センター
	外科 外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経	
	外科 乳腺外科 整形外科 形成外科	・第一種及び第二種感染症指定医療機関
	上記以精神科 明77科 皮膚科 泌尿器科 婦人	
	工 記 5 情性科 99 57 科 及膚科 - 佐水谷科 - 婦人 外 の 診科 - 眼科 - 耳鼻咽喉科 - リハビリテーション科 - 放	
	療科目 射線科 麻酔科 病理診断科 救急科	・地域医療支援病院
	原件目 別 旅行 一	· 厚生労働省指定基幹型臨床研修病院
	前 Z O 行	・新型コナウイルス感染症拠点病院
はりま姫路	内科 内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内	・県指定がん診療連携拠点病院
総合医療セン		糖尿病・内分泌センター
<i>д</i> -	尿病・内分泌内科 緩和灯内科 感染症内	
ĺ	科 腫瘍内科	脳卒中センター
	外科 外科 呼吸器外科 消化器外科 心臟血管	
	外科 脳神経外科 乳腺外科 小児外科	・臨床研修センター
	整形外科 形成外科	· 認知症疾患医療センター
	上記以精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器	
	外の診科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸部	
	療科目外科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射	
	線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科	・へき地医療拠点病院
1	歯科口腔外科	・県難病医療専門協力病院
		・地域医療支援病院
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	厚生労働省指定協力基幹型臨床研修病院
丹波医療セン	内科 内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内	・地域がん診療連携拠点病院
ў —	科 脳神経内科 腎臓内科 血液内科 糖	
	尿病・内分泌内科 緩和ケア内科	・丹波救急医療圏域における3次的機能病院
	外科 外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科	・災害拠点病院
	整形外科	・地域小児医療センター
	上記以 ウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦	・厚生労働省指定基幹型臨床研修病院
	外の診人科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科	・へき地医療拠点病院
1	療科目 放射線科 麻酔科 病理診断科 救急科	
	歯科口腔外科	・地域医療支援病院
	計27科	· 第二種感染症指定医療機関
	2 11	

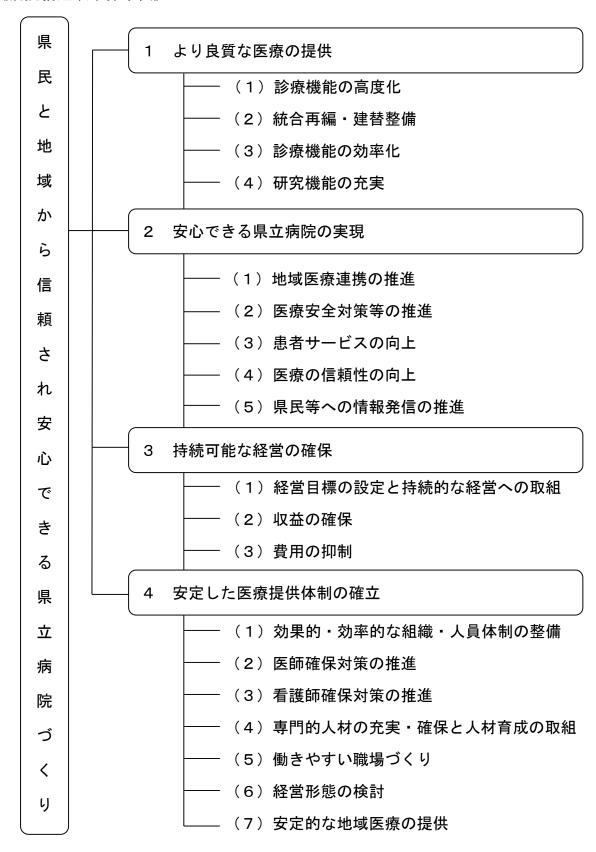
・	\	1 61	Lot act an Lot Mar an Lot	to the second of the best to the land of t
##			内科 呼吸器内科 消化器内科	・地域がん診療連携拠点病院
中国	9-			
- 松麻血管外科 配神経外科 2004年 2005年				
一型以降性科・小児科 皮膚科 泌尿器科 庭場 2.4 治療機及病院と 1.2 分割 2.9 利 2.				
上 ① 以解神解				
外の診 具件 退料 耳鬼叫解科 から治から科 原発料 (中) 19-04年				
要件目、数幹線診断科 数条料 商科 画科 1894科 1 - 県建南政政学門協力病院 - 別主の 194				・へき地医療拠点病院
カリー カリ				・県難病医療専門協力病院
ひょう 三 四科 外科 一			理診断科 救急科 歯科 歯科口腔外科	
上記以精神科 児童思春期精神科 老年精神科 表知能與 整節 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ひょうごこ	内科	内科	
上記以精神科 児童思春期精神科 老年精神科 表知能與 整節 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	ころの医療	外科	脳神経外科	
おこか 日本学的 日本学的 日本学的 日本学的 日本学	センター	2171	加西 17 加金 2 1 7 1	
### 19 19 19 19 19 19 19 1				
一次の			歯科	
世子館 (1975年) 1975年 1975年		療科目		
19 1 19 1				お宝体
三ども病院 内科 照環器内科 弱伸内科 周神経内科 画流 照傷的科 所以外科 所以外科 所以外科 所以外科 所以外科 所以外科 小児母科 小児母科 小児母科 小児母科 小児母科 小児母科 小児母科 小児母			計6科	
血液・腫瘍内科 代謝・内分泌内科 周南 期内科 新生児内科 ト級外科 上部以精神科 アルギー科 リッチ科 小児外科 皮膚 外の 診科 泌尿器科 麻科 無難料 病理部 かの 診科 泌尿器科 麻科 無難料 病理部 療科目 リルピリア-シン科 放射線科 麻佛科 病理部 療料目 リルピリア-シン科 放射線科 麻佛科 病理部 が 後尾器科 麻科 無難料 病理部 が 後尾器科 麻科 病理部	こども病院	内科	循環器内科 腎臓内科 脳神経内科	
外科 小場血管外科 脳神経外科 小児外科				
上記以精神科 アルギー科 19ヶ7科 小児科 皮膚 外の 18科 28展 8科 産科 18科 耳鼻咽喉科 病理科 18 大き 大き 大き 大き 大き 大き 18 大き 1			期内科 新生児内科	・総合周産期母子医療センター
上記以精神科 704年 - 科 1975科 小児科 皮膚		外科	心臓血管外科 脳神経外科 小児外科	
外の 診科 泌尿器科 廃科 原科 眼科 耳葉咽喉科 - 長尾康神凡心 - 疾患医療視点病院 療科目 pr 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 2 - 1 - 2 - 1 - 2 - 1 - 3 - 4 - 2 - 3 - 3 - 3 - 3 - 4 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3				・小児救命救急センター、小児中核病院として24時間対
旅科目 かと リテーション科 放射線科 麻酔科 病理診 地域医療支援病院 原生 1 がんセケー 内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 血液内科 緩和が内科 腫瘍内科 地域が心診療連携拠点病院 原生 労働 首指定協力型 臨床研修病院 原生 労働 首指定協力型 臨床研修病院 原生 労働 首指定協力型 臨床研修病院 小児・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
新科 牧急科 小児歯科 1字写物省指定協力型臨床研修病院		外の診	科 泌尿器科 産科 眼科 耳鼻咽喉科	・
計27科 がんが A医療連携病院 がんが A医療連携病院 がんが A医療連携病院 がんどか 内科 通販内科 摘化器内科 通販内科 通販内科 通販内科 通販内科 通販内科 通販内科 通販内科 通販内科 通販外科 野田 野田 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日				
がんセット 内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 加液内科 原籍内科 加液内科 解型器内科 胚態内科 形成外科 形成外科 形成外科 形成外科 光線分解 乳腺外科 整形外科 形成外科 接和がセット と記以精神科 房理診断科 歯科口腔外科 所教 衛和 14年				
血液内科 緩和が内科 腫瘍内科	28 1 July 19	H-41		
外科 頻照部外科 呼吸器外科 消化器外科 形成外科 形成外科 形成外科 光板外科 光板外科 光板外科 光板外科 光板外科 光板外科 光板外科 光板	かんピンター			
神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科 総和灯セクー 上記以精神科 皮膚科 泌尿器科 婦人 別々! * * * * * * * * * * * * * * * * * *				
上記以精神科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 別ペーペートション科 放射線形断科 婦別 婦別 海科 かけ線治療料 療料目 解酔科 病理診断科 歯科口腔外科 中生労働省指定協力型臨床研修病院 早生労働省指定協力型臨床研修病院 早生労働省指定協力型臨床研修病院				
摩科目 解酔科 病理診断科 歯科口腔外科 計23科 記子線医療 放射線科 ・全国自治体病院初の粒子線によるがん治療専門病院 ・全国自治体病院初の粒子線によるがん治療専門病院 ・陽子線と炭素(小線の双方を使用する世界初の病師 ・陽子線と炭素(小線の双方を使用する世界初の病師 ・陽子線と炭素(小線の双方を使用する世界初の病師 ・同性生労働省指定協力型臨床研修病院 ・「原生労働省指定協力型臨床研修病院 ・「近隣の医療施設と連携し、化学療法・手術等との済み合わせによる高度な治療を成人患者に提供 ・・ル児がん連携病院 「垣野の腰が施設と連携し、化学療法・手術等との済み合わせによる高度な治療を成人患者に提供 ・小児がん連携病院 「垣野の陽が施設 ・原生労働省指定協力型臨床研修施設 ・原生労働省指定協力型臨床研修施設 ・京度教命教念セル・・・基幹災害拠点病院として救護班の派遣、研修を実践 ・京度教命教念セル・・・基幹災害拠点病院として救護班の派遣、研修を実が発力のの診察が利益を表した。 ・東本の大部の中核病院 ・東維病医療専門協力病院 ・東維病医療専門協力病院 ・東維病医療専門協力病院 ・大工関節置検索の手術医療の提供 ・小児小と"リ訓練室を設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
計23科 粒子線医療 放射線科 143 154 155 156				
全国自治体病院初の粒子線によるがん治療専門病院 中子線と炭素化が線の双方を使用する世界初の病的 中子の 一段生労働省指定協力型臨床研修病院 中里労働省指定協力型臨床研修病院 中里労働省指定協力型臨床研修病院 中里労働省指定協力型臨床研修施設 中里労働省指定協力型臨床研修施設 中里労働省指定協力型臨床研修施設 中里労働省指定協力型臨床研修施設 中里労働省指定協力型臨床研修施設 中里労働省指定協力型臨床研修施設 市里水外科 上記以放射線科 麻酔科 政府外科 上記以放射線科 麻酔科 救急科 上記以切射線科 麻酔科 救急科 上記以切射線科 麻酔科 大子 東部外科 上記以切りが科 小児科 中央病院 中区科 中区科 中区科 中区 中区 中区 中区				
計1科	粒子線医療	放射線和		・全国自治体病院初の粒子線によるがん治療専門病院
同附属神戸 放射線治療科 小児放射線治療科 麻酔科 ・小児患者への陽子線治療の提供 ・近隣の医療施設と連携し、化学療法・手術等との名み合わせによる原な治療を成人患者に提供 ・小児が心連携病院 ・厚生労働省指定協力型臨床研修施設 ・厚生労働省指定協力型臨床研修施設 ・高度牧命教急セッター ・教命教急セッター ・基幹災害拠点病院として救護班の派遣、研修を実施 ・災害教色医療システムの中核施設 ・厚生労働省指定協力型臨床研修病院 ・厚生労働省指定協力型臨床研修病院 ・原生労働省指定協力型臨床研修病院 ・厚生労働省指定協力型臨床研修病院 ・厚生労働省指定協力型臨床研修病院 ・厚生労働省指定協力型臨床研修病院 ・厚生労働省指定協力型臨床研修病院 ・厚性・関係を実施 ・原本の ・原本の ・原本の ・原本の ・原本の ・原本の ・原本の ・原本の ・原本の ・アジョン内科 ・方と ・の ・アジョン内科 ・アジョン内科 ・アジョン内科 ・アジョン内科 ・アジョン内科 ・アジョン内科 ・アジョン内科 ・原本の	センター			・陽子線と炭素イオン線の双方を使用する世界初の病院
勝子線セックー 計3科				
次書医療センク科 内科 循環器内科 脳神経内科 - 原生労働省指定協力型臨床研修施設 - 厚生労働省指定協力型臨床研修施設 - 厚生労働省指定協力型臨床研修施設 - 高度救命救急セッケー - 教命救急セッケー - 教命救急セッケー - 教命救急セッケー - 教命救急セッケー - 教命救急セッケー - 基幹災害拠点病院として救護班の派遣、研修を実践 - 東生労働省指定協力型臨床研修病院 - 長龍以放射線科 麻酔科 救急科 - 原生労働省指定協力型臨床研修病院 - 原生労働省指定協力型臨床研修病院 - 原生労働省指定協力型臨床研修病院 - 原生労働省指定協力型臨床研修病院 - 原におけるりハピリラーション医療を提供 - 小児リケチ科 小児科 神経小児科 小児精神科 - 外傷患者等の重度障害者並びに脳血管疾患及び頭診外の診泌尿器科 眼科 リハピリテーション科 放射線科 - 株務・東科 歯科 - 小児リケーション医療を提供 - 小児リケージョン医療を提供 - 小児リケージョンに関する臨床研究を実施 - 原におけるりnピリテーションに関する臨床研究を実施 - 原におけるりnピリテーションに関する臨床研究を実施 - 県難病医療専門協力病院 - 県難病患者等並びに脳血管疾患及び頭部外 - 患者等心リハピリテーション医療を提供 - 音楽療法、園芸療法を実施 - 認知症疾患医療セケー - 通所リハピリテーションを実施		放射線剂	台療科 小児放射線治療科 麻酔科	
計3科	陽子線センター			
・厚生労働省指定協力型臨床研修施設 ・厚生労働省指定協力型臨床研修施設 ・高度教命救急セッチ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				
災害医療センクラー 内科 循環器内科 脳神経内科			計3科	
外科 外科 小科 ・ 数命教急センター・基幹災害拠点病院として救護班の派遣、研修を実施を形外科 ・ 数命教急センター・基幹災害拠点病院として救護班の派遣、研修を実施を発力を設置・原生労働省指定協力型臨床研修病院・原生労働省指定協力型臨床研修病院・原生労働省指定協力型臨床研修病院・原生労働省指定協力型臨床研修病院・原生労働省指定協力型臨床研修病院・原生労働省指定協力型臨床研修病院・原生労働省指定協力型臨床研修病院・原生労働省指定協力型臨床研修病院・原生労働省指定協力型臨床研修病院・原生労働省指定協力型臨床研修病院・原生労働省指定協力型臨床研修病院・原業病として救護班の派遣、研修を実施・原本有能で、原本科・原本外科・原本の書館で、の中核病院・原生ののいた。リアーション医療を提供・カール・リアーションを原本を提供・カール・リアーションと変素を提供・アール・連邦を変える。 ・ロボットルで、リアーションと療を実施・原本の関連を表して、原本の中核病院・原産専門協力病院・原産専門協力病院・原産・原本の関連を表して、原本の中核病院・原産・原本の関連を表して、原本の関連を表して、原本の中核病院・原産・原本の関連を表して、の用を表して、原本の関連を表して、表して、原本の関連を表して、原本の関連を表し、表し、原本の関連を表して、原本の関連を表して、の用を表して、の用を表して、表し、の用を表し、表して、の用を表し、表し、の用を表して、の用を表して、の用を表して、の用を表し、表し、の用を表して、の用を表して、の用を表して、の用を表し、表し、の用を表して、の用を表して、の用を表して、の用を表して、の用を表し、の用を表して、の用を表し、表して、の用を表して、の用を表し、表し、の用を表し、の用を表して、の用を表し、表し、の用を表し、表し、の用を表し、の用を表し、の用を表し、の用を表し、の用を表し、表し、の用を表し、の用を表し、の用を表し、の用を表し、の用を表し、の用を表し、の用を表し、の用を表し、表し、の用を表し、表し、の用を	災 宝 医 虚かる	内彩.	内利 循環界内科 脳神経内科	
整形外科 形成外科				
上記以放射線科 麻酔科 教急科 ・災害救急医療システムの中核施設 ・厚生労働省指定協力型臨床研修病院 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	/			
中央病院				
京科目				
計11科 小科 内科 佐環器内科 脳神経内科 中央病院 整形外科 上記以りがす科 小児科 神経小児科 小児精神科 外傷患者等へのりハビリテーション医療を提供 小児リテーション 大子 大子 大子 大子 大子 大子 大子 大				
内科 内科 循環器内科 脳神経内科 中央病院 中央病院 中央病院 上記以 リウザ科 小児科 神経小児科 小児精神科 かの診泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科 歯科 歯科			計11科	
中央病院 外科 整形外科 ・ 県難病医療専門協力病院 上記以りウチ科 小児科 神経小児科 小児精神科 外の診泌尿器科 眼科 りハビリテーション科 放射線科 麻酔科 歯科 ・ 人工関節置換術等の手術医療の提供・ 小児リハビリ訓練室を設置・ ・ 小児リハビリ訓練室を設置・ ・ 子どもの睡眠と発達医療セクーを設置・ ・	リハヒ゛リテーション	内科		
外の診泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 放射線科療科目 麻酔科 歯科 外傷患者等へのりハビリテーション医療を提供・人工関節置換術等の手術医療の提供・小児リハビリ訓練室を設置・子どもの睡眠と発達医療センターを設置・ロボットリハビリラーションに関する臨床研究を実施・ロボットリハビリラーションに関する臨床研究を実施・ロボットリハビリテーションに関する臨床研究を実施・ロボットリハビリテーションに関する臨床研究を実施・関連病医療専門協力病院・開難病医療専門協力病院・開難病患者等並びに脳血管疾患及び頭部外がの診しずョン科 歯科 上記以精神科 リウマチ科 泌尿器科 眼科 リハビリテーション科 歯科療科目 ・は経難病患者等並びに脳血管疾患及び頭部外が患者等へのリハビリテーション医療を提供・音楽療法、園芸療法を実施・認知症疾患医療センター・通所リハビリテーションを実施・通所リハビリテーションを実施・通所リハビリテーションを実施・通所リハビリテーションを実施・	中央病院	外科	整形外科	
「京科目 麻酔科 歯科 「		上記以		
リハヒ、リテーション内科 内科 循環器内科 脳神経内科 四播磨病院 外科 整形外科 上記 以精神科 リウザチ科 泌尿器科 眼科 リハヒ、リテーション科 歯科 療科目 ・小児リハヒ、リ訓練室を設置 ・子どもの睡眠と発達医療セクーを設置 ・ロボットリハヒ、リテーションに関する臨床研究を実施 ・県におけるリハヒ、リ医療の中核病院 ・県難病医療専門協力病院 ・県難病医療専門協力病院 ・神経難病患者等並びに脳血管疾患及び頭部外 ・患者等へのリハヒ、リテーション医療を提供 ・音楽療法、園芸療法を実施 ・認知症疾患医療セクー ・通所リハヒ、リテーションを実施				
計14科 ・子どもの睡眠と発達医療センターを設置 ・ ロボ・ットリハヒ・リテーションに関する臨床研究を実施		療科目	麻酔科 歯科	
・ ロボットリハヒ リテーションに関する臨床研究を実施 リハヒ リテーション 内科 内科 循環器内科 脳神経内科 西播磨病院 外科 整形外科 上記 以精神科 リウマチ科 泌尿器科 眼科 リハヒ リテーション 大人 かの診 ション科 歯科 歯科 ま者等 かびに脳血管疾患及び頭部外 患者等へのリハビ リテーション 医療を提供 き楽療法、園芸療法を実施 ・ 認知症疾患医療センター ・ 通所リハヒ リテーションを実施				
リハビリテーション 内科 内科 循環器内科 脳神経内科 ・県におけるリハビリ医療の中核病院 ・県難病医療専門協力病院 ・県難病医療専門協力病院 ・県難病医療専門協力病院 ・神経難病患者等並びに脳血管疾患及び頭部外(外の診・ション科 歯科 ・音楽療法、園芸療法を実施 ・認知症疾患医療セッター ・通所リハビリテーションを実施			計14科	
西播磨病院 外科 整形外科 上記 以精神科 リウマチ科 泌尿器科 眼科 リハビ、リテ ・ 神経難病患者等並びに脳血管疾患及び頭部外 の か の か つション科 歯科 療科目 計10科 計10科 ・ 温所リハビ、リテーションを実施	ハト゛ テーション	内彩.	内利 循環界内科 脳神経内科	
上記以精神科 リウマチ科 泌尿器科 眼科 リハビ、リテト・神経難病患者等並びに脳血管疾患及び頭部外 の 診 ション科 歯科				
外の診→ション科 歯科 患者等へのリハビリテーション医療を提供 ・音楽療法、園芸療法を実施 ・認知症疾患医療センター ・通所リハビリテーションを実施	四個紹門玩			
療科目 ・音楽療法、園芸療法を実施 計10科 ・認知症疾患医療センター ・通所リハヒ*リテーションを実施			THE TOTAL PROPERTY OF THE PROP	
計10科・認知症疾患医療センター ・通所リハビリテーションを実施			* = * 年 四 年	
・通所リハビリテーションを実施		MATTER STATE	計10科	
33			ді І О /П	
33				
			33	

第3 主要施策•事業概要

令和 4 年度病院局主要事業

- l 県立病院における新型コロナウイルス感染症対策
- 2 病院構造改革に基づく取組

《病院構造改革体系表》



令和 4 年度事業概要

(事業方針)

新型コロナウイルス感染症については、県民の命を守る最後の砦としての県立病院の 使命を果たすべく、感染患者の積極的な受入れに全力で取り組む。

また、病院事業を取り巻く環境の変化に対応しつつ、当面する課題の解決を図り、県民と地域から信頼され安心できる県立病院づくりを推進するため、「第4次病院構造改革推進方策」(平成31年4月策定)に基づき「より良質な医療の提供」、「安心できる県立病院の実現」、「持続可能な経営の確保」、「安定した医療提供体制の確立」に向けた取組を進める。

1 県立病院における新型コロナウイルス感染症対策

「新型コロナウイルス感染症拠点病院」である加古川医療センター、「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」である尼崎総合医療センターを中心に、重症者対策の強化を図る。

また、第二種感染症指定医療機関の指定を受けている丹波医療センター、淡路医療センターをはじめ、その他の病院でも地域の医療体制の状況等を踏まえ、患者受入等を実施する。

(1) 病床の確保

重症患者については、加古川医療センターに整備した臨時重症病棟の活用及び、ICU(集中治療室)やHCU(高度治療室)を転用により対応している。

また、中軽症患者については、感染症指定医療機関である県立病院を中心に、新規陽性患者の発生状況に応じて、感染症病床に加え、一般病棟を新型コロナウイルス感染症対応病棟に転用することにより対応し、病床確保に取り組む。

加えて、新型コロナが軽症の精神疾患患者や小児重症患者に対応するため、ひょうごこころの医療センターやこども病院で病床を確保する。

これらの病床の運用にあたっては、職員の病棟間での応援や県立病院間での派遣等により必要なマンパワーを確保する。

(2) 院内感染防止対策の推進

陽性患者や疑い患者を受け入れる県立病院では、病棟や外来における適切なゾーニングの実施のほか、発熱外来の設置や一般患者と区別した待合室の整備など、患者や職員の動線を分離して対応する。

また、個人防護具の着用や手指衛生の徹底など標準予防策を遵守するとともに、 WEB面談やWEB面会の実施に向けたタブレットの導入など、院内感染防止対策 を推進する。

(3) 整備・計画中の病院に係る新型コロナウイルス感染症対策

ア はりま姫路総合医療センター

播磨姫路圏域における感染症対応の機能強化を図るため、重症患者も含め、感染 患者に対応可能な病室を整備した。

イ 西宮総合医療センター(仮称)

感染患者が他の患者と交錯しない通路・専用入口並びに陰圧設備を配した専用

診察室・病室等についての整備を設計に反映した。

ウ がんセンター

感染の有無を確認するトリアージ室の充実や来院者の動線計画、入院患者が感染症に罹った場合に備える感染対応個室の整備等について設計に反映する。

2 病院構造改革に基づく取組

(1) より良質な医療の提供

高齢化の進展等による疾病構造の変化、県民の医療ニーズの高度化・多様化、医療技術の進歩に対応するとともに、「兵庫県保健医療計画」に基づいた、政策医療の提供に向け、高度専門・特殊医療の充実に努め、県民の最後の砦としての救急医療の提供など県立病院に求められる役割を果たし、より良質な医療の提供に努める。

ア 診療機能の高度化

(ア) がん医療

がんゲノム医療拠点病院であるがんセンター、連携病院であるこども病院に おいて、積極的にパネル検査を実施するなど最先端のがん医療を提供する。

また、神戸陽子線センターにおいて、隣接するこども病院と連携して小児がん 患者へ治療を提供するとともに、粒子線医療センターと一体となり、全ての世代 の患者に対して身体への負担が少ない粒子線治療を提供する。

(イ) 循環器疾患医療

尼崎総合医療センター及びはりま姫路総合医療センターにおいて、ハイリスク患者等に対して低侵襲でより安全な治療の提供が可能となるハイブリッド手術室を活用したカテーテル治療を行う。

また、丹波医療センターにおいては、丹波圏域の救急拠点施設として、心疾患等の重症救急患者に対応する。

(ウ) 糖尿病医療

はりま姫路総合医療センターの糖尿病・内分泌センターにおいて、地域の医療機関等と連携を図りながら、心疾患等の合併症を有する患者への治療を提供する。

(工) 精神医療

ひょうごこころの医療センターにおいて、退院前訪問や訪問看護の充実により長期入院患者等の退院を促進するとともに、精神科医療の全県拠点病院として、児童、思春期から成人、老年まで、幅広い年齢層に精神科医療を提供する。

また、尼崎総合医療センターとひょうごこころの医療センター等との連携により、精神科専門医、救急医等関係診療科医が協力して身体合併症を有する精神疾患患者にも適切に対応していく。

(オ) 救急・災害医療

高度救命救急センターである災害医療センターを中心に3次救急医療を提供するほか、加古川医療センターにおいて、準基地病院であるはりま姫路総合医療センターと連携してドクターへリを運航する。

また、ハード、ソフトの両面から機能充実を図り、県立病院全体の強靱化を進めるとともに、災害発生時には業務継続計画(BCP)等に基づき、速やかに必要な医療の提供を行う。

(カ) 小児・周産期医療

尼崎総合医療センター及びこども病院は、小児救命救急センターとして重篤な小児救急患者を24時間体制で受け入れるとともに、医師、看護師等に対する小児救急医療の臨床教育を実施する。

(キ) リハビリテーション医療

リハビリテーション中央病院におけるロボットリハビリテーションやリハビリテーション西播磨病院における神経難病リハビリテーション等、高度専門的なリハビリテーション医療の推進を図る。

また、リハビリテーション中央病院のスポーツ医学診療センターにおいて、入院による集中的かつ効果的なリハビリテーションを実施し、アスリートのスポーツ現場への早期復帰をサポートする。

イ 統合再編・建替整備

(ア) はりま姫路総合医療センターの開院

姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院を統合再編し、播磨姫路圏域において、安定的・継続的に高度で良質な医療を提供する新病院を開院。

【整備概要】

① 整備場所 姫路市神屋町3丁目

(キャスティ 21 イベントゾーン (高等教育・研究エリア))

(敷地面積:約30,000 m²)

- ② 延床面積 約 70,000 m²(関連施設 4,100 m²含む。)
- ③ 病 床 数 736 床 (※)

救命救急センター44 床集中治療病床32 床精神病床16 床その他高度急性期・急性期病床644 床

※640床で開院し、早期のフルオープンを目指す。

- ④ 診療科目 35 科
- ⑤ 主な機能
 - ・両病院がこれまで行ってきた循環器疾患医療、救命救急センター機能等、専門 性の高い医療については、引き続き継承・発展させていく。
 - ・総合的な診療機能を活かし、成人を中心とした幅広い疾患に対応する救急医療 の充実を図ることにより、播磨姫路圏域における医療提供体制等の課題解決 に寄与する。
 - ・高度専門・急性期医療を担う病院として播磨姫路圏域の公立病院、民間病院等 と連携・協力し、地域医療ネットワークの中心的役割を果たす。
 - ・先進医療への貢献を含めた質の高い診療・教育・研究を行い、将来の活躍が期 待される医師・医療従事者が集まるリーディングホスピタルを目指す。
 - ・診療・教育・研究活動の成果を広く公開・還元して、疾病予防の啓発活動や予 防医学の進展に貢献する。

⑥ R 4 年度予算 2, 181, 390 千円 [全体事業費:約 423 億円]

⑦ スケジュール

H29~30 年度 : 基本設計・実施設計

R1~3 年度 : 建設工事 R4 年 5 月 : 開院



(はりま姫路総合医療センター)

(イ) 西宮総合医療センター (仮称) の整備

「兵庫県立西宮病院と西宮市立中央病院の統合再編基本計画」に基づき、県立 西宮病院と市立中央病院を統合再編し、西宮市域及び阪神圏域における中核的 な医療機関として、高度急性期・急性期医療を担う新病院を整備する。

【整備概要】

① 整備場所 西宮市津門大塚町 (アサヒビール西宮工場跡地) (敷地面積:26,000 ㎡)

② 延床面積 約 55,780 m²

③ 病 床 数 552 床

救命救急センター20 床地域周産期母子医療センター16 床集中治療病床20 床精神病床8 床その他高度急性期・急性期病床488 床

- ④ 診療科目 35 科
- ⑤ 主な機能
 - ・地域医療機関との役割分担や連携を強化し、西宮市域及び阪神圏域における高度急性期・急性期医療を担う中核的な医療機関としての機能を充実させる。
 - ・阪神南部の救命救急センター等との役割分担と連携を十分考慮しながら 救急医療体制を充実させる。
 - ・関連大学等と積極的に連携し、再生医療、ゲノム医療の分野における臨 床研究・治療を実施するなど、先進医療へ対応する。
 - ・新型コロナウイルス感染症への対応状況を踏まえ、感染症対応機能を充 実・強化する。
 - ・AI、ICT の活用をはじめとする医療技術の進歩に対応できるよう、将来の拡張性を考慮する。
 - ・医師等医療従事者に対する育成・研修機能を充実させる。

ヘリポートの整備、免震構造の採用など災害に強い病院を整備する。

⑥ R 4 年度予算 3,627,504 千円 (実施設計、建設工事等)

[全体事業費:約412億円]

⑦ スケジュール

R2 年度 : 用地取得

R2~4 年度 : 基本設計・実施設計、埋蔵文化財調査

R4~7 年度上期 : 建設工事 R7 年度 : 開院 (予定)



(西宮総合医療センター(仮称)完成予想図)

(ウ) がんセンター

「兵庫県立がんセンター建替整備基本計画」に基づき、均てん化が進む中でも、県内がん医療のリーディングホスピタルとして最先端の高度ながん医療を提供するとともに、がん患者の最後の砦となる専門病院として整備する。

【整備概要】

① 整備場所 現地建替 (明石市北王子町) (敷地面積:約73,600 m²)

② 想定規模 延床面積:約40,120 m²

③ 病 床 数 360 床

一般病床333 床緩和ケア病床15 床集中治療病床12 床

- ④ 診療科目 23 科
- ⑤ 主な機能
 - ・県内のがん診療におけるリーディングホスピタルにふさわしい最先端の がん医療の提供や、がん診療を行う医療機関に対する教育・研修等を実 施する。
 - ・県立粒子線医療センターや神戸陽子線センター、県立こども病院(小児がん拠点病院としてAYA世代のがんに対応)、その他地域医療機関と 綿密に連携し、総合的ながん医療の充実を図る。
 - ・最先端のがん医療を継続的に提供するとともに、基礎から臨床への橋渡 し研究や、先進的な治験など臨床研究の充実を図る。
 - ・がん医療相談体制の充実をはじめ、治療と仕事の両立支援の強化や学校 でのがん教育への協力など、社会的支援を積極的に実施する。
- ⑥ R 4 年度予算 77, 261 千円 (基本設計・実施設計等)

[全体事業費:約268億円]

⑦ スケジュール

R2 年度 : 基本計画策定

R3~4 年度 : 基本設計・実施設計、埋蔵文化財調査

R5~7 年度 : 建設工事 R7 年度 : 開院(予定) R8~9 年度 : 現病院解体工事

ウ 診療機能の効率化

医療の標準化を進め医療の質の向上を図るため、クリニカルパスの充実等を行う。 また、専門センター制の導入や多種多様な医療スタッフが協働して患者の状況に的 確に対応した医療を提供するチーム医療を引き続き推進する。

エ 研究機能の充実

医師派遣の役割も求められる県立病院において、優秀な医師を確保するため、研究 支援体制の充実など、魅力ある臨床研究環境を整備するとともに、臨床データ等を活 用し、医療水準の向上に資する研究を推進する。

(2) 安心できる県立病院の実現

医療資源を有効に活用し、効果的かつ効率的に医療サービスを提供するため、地域連携を推進し、紹介率及び逆紹介率のより一層の向上を図るとともに、医療安全対策、患者主体のサービスの提供やそれらの取組の積極的な情報発信により、安心できる県立病院の実現を目指す。

ア 地域医療連携の推進

(ア)兵庫県地域医療構想への対応

各圏域で行われる地域医療構想調整会議の議論等を踏まえて、県立病院間及び他の医療機関との連携強化、必要な診療機能の見直し等を行う。

(イ) 地域医療ネットワークへの参画等

セキュリティ対策の確保を図りつつ、ICT を活用した地域医療ネットワークシステムへの参画やインターネットテレビ会議システムを活用した症例検討の充実など、他の医療機関との情報ネットワーク化を推進する。

また、医療情報システムを活用し、他の医療機関との遠隔診療、県立病院間等での遠隔画像診断を推進する。

(ウ)地域医療連携体制等の充実

各圏域で開催している地域医療連携担当者会議へ積極的に参画するとともに、 インターネットによる診療・検査予約の拡充等、患者紹介システムの利便性の向 上を図る。

イ 医療安全対策等の推進

各病院において、医療安全部長及び医療安全対策に専従する看護師を中心に医療 安全対策の取組を進めるとともに、全県立病院の医療安全部長で構成する「医療安 全会議」や職種別に設置した「リスク管理委員会」において医療事故及びヒヤリ・ハット事例の収集・分析、再発防止策の共有等を行う。

また、医療事故の原因分析や対応策等について、速やかに全県立病院へ周知し同様の事例の再発防止に努めるとともに、自主公表を行い透明性の確保を図る。

ウ 患者サービスの向上

各病院において地域連携クリニカルパスを活用した計画的な診療の実施により入院待機患者の縮減を図るとともに、患者呼出システムの導入等 ICT システムの充実を図り、会計等での待ち時間を短縮する。また、患者意識調査や病院内に設置している提案箱等を通じて得た県民からの意見を病院運営に反映させる。

尼崎総合医療センターに患者サポートセンターを整備し、入院前から退院まで連続した患者支援や、がん診療のさらなる充実等を図る。

エ 医療の信頼性の向上

インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオンの充実により、患者自身の治療法の理解と選択を支援し、患者の意思を尊重した医療を推進する。

また、科学的根拠に基づく医療(EBM)の推進や外部評価の活用により、県立病院における医療の信頼性の向上を図る。

オ 県民等への情報発信の推進

地域の医療機関への情報提供等を通じた地域医療連携の推進とともに、県民等に 県立病院の診療機能や役割等の更なる周知を図るため、民間のノウハウを取り入れ ながら様々なメディアを活用した分かりやすい情報発信を積極的に行う。

(3) 持続可能な経営の確保

ア 令和4年度当初予算の概要及び主な取組等

(ア) 令和4年度当初予算の概要

上半期に新型コロナウイルス感染症の影響を見込むとともに、はりま姫路総合 医療センターの開院に伴う患者調整等により一時的な収支悪化が見込まれるが、 新型コロナウイルス感染症対応と通常医療との両立を図りながら、民間コンサル を活用した経営再生本部など、各病院と病院局が一体となった経営改善を推進し、 持続可能な経営の確保に努める。

また、純損益は、姫路循環器病センター建物償却費等を特別損失として計上する ため、90億円の純損失を見込んでいる。

(単位:百万円)

			(単位:白万円)				
		区 分	県立13病院				
	病床	三数	4,290床				
SIIA	病床	利用率	78.0%				
業	入	延入院患者数	1,213,372人				
務		(1日当り患者数)	3, 323人				
177	院	入院単価	74, 569円				
量	外	延外来患者数	1,797,826人				
		(1日当り患者数)	7, 399人				
	来	外来単価	21,921円				
	********	是収益	84, 477				
経		E 収益	38, 011				
常		2会計繰入金	16, 168				
収	*********	明前受金戻入	7, 559				
益	その)他収益	11, 403				
		合 計 ①	157, 619				
	給与		80, 655				
経	材彩	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	41, 200				
常	経費		25, 232				
費田		 	11, 230				
用	その)他費用	3, 407				
		合 計 ②	161, 725				
	指益	_	△ 4, 106				
	川利益		1, 438				
	1損失	· •	6, 312				
当其	月純指	員益⑥ (③+④−⑤)	△ 8,980				

[※] 計数については、百万円未満四捨五入のため、合計等が合わない場合がある。

イ 主な取組

(ア) 収益の確保

① 患者の受入促進

設備やスタッフなど高度専門医療に係る機能を十分に活用するため、地域の 医療機関との緊密な連携を進め、前方連携(紹介患者や救急患者の積極的な受 入)・後方連携(地域の医療機関への逆紹介)の充実を図り、患者の受入れを促 進する。

② 診療機能に見合う収益の確保

高度医療機器や手術室等の有効活用、医療の特質に応じた各種加算の取得、適正な診療報酬請求の推進、入退院支援センターの機能拡充やクリニカルパスの見直しにより平均在院日数の適正化を図り、診療機能に見合う収益を確保する。

また、新型コロナウイルス感染症の患者に対応するため引き上げられた診療報酬の適正な請求や空床病床等に係る補助金の確保に努める。

(主な取組)

- [尼 崎] 患者サポートセンターの整備による、入院、転退院に向けた外来段階での患者アセスメントの推進、読影室の集約・拡張による、画像診断機能の強化
- [西 宮] 地域医療連携の推進や救急隊との連携強化、ドクターカーの 24 時間稼働 による救急患者及び重症患者の受入促進
- [加古川] 全県の新型コロナウイルス感染症拠点病院としてのコロナ診療を維持した上での一般診療体制の確保
- [姫 路] 製鉄記念広畑病院との円滑な統合再編の実施と質の高い効率的な医療の 提供
- [丹 波] 回復期リハビリテーション病棟(45 床)の稼働開始による、整形外科等に おける急性期治療後の患者の受入促進
- [淡 路] 血管造影 X 線撮影装置の効率的稼働、院内助産を含む産科医療の充実による患者の受入促進
- [こころ] 救急受入体制の強化、児童・思春期分野での地域連携の推進による、新 規患者の受入拡大
- [こども] CAR-T 細胞療法(キムリア)の提供開始による患者の受入促進、ゲノム医療センターの体制強化によるがんゲノム医療の推進
- [が ん] がんゲノム医療拠点病院としてのゲノム外来、遺伝外来等の充実による 最新医療の提供
- [粒子線] オンライン診療の推進や粒子線治療に関する医師・患者向け Web 講演会・配信等の実施による患者の受入促進
- [神戸陽子] こども病院と連携した AYA 世代患者の受入れやホームページ上でのメール相談受付けによる患者の受入促進

(イ)費用の抑制

給与費

はりま姫路総合医療センターの開院など診療機能拡充に伴う医師・看護師等の 増員や新型コロナウイルス感染症の影響等があるものの、患者の受入れ促進等に よる収入の確保を図り、医業収益に対する給与費比率の抑制に努める。

② 材料費

高額な抗がん剤等の使用量の増加や新型コロナウイルス感染症の影響等があるものの、信頼性の高いベンチマークシステムを活用した薬品及び診療材料等の価格交渉や後発医薬品の使用拡大等により、医業収益に対する材料費比率の抑制に努める。

③ 経費

はりま姫路総合医療センターの開院による増加や新型コロナウイルス感染症の影響等があるものの、委託業務の範囲・内容等の見直しを行うとともに、高額医療機器の保守・点検一括契約等による費用抑制を図り、医業収益に対する経費比率の抑制に努める。

(4) 安定した医療提供体制の確立

ア 効果的・効率的な組織・人員体制の整備

医療機能の高度化・専門分化、医療サービスの水準の維持・向上、新病院の機能 充実等を図る観点から、課題に応じた組織の見直しや職員の適正配置を行う。

イ 医師確保対策の推進

県立病院の常勤医師数については、関連大学に対する医師の派遣要請や公募の実施等により、全体としては増加傾向にあるが、地域偏在や特定診療科での医師不足が依然として課題となっている。このため、医師育成システムの構築や医師にとって魅力ある勤務環境を整備するなど、総合的な医師確保対策を推進する。

(県立病院における医師数の推移)

区分	H16	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R4-H16
正規	488	742	777	799	802	831	941	453
専攻医	139	284	273	303	328	343	345	206
臨床研修医	53	110	118	118	119	120	177	124
小計	680	1, 136	1, 168	1, 220	1, 249	1, 294	1, 463	783
女性医師数・割合 (正規のみ)	67 13. 7%	176 23. 7%	189 24. 3%	200 25. 0%	191 23. 8%	203 24. 4%	222 23. 5%	155 9. 8%

[※]各年度、4月1日時点現員数

(ア) 医師育成システムの構築等

優秀な若手医師を確保、育成するため、県立病院群のスケールメリットを活かした研修制度の実施や研修基盤の充実を図る。

また、県内で医師の定着が最も難しい地域にあって、中播磨及び西播磨地域の 医療を担う医師を確保するため、医師修学資金制度を実施するとともに、今後 増加が見込まれる県養成医師の義務年限終了後も含めたキャリア支援を行うな ど、多様な医師確保対策を推進する。

【主な取組】

- i) 臨床研修制度及び専攻医制度の実施
- ii)新専門医制度に対応した研修プログラムの提供
- iii) 指導医の確保·養成を目的とした指導医資格の取得支援
- iv) 医師修学資金制度の実施
- v) 丹波医療センターの診療体制を支える地域医療循環型人材育成プログラムの実施
- vi)麻酔科専門研修プログラム・救急科研修プログラムの効果的な運用
- vii) 県養成医師の義務年限終了後も含めたキャリア支援

(イ) 魅力ある環境の整備

医師を安定的に確保するため、高度先進医療機器の導入や研究支援体制の充実など医師にとって魅力ある環境整備を推進する。

【主な取組】

- i) 高度先進医療機器の導入、院内施設の整備
- ii)経営状況等を踏まえた研究研修費の配分
- iii) 研究支援体制の充実(再掲)

ウ 看護師確保対策の推進

新病院整備や診療機能の高度化に対応するため、看護師を安定的に確保していく必要があり、看護師確保対策の充実等を行う。

(県立病院における看護師の採用状況)

(単位:人)

区分	H19	H22	H27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3
受験者数 (A)	483	433	839	858	874	988	909	1,016	1, 358
合格者数 (B)	248	382	535	293	348	340	353	419	422
受験倍率 (A/B)	1.95	1. 13	1.57	2. 93	2.51	2. 91	2. 58	2.42	3. 22
採用者数	212	322	475	265	329	320	312	377	385

(ア) 看護師確保対策の充実強化

新卒学生等の動向を踏まえ、看護師採用試験の環境整備に取り組むとともに、看護師の地域偏在対策や新病院整備に伴う増員に対応するための修学資金制度などにより、コロナ禍においても安定的な看護師確保に努める。

【主な取組】

- i)看護師採用試験の複数回実施、隣接県等での実施
- ii) 看護師修学資金制度の実施、貸与枠の拡大
- iii) 県立病院単独の病院合同説明会の実施時期の前倒し・WEB開催
- iv) SNSなど多様な媒体を活用した広報活動、情報発信の展開

(イ) 魅力ある職場環境づくり

看護師のキャリア支援や離職防止等のため、認定看護師養成派遣制度や他の県立病院への長期研修制度の実施などに取り組むほか、副院長への登用、看護補助者の効果的な配置など看護師にとって魅力ある環境の整備を進める。

【主な取組】

- i)認定看護師養成に向けた派遣研修制度の活用
- ii) 長期研修制度の活用
- iii) 看護職の副院長への登用
- iv) 看護補助者の効果的な配置等による看護師の業務負担軽減
- v) 多様な勤務形態の提供

エ 専門的人材の充実・確保と人材育成の取組

診療機能の高度化・専門化やICTの高度化等の医療を取り巻く環境変化に迅速かつ的確に対応し、求められる専門性を備えた職種・人員の確保策を検討する。

【主な取組】

- i)兵庫県立大学、神戸大学及び関西学院大学の各MBAの受講支援
- ii) 実践的病院経営マネジメント人材養成プラン(M×M KOBE)の 受講支援
- iii) 一般社団法人日本病院会認定の診療情報管理士資格の取得支援
- iv) 認定看護師養成に向けた派遣研修制度の活用(再掲)

オ 働きやすい職場づくり

令和6年4月から医師に対する時間外労働の上限規制が適用開始となることも踏まえ、労働時間短縮に向けた取組を進めるとともに、魅力ある働きやすい職場環境づくりのため働き方改革を推進する。

【主な取組】

- i) 医師から他職種へのタスク・シフト/シェア
- ii) I Cカードによる勤怠管理システムの運用
- iii) 医師の勤務時間の割り振りの弾力化
- iv) 院内保育所の充実
- v) 在宅勤務制度の実施
- vi) 遠隔画像診断の実施(再掲)

カ 経営形態の検討

県立病院が関係する複数の統合再編事業を協議・調整中であること等を踏まえ、 「第4次病院構造改革推進方策」の終期である2023年度までは、地方公営企業法の全 部適用を維持する。

キ 安定的な地域医療の提供

今後の安定的な地域医療の提供に貢献するため、地域の医療需要や他の医療機関の 状況等を適宜把握し、県民から必要とされる医療を的確に提供する。

第4 予算の概要

1 業務の予定量

項目	予 定 量
(1) 県 立 病 院	
ア 稼働病床数	3,830床
イの延患者数	3, 330 %
① 入院患者数	1, 081, 147人
② 外来患者数	1, 732, 161人
ウ 1日平均患者数	1,732,733,4
① 入院患者数	2,962人
② 外来患者数	7, 128人
	.,,,
(2) 兵庫県災害医療センター	
ア 稼働病床数	30床
イ 延患者数	
① 入院患者数	8, 924人
② 外来患者数	157人
ウ 1日平均患者数	
① 入院患者数	24人
② 外来患者数	1人
(3) リハビリテーション病院	
ア 稼働病床数	430床
イ 延患者数	
① 入院患者数	123, 301人
② 外来患者数	65, 508人
ウ 1日平均患者数	
① 入院患者数	337人
② 外来患者数	270人
(4) 主要な建設改良事業	
ア 県立西宮総合医療センター(仮称)整備事業	3, 627, 504千円
イ 県立はりま姫路総合医療センター整備事業	2, 181, 390千円
ウ 県立がんセンター建替整備事業	77, 261千円

2 令和4年度収益的収入及び支出

(収 入)

款	項	目	予 定 額	備考
1 県立病院事業収益			千円 157, 104, 716	
	 1 医 業 収 益		125, 669, 995	
		1 入 院 収 益	84, 477, 256	1 日平均患者数 2,962人
		2 外 来 収 益	38, 011, 357	1 日平均患者数 7,128人
		3 その他医業収益	3, 181, 382	特別室使用料等
	2 医業外収益		29, 996, 937	
		1 受取利息・配当金	100	預金利息等
		2 他会計補助金	6, 198, 208	一般会計から交付された補助金
		3 補 助 金	726, 332	病院運営に対する補助金
		4 負担金・交付金	14, 983, 093	一般会計から繰り入れられた負担金
		5 患者外給食収益		職員等の給食収入
		6 長期前受金戻入	6, 798, 078	長期前受金に計上した4条負担金等の 未償却相当額のうち当年度償却分
		7 その他医業外収益	1, 270, 401	行政財産目的外使用料等
	3 特別利益		1, 437, 784	
		1 固定資産売却益	·	
		2 過年度損益修正益		過年度診療報酬の収入等
		3 その他特別利益	1, 399, 500	
			050 070	
2 兵庫県災害医療センター事業収益			853, 276	
	1 医業外収益	1 5 4 5 5 4 5	853, 176	加入シムン帰口であるとした日本
		1 負担金・交付金 	· ·	一般会計から繰り入れられた負担金 - 長期前帝全に計トレた4条負担全等の
		2 長期前受金戻入		長期前受金に計上した4条負担金等の 未償却相当額のうち当年度償却分
		3 その他医業外収益		行政財産目的外使用料等
	2 特別利益		100	
		1 過年度損益修正益 	100	
3 リハビリテーション病院事業収益			1, 099, 213	
し 、ハビノノ ノコノ州加尹未収無	1 医業外収益		1, 099, 213	
		 1 負担金・交付金		一般会計から繰り入れられた負担金
		2 長期前受金戻入		長期前受金に計上した4条負担金等の 未償却相当額のうち当年度償却分
		3 その他医業外収益		木頂却相当観のつら当年度頂却分 行政財産目的外使用料等
	2 特 別 利 益		100	
	_ 19 // 4" <u>1111</u>	│ │1 過年度損益修正益		
	1	İ	1	

(支 出)

_	支 出)														1			1
	款]	項						E	1			予	定	額	備考
_	B. 上, 产吃, 主, 来, 弗, D.														1/		千円	
1	県立病院事業費用	1	医	筹	¥	費	Ħ										085, 175 455, 856	
		'	区	7	Ē.	貝	ж	1	給			与		書				職員にかかる人件費
									材			料		· 有				治療に要する薬品費等
									経			47		· 有				施設の運営管理に要する経費等
									減	佰	FFi	償	却					固定資産の減価償却に要する経費
									資	卢		減						固定資産除却損等
									研	学		研		-				臨床研究に要する経費等
		2	医	業	外	費	用			-	-			-			317, 163	
								1	支	払	利	息	及	び 1				企業債利息等
														者				
								2	長	期前	介払	消	費稅	償去	p		800, 919	控除対象外消費税償却
								3	修	学	資	金	償	却	Ì		77, 533	医師・看護師修学資金返還免除分の費用化
								4	患	者:	外系	合 負	食材	料	Ĩ		16, 463	職員等の給食に要する食品材料費
								5	消	費	税	及	び	地ブ	ī		154, 539	収益に含まれる消費税額から生じた納税額
									消			費		Ħ.	ŧ			
								6	医	業	タ	\	維力	員	ŧ		152, 287	過年度医業収益の減額修正等
		3	特	: 5	剖	損	失									6,	312, 156	
								1	固	定	資	産	売	却推	Į		7, 284	固定資産の売却による生じた損
								2	臨		時		損	5	ŧ		1, 100	
														正拉			219, 697	過年度診療報酬の減額等
								4	そ	の	他	特	別	損り	ŧ	6,	084, 075	旧柏原病院建物の除却費等
2	兵庫県災害医療センター事業費用																853, 276	
		1	医	茅	ŧ	費	用										816, 564	
									給			与		乽				職員にかかる人件費
									経					乽				施設の運営管理に要する経費等
									減	但		償			.			固定資産の減価償却に要する経費
								4	資	亙	Ē	減	耔	1	Ī		100	
		2	医	業	外	費	用					_	_				36, 612	
								1						び 1 者 費			21, 835	企業債利息等
								_									1/ 67	物於社会以洪弗科德士
														賞ま				控除対象外消費税償却
		3	#±		211	ե	<i>#</i> -	3	达	未	9	r 3	FÆ 1	員 <i>5</i>			100 100	
		٥	1र् ग	.)	ניכ	損	大	1	<u>.</u>	年!	由 +	:吕 →	士 /皮	正拉	3		100	
								'	ᄱ	+ /	支 1	只 1	工修	ш 1	₹		100	
1		1																

	11.1911年 2 大声的专业中国						1							1 000 010	
3	リハビリテーション病院事業費用													1, 099, 213	
		1	医	業	費	用								1, 059, 026	
							1	給		1	₹		費	56, 038	職員にかかる人件費
							2	経					費	430, 331	施設の運営管理に要する経費等
							3	減	価	1	賞	却	費	572, 557	固定資産の減価償却に要する経費
							4	資	産	ì	戓	耗	費	100	
		2	医	業	外費	用								40, 087	
							1	支	払る	削,	息力	ひび	企	10, 853	企業債利息等
								業	債	取	扱	諸	費		
							2	長	期前	払氵	肖費	税值	掌却	29, 134	控除対象外消費税償却
							3	医	業	外	雑	損	失	100	
		3	特	別	損	失								100	
							1	過	年 度	損	益	修正	損	100	

3 令和4年度資本的収入及び支出

(収	入)

<u>(収 人)</u>				
款	項	目	予 定 額	備考
			千円	
1 資本的収入			20, 599, 632	
	1 企 業 債		12, 658, 500	
		1 企 業 債	12, 658, 500	
	2 出 資 金		123	
		1 一 般 会 計 出 資 金	123 建	設改良事業に対する出資金
	3 負 担 金		7, 242, 309	
		 1 一 般 会 計 負 担 金		業債元金償還金に対する負担金
	 4 補 助 金		686, 500	7K 5K 70 III 5K 2II 1 - 77 7 0 7K 1 III
	1 Im 193 <u>m</u>	 1 補 助 金		般会計からの補助金
	5 国庫補助金		1	及去引力・507冊列並
	5 国 煇 棚 助 並		1	
		1国庫補助金		
	6 固定資産売却収入		1	
		1 固定資産売却収入	1	
	7 投資返還金収入		9, 197	
		1 投資返還金収入	9, 197 貸	付金の返還金収入
	8 寄 附 金		1	
		1 寄 附 金	1	
	9 諸 収 入		3, 000	
		1 諸 収 入	3, 000	
			3, 333	

(支 出)

款	項	目	予 定 額	備考
1 資本的支出			千円 23, 992, 921	
	1 建設改良費		13, 366, 059	
		1 建設改良工事費	4, 221, 810	
		2 固定資産購入費	9, 126, 412	
		3 建 設 利 息	17, 837	未稼働施設に係る企業債利息
	2 企業債償還金		10, 314, 572	
		1 企業債償還金	10, 314, 572	企業債元金償還金
	3 投 資		312, 290	
		1 粒子線治療料貸付金	86, 490	粒子線治療患者に対する貸付
		2 医師修学資金貸付金	124, 200	
		3 看護師修学資金貸付金	81, 600	
		4 敷 金	20, 000	

第5 参 考

1 第4次病院構造改革推進方策〔概要〕(平成31年4月)

第4次病院構造改革推進方策策定の考え方

- ① 病院事業では、第1~3次に亘る病院構造改革推進方策の下、不断の改革を進めて きた。
- ② 平成30年9月に実施した第3次推進方策の総点検では、各取組において着実な進展が認められている。
- ③ しかし、病院事業を取り巻く環境は、少子高齢化の更なる進展や医療技術の高度化など大きく変化しており、「兵庫県地域医療構想(平成28年10月策定)」への対応等、新たな課題にも直面している。
- ④ このため、第3次推進方策で進めた取組の更なる推進とともに、取り巻く環境変化や新たな課題に的確に対応していくために、平成29年3月に策定した「新県立病院改革プラン」の内容も包含した新たな「第4次病院構造改革推進方策」を策定し、改革の加速を図る。

新推進方策の基本理念と基本方針(4つの柱)

(1) 基本理念

「県民と地域から信頼され安心できる県立病院づくり」

(2) 基本方針 (4つの柱)

基本理念の実現に向け、病院事業では以下の基本方針(4つの柱)のもと施策を展開し、各県立病院は圏域での役割も踏まえ、目標の設定とその実現に向けた取組を進める。

「Ⅰ より良質な医療の提供」、「Ⅱ 安心できる県立病院の実現」、

「Ⅲ 持続可能な経営の確保」、「Ⅳ 安定した医療提供体制の確立」

第4次病院構造改革推進方策の主な取り組み

I より良質な医療の提供

1 診療機能の高度化

区分	内容
	・あり方検討委員会の報告を踏まえて、がんゲノム医療等の最新医療
 がん医療	を提供 (がんセンター)
が心区原	・積極的な広報など患者受入れ促進を図り、より質の高い粒子線治療
	を提供 (粒子線医療センター、神戸陽子線センター)
循環器疾患医療	・救急拠点施設として、脳卒中等の重症救急患者に対応
1	(丹波医療センター)
糖尿病医療	・心疾患等の合併症を有する患者への治療体制を強化
相	(はりま姫路総合医療センター(仮称))
精神医療	・アウトリーチの充実や他の県立病院と連携した身体合併症患者への
作作区源	対応強化等を推進 (ひょうごこころの医療センター)

救急・災害医療	・2次、3次の救急医療や災害拠点病院として災害医療を提供
秋心 火音区原	(災害医療センター等)
小旧. 国产相反应	・小児救命救急センターとして、適切な医療を提供
│ 小児・周産期医療 │	(こども病院、尼崎総合医療センター)

2 統合再編・建替整備

- (1) 丹波医療センター(令和元年 7月開院)、はりま姫路総合医療センター(仮称)(令和4年度上期開院)の整備を推進
- (2) 西宮病院と西宮市立中央病院について、県市で締結した基本協定に基づき、統合 再編整備を推進
- (3) がんセンターは、あり方検討委員会の報告を踏まえて、最新医療に対応した新病院の建替整備等を推進

3 診療機能の効率化

- (1) DPC分析ソフトの活用等によるクリニカルパスの充実
- (2) 専門センター制の導入推進
- (3) チーム医療の推進

4 研究機能の充実

- (1) 各病院における臨床データ等を活用し、医療水準の向上(医療技術の開発・進展、 医薬品の開発・適応拡大等)に資する研究を推進
- (2) 臨床研究センターを整備し、臨床研究支援体制を充実

(はりま姫路総合医療センター(仮称))

(3) あり方検討委員会の報告を踏まえ、大学や企業等と連携した研究体制を整備 (がんセンター)

Ⅱ 安心できる県立病院の実現

- 1 地域医療連携の推進
- (1) 地域医療構想への対応

各圏域で行われる地域医療構想調整会議の議論等を踏まえて、県立病院間及び他の医療機関との連携強化、医療機能の分化、必要な診療機能の見直し等を実施

(2) 地域医療連携体制等の充実

地域医療との連携や患者相談を一層推進できる体制の整備

(3)地域医療ネットワーク

地域医療ネットワークシステムへの参画などにより他の医療機関との情報ネット ワーク化を推進

2 医療安全対策等の推進

- (1) 医療安全部長等を中心に医療安全対策を推進
- (2) 各病院の院内感染防止の推進

3 患者サービスの向上

- (1) 患者呼出システムや自動精算機の導入等により外来待ち時間を短縮
- (2) 患者の退院に向けた相談体制を強化

4 医療の信頼性の向上

- (1) インフォームド・コンセントの充実
- (2) セカンド・オピニオンの推進
- (3) EBM(科学的根拠に基づく医療)の推進
- (4) 外部評価の推進

5 県民等への情報発信の推進

県民等に県立病院の診療機能や役割等の更なる周知を図るため、民間のノウハウを 取り入れながら様々なメディアを活用した分かりやすい情報発信を積極的に実施

Ⅲ 持続可能な経営の確保

1 経営目標の設定と持続的な経営への取組

- (1) 病院事業全体で経常損益の黒字確保に向けた目標を設定
- (2) 病院毎に各年度の経営実施計画を策定する等、経営改善に向けたPDCAサイクルの徹底
- (3) 新病院開設時の入院患者抑制等に伴う一時的な収支悪化の抑制

2 収益の確保

(1)患者の受入れ促進等新規紹介患者の受入れ促進、効率的な病床運用

(2)診療機能に見合う収益の確保等診療機能の充実・高度化、平均在院日数の適正化

(3) 未収金の軽減 概算支払額の事前通知、退院日請求の促進

3 費用の抑制

(1)給与費比率の改善 業務の効率化の検討による給与費の適正化

(2) 材料費比率の改善 診療材料の安価材料への統一化、後発医薬品の使用拡大

(3)経費比率の改善 医療機器保守契約の一括契約化の推進、医療機材の一括購入の推進

Ⅳ 安定した医療提供体制の確立

1 効果的・効率的な組織・人員体制の整備

- (1) 医療機能の高度化等に対応できる組織・人員体制の整備
- (2) 新病院の開設に伴う効果的・効率的な組織・人員体制の整備

2 医師確保対策の推進

- (1) 地域や診療科における医師不足・偏在の解消を目的とした医師確保対策の推進
- (2) 県養成医に対する義務年限終了後を含めたキャリア支援の実施

3 看護師確保対策の推進

- (1) 採用試験の実施方法の見直し
- (2) 多様な勤務形態の整備等による魅力ある職場環境づくりの推進

4 専門的人材の充実・確保と人材育成の取組

- (1) 医療を取り巻く環境変化に対応できる専門性を備えた職種・人員の確保策の検討
- (2) 事務部門の強化に資する病院や医療制度に熟知した専門的人材の育成・確保策の検討

5 働きやすい職場づくり

健康管理やワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくり

6 経営形態の検討

- (1) 2023 年度までは、地方公営企業法の全部適用を維持
- (2) 国の制度の見直し等病院事業を取り巻く環境に大きな変化があった場合には、必要に応じて検討

7 安定的な地域医療の提供

地域の医療需要や他の医療機関の状況等を適時把握し、県民から必要とされる医療 を的確に提供することで、将来に亘る安定的な地域医療の提供に貢献

2 兵庫県病院事業の設置等に関する条例

昭和41年12月22日条例第56号

最終改正 令和4年3月31日条例第28号

(病院事業の設置)

第1条 県民の健康保持に必要な医療を提供するため、兵庫県病院事業(以下「病院事業」という。) を設置する。

(法の適用)

第1条の2 病院事業に、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)の全部を 適用する。

(経営の基本)

- 第2条 病院事業は、常に公共の福祉を増進するとともに、企業の経済性を発揮するように運営されなければならない。
- 2 病院事業の施設としての病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
兵庫県立尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2丁目
兵庫県立西宮病院	西宮市六湛寺町
兵庫県立加古川医療センター	加古川市神野町神野
兵庫県立はりま姫路総合医療センター	姫路市神屋町3丁目
兵庫県立丹波医療センター	丹波市氷上町石生
兵庫県立淡路医療センター	洲本市塩屋1丁目
兵庫県立ひょうごこころの医療センター	神戸市北区山田町上谷上
兵庫県立こども病院	神戸市中央区港島南町1丁目
兵庫県立がんセンター	明石市北王子町
兵庫県立粒子線医療センター	たつの市新宮町光都1丁目
兵庫県災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目
兵庫県立リハビリテーション中央病院	神戸市西区曙町
兵庫県立リハビリテーション西播磨病院	たつの市新宮町光都1丁目

3 前項の病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。

病院名	診療科目		病床数
兵庫県立尼崎総合医	内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科	730
療センター		小児循環器内科 腎臓内科 脳神経内科	
		小児脳神経内科 血液内科 小児血液・腫瘍内科	
		糖尿病・内分泌内科 新生児内科 心療内科 漢方内科	
		緩和ケア内科 感染症内科 小児感染症内科 腫瘍内科	
	外科	外科 頭頸(けい)部外科 呼吸器外科 消化器外科	
		心臓血管外科 脳神経外科 小児脳神経外科 乳腺外科	
		小児外科 整形外科 形成外科 小児形成外科	
	上記以外の	精神科 アレルギー科 小児アレルギー科 リウマチ科	
	診療科目	小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科	
		耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科	
		放射線治療科 麻酔科 病理診断科救急科 小児救急科	
		歯科口腔(くう)外科	
兵庫県立西宮病院	内科	内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科	400
		血液内科 糖尿病・内分泌内科 腫瘍内科	
	外科	外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科形	
		成外科	
	上記以外の	リウマチ科 小児科 泌尿器科 産婦人科 眼科	
	診療科目	耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科 放	
		射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科	

兵庫県立加古川医療	 内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科	353
共 単 示 立 加 日 川 区 原 センター	1 44 1	腎臓内科 脳神経内科 糖尿病・内分泌内科	500
		緩和ケア内科・感染症内科	
		外科 消化器外科 心臓血管外科 脳神経外科	
		乳腺外科 整形外科 形成外科	
		精神科 リウマチ科 皮膚科 泌尿器科 婦人科	
		眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科	
		麻酔科 病理診断科 救急科	
兵庫県立はりま姫路	 内科	内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科	736
総合医療センター	1 3/11	腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病•内分泌内科	
		緩和ケア内科・感染症内科・腫瘍内科	
		外科 呼吸器外科 消化器外科 心臟血管外科	
	21.11	脳神経外科 乳腺外科 小児外科 整形外科	
		形成外科	
		精神科 リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科	
		産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科・頭頸(けい)部外科	
	, , ,	リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科	
		麻酔科病理診断科教急科・歯科口腔(くう)外科	
兵庫県立丹波医療セ			320
ンター	1 3.1 1	腎臓内科 脳神経内科 血液内科 糖尿病•内分泌内科	
•		緩和ケア内科	
		外科 消化器外科 脳神経外科 乳腺外科 整形外科	
		リウマチ科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科	
		眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線科	
	, , 🖻	麻酔科病理診断科教急科歯科口腔(くう)外科	
兵庫県立淡路医療セ	 内科		441
ンター		脳神経内科 血液内科 糖尿病・内分泌内科	
•		外科 呼吸器外科 消化器外科 心臓血管外科	
		脳神経外科 整形外科 形成外科	
	上記以外の診療	精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科	
		耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 放射線診断科	
		放射線治療科 麻酔科 病理診断科 救急科 歯科	
		歯科口腔(くう)外科	
兵庫県立ひょうごこ	 内科		462
ころの医療センター		脳神経外科	_
		精神科 児童思春期精神科 老年精神科 歯科	
	科目	11971-11 /0年/6-1/2/2011年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年11年	
	<u></u>	循環器內科 腎臟內科 脳神経內科 血液・腫瘍内科	290
		代謝・内分泌内科 周産期内科 新生児内科	
		心臓血管外科 脳神経外科 小児外科 整形外科	
		形成外科	
		 精神科 アレルギー科 リウマチ科 小児科 皮膚科	
		泌尿器科 産科 眼科 耳鼻咽喉科	
	, , ,	リハビリテーション科 放射線科 麻酔科	
		病理診断科を教急科・小児歯科	
兵庫県立がんセンタ	 内科		360
-	1 1	緩和ケア内科 腫瘍内科	
		頭頸(けい)部外科 呼吸器外科 消化器外科	
		脳神経外科 乳腺外科 整形外科 形成外科	
		精神科 皮膚科 泌尿器科 婦人科	
	工記以外の砂原 科目	桐州村 及膚科 遊水船科 婦八科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科	
	17 日	サイト・アイーション科 放射線影劇科 放射線石原料 麻酔科 病理診断科 歯科口腔(くう)外科	
		MYHT11 7円生砂円17 圏代口圧(\)ノグト代	

兵庫県立粒子線医療	放射線科		50
センター			
兵庫県災害医療セン	内科	内科 循環器内科 脳神経内科	30
ター	外科	外科 心臓血管外科 脳神経外科 整形外科 形成外	
		科	
	上記以外の診療	放射線科 麻酔科 救急科	
	科目		
兵庫県立リハビリテ	内科	内科 循環器内科 脳神経内科	520
ーション中央病院	外科	整形外科	
	上記以外の診療	リウマチ科 小児科 神経小児科 小児精神科 泌尿	
	科目	器科 眼科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔	
		科 歯科	
兵庫県立リハビリテ	内科	内科 循環器内科 脳神経内科	100
ーション西播磨病院	外科	整形外科	
	上記以外の診療	精神科 リウマチ科 泌尿器科 眼科 リハビリテー	
	科目	ション科 歯科	

4 兵庫県立粒子線医療センターに附属診療所を置き、その名称、位置及び診療科目は、次のとおりとする。

名称	位置	診療科目
兵庫県立粒子線医療センター附属	神戸市中央区港島南町1丁目	放射線治療科 小児放射線治療
神戸陽子線センター		科麻酔科

(組織)

第2条の2 法第14条の規定に基づき、病院事業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、病院局を置く。

(料金の徴収)

- 第3条 県は、病院(兵庫県災害医療センター、兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立 リハビリテーション西播磨病院を除き、附属診療所を含む。)の利用につき、利用者から料金を徴 収する。
- 2 前項の料金の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項(同法第149条において準用する場合を含む。)の規定に基づく厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準(以下これらを「告示」という。)により算定した額とする。ただし、別表第1に掲げるものについては、同表に定める額とする。

(証明手数料の徴収)

- 第3条の2 県は、看護師養成所の卒業証明その他これに類する証明を受けようとする者から証明手 数料を徴収する。
- 2 前項の証明手数料の額は、証明書1通につき400円とする。

(料金の免除)

- 第4条 管理者は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部を免除することができる。 (兵庫県災害医療センター等の管理)
- 第4条の2 管理者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、兵庫県災害医療センター、兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院の管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。次条において同じ。)に行わせる。(利用料金の徴収等)
- 第4条の3 指定管理者は、兵庫県災害医療センター、兵庫県立リハビリテーション中央病院及び兵庫県立リハビリテーション西播磨病院の利用につき、利用者から料金を徴収する。
- 2 前項の料金(次項及び第4項において「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として 収受させる。
- 3 利用料金の額は、次に掲げる金額とする。
- (1) 別表第2及び別表第3に掲げるもの以外のものにあっては、告示又は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第4項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額
- (2) 別表第2に掲げるものにあっては、同表に定める額

- (3) 別表第3に掲げるものにあっては、同表に定める額の範囲内で、指定管理者が管理者の承認を受けて定める額
- 4 指定管理者は、管理者の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定に基づき、病院事業の用に供する重要な資産で条例で定めるものの取得及び処分については、その予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が1件1億円以上の不動産若しくは動産の買入れ又は譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法第243条の2第4項の規定に基づき、病院事業の業務 に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合として条例で定 めるものは、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第7条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄付又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が7,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額300万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の提出)

- 第8条 管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに知事に提出しなければならない。
- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。
- (1) 事業の概要
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項
- 3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかった場合においては、管理者は、できるだけ速やかに、これを提出しなければならない。

(補則)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、管理規程で定める。

附則

- 1 この条例は、昭和42年1月1日から施行する。
- 2 兵庫県立病院の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第59号)は、廃止する。
- 3 病院事業は、平成25年度以前の事業年度に限り、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第8条第4項(同令第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定により減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが減失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。
- 4 兵庫県立粒子線医療センター(以下「粒子線医療センター」という。)の利用に係る別表第1入 院時食事療養料の款に掲げる料金の額は、管理規程で定める日までの間、第3条第2項及び同款の 規定にかかわらず、粒子線医療センターの利用について次に掲げる法律(以下「医療保険各法等」という。)の適用があるものとした場合において医療保険各法等の規定により利用者が負担することとなる入院時食事療養料の額とする。
- (1) 健康保険法
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律
- 5 粒子線医療センターの利用に係る別表第1告示に掲げるものの料金の款健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない場合の項に掲げる料金の額は、管理規程で定める日までの間、第3条第2項及び同款の規定にかかわらず、告示に掲げる点数1点につき10円で算定して得た額に、粒子線医療センターの利用について医療保険各法等の適用があるものとした場合において医療保険各法等の規定により利用者が負担すべきものとされる割合を乗じて得た額の範囲内で管理規程で定める額とする。

別表第1(第3条関係)

別表第1(第3条関係)		
種別		金額
入院時食事療養料		健康保険法第85条第2項(同法第149条におい
		て準用する場合を含む。別表第2において同
		じ。)又は高齢者の医療の確保に関する法律第
		74条第2項に規定する厚生労働大臣が定める
		基準により算定した額
告示に労働者災害補償保険法	(昭和22年法律第50号)	兵庫労働局長と協定した療養に要する費用の
		額の算定方法により算定して得た額
もののる場合(以下「労災給化		
		告示に掲げる点数1点につき20円の範囲内で
VC/447715412. C 1 12.		管理規程で定める額をその単価として算定し
検診、がん集団検診及び		
以外の検査に限る。)		
いて同じ。)	C N 1 0 1 C 4 0	
法令による検診		└ 告示に掲げる点数1点につき10円で算定して
公司による後的		日かに掲げる点数 1 点に フミ10円で昇足して 得た額の範囲内で管理規程で定める額
 がん集団検診		告示に掲げる点数1点につき10円で算定して
がん来凶快衫		百かに掲りる点数1点につさ10円で昇足して 得た額の範囲内で管理規程で定める額
	/人 / 田本佐のほれい	
	ぼく。 別衣弟 3 におい	告示に掲げる初診料点数1点につき10円で第
て同じ。)	さっしま にフ切りの	定して得た額
		別に管理規程で定める額
ない場合(緊急その他を		
る場合を除く。別表第 受けた初診に係る料金(
他の病院又は診療所に対	対して文書による紹介	別に管理規程で定める額
を行う旨の申出を行った	た後に受けた当該紹介	
の診療(緊急その他やる	むを得ない事情がある	
場合に受けたものを除っ	く。)に係る料金の加	
算		
特別病A		1人1日 32,500円
室の室B		1人1日 18,500円
料 C		1人1日 15,400円
D		1人1日 13,400円
Е		1人1日 10,300円
F		1人1日 8,200円
G		1人1日 6,200円
Н		1人1日 5,100円
I		1人1日 4,100円
J		1人1日 3,100円
K		1人1日 2,600円
 粒子線治療料(告示により算定	される料金を除く)	粒子線を使用した治療に係る告示に掲げる点
	. C410分析並で「好人。)	位于脉を使用した石原に伝る古外に拘りる点 数を勘案して管理規程で定める額
生 准 医 泰 技 卷 彩		
先進医療技術料		別に管理規程で定める額

	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第22条に基づく入所措置に係る分娩(べん)介助料の支弁限度額の範囲内で管理規程で定める額。ただし、診療時間外の介助にあっては当該額に100分の20を乗じて得た額を加えた額とする。
診断書、証明書その他これらに類する文書の料金	15,400円の範囲内で管理規程で定める額
附属設備の料金	別に管理規程で定める額
前各号によることができない医療行為等の料金	実費

- 備考1 「診療時間外」とは、休日以外の日の午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10 時までの間をいう。
 - 2 「休日」とは、管理規程で定める休診日をいう。
 - 3 「深夜」とは、午後10時から翌日午前6時までの間をいう。

別表第2 (第4条の3関係)

The state of the s	
種別	金額
入院時食事療養料	健康保険法第85条第2項又は高齢者の医療の
	確保に関する法律第74条第2項に規定する厚
	生労働大臣が定める基準により算定した額
告示に掲げるも労災給付	兵庫労働局長と協定した療養に要する費用の
のの料金	額の算定方法により算定して得た額
告示その他の算定方法により算定し難い医療行為等の	実費
料金	

別表第3 (第4条の3関係)

MAXMO (MITA	*> 0 (A) (N)		
種別		金額	
告示に掲げるも	健康保険法その他の社会保険に関	告示に掲げる点数1点につ	き20円をその単価と
のの料金	する法令の適用を受けない場合	して算定して得た額	
	法令による検診	告示に掲げる点数1点につ	き10円で算定して得
		た額	
	健康診断	告示に掲げる初診料点数1	点につき10円で算定
		して得た額	
	他の病院又は診療所からの文書に	別に管理規程で定める額	
	よる紹介のない場合に受けた初診		
	に係る料金の加算		
特別病室の室料	A	1人1日	18,500円
	В	1人1日	10,300円
	С	1人1日	8,200円
診断書、証明書そ	の他これらに類する文書の料金	15,400円の範囲内で管理規稿	呈で定める額

3 病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例

平成14年3月27日条例第18号 最終改正 令和元年10月7日条例第9号

(趣旨)

- 第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38 条第4項の規定に基づき、病院事業職員の給与の種類及び基準を定めるものとする。 (給与の種類)
- 第2条 病院事業職員のうち、常時勤務を要する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者(以下これらの者を「職員」という。)の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、管理職手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支給する。

(給料表)

- 第4条 給料については、職員の職務の種類に応じ、必要な種類の給料表を設けるものとする。
- 2 前項の給料表については、職員の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ職務の級を設け、 当該職務の級については、当該職務の級ごとの号給を設けるものとする。
- 3 給料表の給料額は、法第38条第2項及び第3項の規定の趣旨に従って定めるものとする。

(扶養手当)

- 第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに掲げる扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が職員の給与等に関する条例(昭和35年兵庫県条例第42号)に定める行政職給料表10級以上に相当するものとして管理規程で定める職員に対しては、支給しない。
- 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の方途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 身体又は精神に著しい障害のある者

(地域手当)

第6条 地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して管理規程で定める地域 に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等 に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する事務所、病院等で管理規程で定めるも のに在勤する職員についても、同様とする。

(住居手当)

第7条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(宿舎の使用を許可され、使用料を支払っている職員その他管理規程で定める職員を除く。)に対して支給する。

(初任給調整手当)

第8条 初任給調整手当は、専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について 特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。

(通勤手当)

- 第9条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。
 - (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
 - (2) 通勤のため自動車等を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ 通勤することが著しく困難である職員以外の職員で通勤距離が片道2キロメートル 未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用する ことを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤す ることが著しく困難である職員以外の職員で通勤距離が片道2キロメートル未満で あるものを除く。)

(単身赴任手当)

第10条 単身赴任手当は、事務所、病院等を異にする異動又は在勤する事務所、病院等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、管理規程で定める単身で生活することを常況とするもの等に対して支給する。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、管理規程で定める者に対して支給する。

(特殊勤務手当)

第12条 特殊勤務手当は、著しく困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給する。

(寒冷地手当)

第13条 寒冷地手当は、著しく寒冷な地域として管理規程で定めるものに在勤する職員に対して支給する。

(超過勤務手当)

第14条 超過勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その勤務した全時間について支給する。休日(当該休日に勤務した職員にあっては、当該休日に代わる日としてあらかじめ指定された日。以下「休日等」という。)にお

いて、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、管理規程で定めるところにより、あらかじめ割り振られた勤務時間(以下「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員に対して、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理規程で定める時間を除く。)について支給する。

(夜勤手当)

第15条 夜勤手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して、その勤務した全時間について支給する。

(超過勤務手当等に関する規定の適用除外)

第16条 前2条の規定は、管理職手当を受ける職員には適用しない。

(宿日直手当)

- 第17条 宿日直手当は、宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に対して支給する。
- 2 前項の勤務は、第14条及び第15条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

- 第18条 管理職員特別勤務手当は、管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等(以下「週休日等」という。)に勤務したときに、その者に対して支給する。
- 2 前項に規定するもののほか、管理職手当を受ける職員が災害への対処その他の臨時又 は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の 勤務時間以外の時間に勤務したときに、その者に対して管理職員特別勤務手当を支給す る。

(期末手当)

- 第19条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」 という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その者の在職期間に応じて支給する。基準 日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。
- 2 期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、次 の各号のいずれかに該当する者には支給しない。
- (1) 基準日から当該基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して禁錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第20条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間におけるその

者の勤務成績に応じて、支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。 (特定任期付職員業績手当)
- 第20条の2 特定任期付職員業績手当は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 14年兵庫県条例第62号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下 「特定任期付職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し て支給する。

(退職手当)

- 第21条 退職手当は、職員が勤続期間6月以上で退職した場合又は勤続期間6月未満で退職した場合で次に掲げる事由により退職したときに、その者(死亡した場合には、その者の遺族)に対して支給する。
- (1) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合
- (2) 傷病によりその職に堪えず退職した場合
- (3) 前2号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合
- (4) 在職中に死亡した場合
- 2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、当該 退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。
- (1) 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者
- (3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第11条の規定に該当して退職させられた者
- 3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理規程で定めるところにより、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあってはそれを返納させ、又はそれに相当する額を納付させることができる。
- 4 労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第20条及び第21条の規定により解雇予告手当を支払 う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。

(給料の減額等)

- 第22条 職員が正規の勤務時間中に勤務しない場合においては、管理規程で定める期間を除き、その勤務しない時間1時間について勤務時間1時間当たりの給料の額及びこれに対する地域手当の額の合計額を減額する。
- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷又は疾病に係る療養のため管理規程で定める期間を超えて勤務しないときは、管理規程で定めるところにより、その期間経過後の勤務しない日につき、給料を支給しない。

(休職者の給与)

第23条 職員が休職にされたときは、管理規程で定めるところにより給与を支給することができる。

(再任用職員についての適用除外)

第24条 第5条、第7条、第8条、第13条及び第21条の規定は、地方公務員法第28条の4第 1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された 職員には適用しない。

(特定任期付職員についての適用除外等)

- 第24条の2 第4条第2項、第5条、第7条、第8条、第11条及び第20条の規定は、特定任期付職員には適用しない。
- 2 特定任期付職員に対する第16条及び第18条の規定の適用については、これらの規定中 「管理職手当を受ける職員」とあるのは、「管理職手当を受ける職員及び第20条の2に規 定する特定任期付職員」とする。

(任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第24条の3 第5条、第7条、第8条、第10条、第13条及び第21条の規定は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年兵庫県条例第62号)第4条の規定により採用された職員には適用しない。

(会計年度任用職員の給与)

- 第24条の4 病院事業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる者の給 与の種類は、給料並びに地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務 手当、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とする。
- 2 病院事業職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者の給与の種類は、給料並びに地域手当、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。
- 3 前2項の者の給与は、その職務と責任の特殊性及び職員の給与との均衡を考慮したも のでなければならない。

(非常勤の嘱託員等の給与)

第25条 病院事業職員のうち、地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者については、職員その他類似の業務に従事する者の給与との均衡を考慮して、給与を支給する。

(補則)

第26条 この条例の施行に関して必要な事項は、管理規程で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

4 兵庫県病院事業職員定数条例

昭和 35 年 3 月 31 日条例第 6 号 最終改正 令和 4 年 3 月 31 日条例第 10 号

(職員の定数)

第1条 兵庫県病院事業に常時従事する職員(臨時的に任用された者を除く。以下「職員」という。)の定数は、7,474人とする。

(職員の定数の配分)

第2条 職員の定数の配分は、管理者が定める。

(定数に含まない数)

- 第3条 次の各号に掲げる職員は、当該各号に定める場合には、職員の定数に含まないものと する。
 - (1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第20条又は第21条に規定する学校等に入学し、又は入所している職員 当該入学又は入所について職務に専念する義務の免除の承認を受ける場合
 - (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員 当該職員の育児休業に伴い、当該育児休業の期間を任期の限度として同法第6条第1項の規定により任期を定めて職員が採用される場合

附則

- 1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。
- 2 県立病院職員定数条例(昭和31年兵庫県条例第14号)は、廃止する。
- 3 職員の定数は、第1条の規定にかかわらず、兵庫県立加古川医療センターに臨時に設置する施設において新型コロナウイルス感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)の患者に対する医療を提供する体制を確保する間は、第1条に規定する定数に48人を加えた数とする。
- 4 兵庫県病院事業に従事する短時間勤務再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項の規定により採用される者をいう。)の数(1週間当たりの通常の勤務時間数を用いて職員の数に換算した数をいう。)は、75人以下とする。

5 診療報酬改定の状況

改定年月	診療報酬	薬価基準	全体
	診療報酬 2. 79% 3. 30% 2. 30% 3. 40% 歯科0. 6% 0. 11% 3. 70% 5. 00% 3. 30% 1. 50% 3. 40% 1. 70% 1. 50% 2. 00% △ 1. 36% 0. 38% 1. 55% 1. 379% 0. 73% (うち消費税対応分0. 63%)	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	全体
22 年 4月24年 4月	 1. 55% 1. 379% 0. 73% 	 △ 5.20% (△ 1.10%) 材料価格改定 (△ 0.10%) △ 5.75% (△ 1.23%) 材料価格改定 (△ 0.13%) △ 6.00% (△ 1.26%) 材料価格改定 (△ 0.12%) △ 2.65% (△ 0.58%) 	0. 19% 0. 004% 0. 10%
	0. 73%	材料価格改定 (△ 0.12%) △ 2.65% (△ 0.58%)	0. 10%

6 病院事業関係用語集

< *P* >

• I S O (International Organization for Standardization: 国際標準化機構) 医療機関における第三者機関による客観的な性能評価の一つ。

IMRT (Intensity Modulated Radiation Therapy:強度変調放射線治療)

放射線の形を極力病巣に合わせた上で、強さも変化させながら照射する治療法。がんに強い放射線を当てつつ、隣接する正常臓器に照射される放射線量を可能な限り抑えることができる。

• I C T (Information and Communication Technology:情報通信技術)

通信技術を活用したコミュニケーションを指します。 情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

· I C U (Intensive Care Unit:集中治療室)

生命維持が危険な状態の重症患者に対して、専任の医療スタッフと高度な医療機器を備え、集中的に治療を行うための病室。集中治療室には、あらゆる分野を扱うGICU、 冠動脈疾患患者を扱うCCU、脳卒中患者を扱うSCU、重症患者を扱うHCU、内科系のMICU、新生児を扱うNICU、妊産婦を扱うOICUなどがある。

・[精神障害者]アウトリーチ(訪問支援)

在宅精神障害者の生活を、訪問看護やデイケアサービスなど、医療を含む他職種チームの訪問等で支えること。

・アピアランス支援

医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛の軽減を図る。

·AYA世代

15歳から30歳前後の思春期・若年成人(Adolescent and Young Adult, AYA)のこと。

・アンギオグラフィー(Angiography)

手首や大腿鼠径部などの血管からカテーテルを挿入し、血管内に造影剤を注入することで血管を描出させ撮影する血管造影検査のこと。

< 1 >

ER(救急医療室・救命救急室)

救急患者を受け入れて治療する設備のある施設・部屋。救急治療室、救急救命室、緊 急救命室、救命救急室等のことを指す。

・医業収益

治療行為から生ずる収益で、入院収益、外来収益などをいう。

• 医業費用

治療行為のために生ずる費用で、職員の給与費、薬品等の材料費、施設の管理経費などをいう。

• 医業外費用

企業債等の利息など金融財務活動に要する費用及び事業の経常的活動以外の活動によって生ずる費用をいう。

• 一般会計繰入金

事業の収益をもって充てることが適当でない経費及び客観的に困難であると認められる経費について、収益的支出、資本的支出を負担することを目的に一般会計から繰り入れられた収益。

・ EBM (Evidence Based Medicine: 根拠に基づく医療)

臨床研究等で得られた科学的根拠に基づき、最適な治療方法を決定すること。

・インフォームド・コンセント

医師が患者に対して病状、治療目的、治療方法について十分な説明を行い、患者の自 発的意志による同意を得たうえで医療行為を行うこと。

• 医療事故

医療従事者の過失の有無を問わず、医療の全過程において発生するすべての人身事故をいう。なお、医療事故のうち、その発生原因が医療従事者の過失にあるものを医療過誤という。

• 医療秘書

病院などの医療機関に勤務する、医学・医療知識、事務管理の知識・技能などを備えた秘書。

< I >

・エイズ拠点病院及び診療協力病院

エイズ診療が受けられる病院であり、このうち拠点病院は地域のエイズ診療の拠点として、重症患者に対する総合的、専門的な医療が提供できる病院である。

・SPD(Supply Processing Distribution:院内物流管理システム)

医療現場の要望により的確に医療消耗品等を各部署に供給し、死蔵・過剰在庫の解消、 請求・発注業務の軽減、保険請求漏れを防止し、病院経営をサポートするシステム。

・MRI (Magnetic Resonance Imaging:磁気共鳴画像診断装置)

人体の細胞がもつ磁気を核磁気共鳴を利用して検出し、その情報をコンピューターにより画像化する診断法。生体に害を与えず、任意の断層像や、軟らかい組織を診断できる。

・MSW (Medical Social Worker: 医療ソーシャルワーカー)

保健医療分野における社会福祉士であり、主に病院において疾病や心身の障害などに悩む患者やその家族が安心して医療を受けることができるよう、保健・医療上の経済的、心理的、社会的な問題に対して相談に応じたり、関係機関や職員との連絡・調整に努め、社会復帰の促進を図る専門職。

・MBA (Master of Business Administration:経営学修士)

経営学の大学院修士課程を修了すると授与される学位。

く カ >

· 化学療法

病原菌によって起こる疾患に対して、病原菌の増殖を抑制する化学物質を投与して治療を行うこと。あるいは白血病や悪性腫瘍などの異常細胞の増殖を抑制する化学物質を投与して治療を行うこと。

• 稼働病床

許可病床数の範囲内で運用している病床のこと。

・がんゲノム医療

細胞を構成する遺伝子に変異が起きると細胞の増殖を司るネットワークに異常が生じ、 その結果発生すると言われるがんに対して、一人ひとり異なるがんの遺伝子異常(原因) を明らかにし、患者により適した治療薬の情報を提供する次世代のがん治療のこと。

・がんゲノム医療拠点病院

がんゲノム医療を必要とするがん患者が、全国どこにいてもがんゲノム医療を受けられる体制を構築するため、厚生労働大臣が「がんゲノム医療中核拠点病院」及び「がんゲノム医療連携病院」を指定していたが、がんゲノム医療のニーズの高まりを踏まえ、両者の中間的な位置付けとして令和元年9月に、新たに全国で34施設が指定された。(令和3年4月1日時点:33施設)

各分野の専門家が集まって検討し、解析結果の意義づけと治療法の提案を行う会議であるエキスパートパネルを自院で開催すること等が指定の要件となっており、県内では、がんセンターを含めて3病院が指定を受けている。

がんゲノム医療連携病院

がんゲノム医療中核拠点病院又は拠点病院と連携してがんゲノム医療を実施する医療 機関。県内では、こども病院を含めて4病院が指定を受けている。

がん診療連携拠点病院

がん医療水準の均てん化の実現に向け、地域のがん診療の連携拠点として、都道府県 の推薦に基づいて厚生労働大臣が指定する病院。

なお、がん診療連携拠点病院は、「がん診療連携拠点病院機能強化事業実施要項」に基づき、がん診療に従事する医師等に対する研修、がん患者やその家族に対する相談支援等を義務づけられている。

平成 22 年度から、兵庫県では、国が指定する「がん診療連携拠点病院」に加え、各圏域においてがん診療連携を推進する医療機関の指定を県独自で行っている。

感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律」に規定されている医療機関のことであり、次の3種類がある。

① 特定感染症指定医療機関

新感染症(未知の感染症)の患者又は一類感染症(エボラ出血熱、ラッサ熱等)もしくは 二類感染症(コレラ、腸チフス等)の患者を入院させる医療機関として厚生労働大臣が 指定した病院

- ② 第一種感染症指定医療機関
 - 一類感染症又は二類感染症の患者を入院させる医療機関として都道府県知事が指定 した病院
- ③ 第二種感染症指定医療機関
 - 二類感染症の患者を入院させる医療機関として都道府県知事が指定した病院

緩和ケア

生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアルな(霊的な・魂の)問題に関してきちんとした評価をおこない、それが障害とならないように予防したり対処したりすることで、クオリティー・オブ・ライフ(生活の質、生命の質)を改善するためのアプローチ。(WHO(世界保健機構))

< + >

・キャリーオーバー患者

小児期に慢性疾患や先天性疾患を抱えたまま、成人期に移行した患者。

救命救急センター

初期救急医療機関、二次救急医療機関及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制の もとに、重篤な救急患者への医療を確保することを目的に設置された地域の救急医療体 制を完結する機能を有する三次救急医療機関。

・急性期リハビリテーション

筋力や呼吸機能など身体機能の低下を防ぐために、急性期(概ね発症から2週間)の段

階で行う早期のリハビリテーションのこと。

< ク >

・クリニカルパス

患者の診療の計画を横軸に時間、縦軸にケア項目をとって整理したスケジュール表のこと。医療チームのメンバーが診療経過を共通理解することにより、医療の質の保障や向上及び効率化が図れるほか、患者への情報開示のツールとして利用できる。

< ケ >

・県アレルギー疾患医療拠点病院

都道府県の中でアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たしている、 または将来果たすことが期待される医療機関。診断が困難な症例や標準的治療では病態が 安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者の治療を行うほか、患者やその家族等にア レルギー疾患に関する適切な情報の提供等に取り組む。

• 減価償却

固定資産の消耗についての会計処理で、耐用年数に基づき資産を費用化する。

• 県養成医

兵庫県から修学資金の貸与を受け、卒業後、一定の期間、県職員として、県が指定する県内の医師不足地域等の医療機関で勤務する医師。

< = >

高額療養費制度

医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月(歴月:1日から末日まで)で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度。

後発医薬品

新医薬品(先発医薬品)の特許有効期限が過ぎた後に承認され、当該先発医薬品と成分 や効能が同一である医薬品のこと。ジェネリック医薬品ともいう。先発医薬品において 既に品質、有効性、安全性が確保されているため、臨床試験等が省略される。また、発 売までにかかる費用が少ないため、薬価が低く設定される。

< + >

• 災害拠点病院

災害時における初期救急医療体制の充実強化を図るための医療機関。

く シ >

・CT(Computed Tomography System:コンピューター断層撮影装置)

X 線装置とコンピューターを組み合わせた医療機器。X 線を 360 度回転しながら照射して人体の横断面を撮影し、各方向からの像をコンピューターで処理するもの。

• 資本剰余金

資本取引によって地方公営企業に留保された剰余金をいい、再評価積立金、償却資産 以外の固定資産の取得又は改良に充てるための受贈財産評価額、寄附金などをいう。

• 集学的治療

がんの治療法としては、主に、手術治療、放射線治療、薬物療法などがあるが、これらを単独で行うのではなく、がんの種類や進行度に応じて、さまざまな治療法を組み合わせた治療を行うこと。

周産期医療

妊娠 22 週から生後 7 日未満までの期間に発生する突発的な緊急事態に対する産科・小児科双方からの一貫した総合的な医療のこと。

・腫瘍内科

化学療法を専門とする腫瘍内科医が配置された診療科。

紹介率

病院を受診した初診患者に占める他の医療機関等からの紹介患者の割合。

・小児がん拠点病院

小児がんの医療および支援を提供する地域(近隣都道府県を含む)の中心施設として、 厚生労働大臣が指定した病院。地域における小児がん医療および支援の質の向上のけん 引役を担っており、全国で15か所指定を受けている。

小児救命救急センター

「診療科を問わず、すべての重篤な小児救急患者を 24 時間体制で必ず受け入れる」ことを要件に、都道府県から指定を受けた医療機関。

• 小児中核病院

24時間体制での小児の救命救急医療や地域小児医療センターでは対応が困難な高度な専門入院医療の実施する医療機関。

• 診療情報管理士

日本病院会通信教育および日本病院会認定専門学校、大学にて統一されたカリキュラムで養成されており、四病院団体協議会(日本病院会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本精神科病院協会)および医療研修推進財団の共同で認定された資格。

• 診療報酬

医療機関がその提供する医療サービスに対する対価として請求する金銭のこと。保険 診療においては診療報酬点数表により個々の診療行為の額が定められている。

· 新医師臨床研修制度

平成16年度から、診療に従事しようとする医師は、2年以上の臨床研修を必ず受けなければならないとされた制度。内科、救急部門、小児科、産婦人科、精神科、地域保健・医療が必修とされた。

(参考:臨床研修制度の変遷)

昭和21年 実地修練制度(いわゆるインターン制度)創設。国民医療法施行令の一部 改正により創設。

昭和23年 現在の医師法が制定され、同法に基づく規定となる。大学医学部卒業後、 医師国家試験受験資格を得るための義務として、「卒業後1年以上の診療 及び公衆に関する実地修練」を行うこととされた。

昭和43年 実地修練制度の廃止、臨床研修制度創設。大学医学部卒業直後に医師国家 試験を受験し、医師免許取得後も2年以上の臨床研修を行うように努め るものとするとされた。(努力規定)

平成16年 現制度

・新専門医制度

平成30年度から開始した、患者から信頼される標準的な医療を提供できる医師を育成する研修制度。日本専門医機構が、19の基本領域(診療科)における専門研修プログラムと専門医資格の認定を行い、研修医は基幹病院と連携病院をローテートして研修を受ける。

· 心大血管

心臓や大動脈、肺動脈のこと。

• 神経難病

多くは原因不明で発症し、病状は、筋萎縮、脱力、痺れ、目障害、呼吸障害、膀胱障害、感覚障害、嚥下障害、構音障害などと様々である。代表的なものとして、多発性硬化症(MS)、筋萎縮性側索硬化症(ALS)、パーキンソン病等がある。

< ス >

・SPECT (<u>S</u>ingle <u>P</u>hoton <u>E</u>mission <u>C</u>omputed <u>T</u>omography: 単一光子放射型コンピュータ断層撮影)

微量の放射性同位元素 (RI:ラジオアイソトープ) を体内に投与し、脳に集積した放射線 (γ線:ガンマ線) を放出して、放射能の分布を断層画像として表示する検査。

< セ >

• 性差医療

骨格、脳の機能、薬の効き方など、男女差に配慮した医療のこと。 G S M (<u>G</u>ender <u>Specific Medicine</u>) ともいう。

• 精神科救急医療

精神障害のため、自傷他害の恐れのある患者に対して、迅速かつ適切な対応をおこなう医療。

・セカンドオピニオン

患者が自己の責任で治療方法を選択するうえで参考にするため、最初に診察を受けた 医師とは別の医師の診察を受け、治療方法についての意見を聞くこと。

• 専攻医

医師免許を有し、卒後2年間の臨床研修を修了した者で、かつ医師免許取得後3~5年目の者のうち、引き続いて専攻科における後期臨床研修を受ける者のこと。

< y >

• 造血幹細胞移植

がんに対して一般的に行われる抗がん剤治療(化学療法)や放射線治療だけでは治すのが難しい血液疾患(主に血液がん)に対して、完治を目指して行われる治療法のひとつ。

・総合周産期母子医療センター

総合周産期母子医療センターは、母体・胎児集中治療管理室(MFICU)を含む産 科病棟及び新生児集中治療管理室(NICU)を備えた医療機関であり、常時、母体・ 新生児搬送受入体制を有し、母体の救命救急への対応、ハイリスク妊娠に対する医療、 高度な新生児医療等を担っている。

く タ >

• 退職給付引当金

職員の将来の退職による退職手当の支払いに備えて、所要額を費用計上するもの。

ダヴィンチ(内視鏡下手術用支援機器)

体内を見る内視鏡カメラと3本の手術器具を取り付けたアームを持つロボット。医師は手術台から離れた場所に置かれた装置で立体画像を見ながら遠隔操作による手術を行う。ダヴィンチによる手術は、傷口が小さく術後の疼痛が少ないため回復が早い、開腹手術に比べて出血が非常に少なく輸血もほとんどの場合必要としない、などの特性を持つ。

く チ >

• 地域医療連携

地域内において、効果的かつ効率的に最適な医療を提供するため、地域の医療機関の機能分担を踏まえた連携を行うこと。

地域医療支援病院

地域医療機関の役割分担と連携を推進するため、医療提供や医療機器の共同利用を通じてかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有する病院について、知事が承認している。

・地域周産期母子医療センター

産科、小児科等(胎児や新生児を担当する診療科)を備え、二次医療圏域において周産期に係る高度な医療を提供する医療機関のこと。

・治験

新医薬品等の開発の過程において、ヒトを対象として医薬品等の有効性と安全性を確かめるために行われる試験のこと。

地方公営企業法の全部適用

病院事業に適用されている地方公営企業法に関して、法律上当然に適用される「財務に関する規定」のみでなく、任意適用とされている「組織に関する規定」「職員の身分取扱に関する規定」を条例で定めることにより適用すること。

• 地方独立行政法人

公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業で、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効果的かつ効率的に行なわせることを目的として、地方独立行政法人法の定めるところにより地方公共団体が設立する法人のこと。

・長期前受金

平成26年度からの会計制度の見直しによるみなし償却制度の廃止に伴い、新設された 負債の勘定科目。償却資産の取得に伴い交付される補助金、一般会計負担金等について は、長期前受金として負債に計上した上で、減価償却費見合い分を長期前受金戻入とし て順次収益化する。

< テ >

DPAT (<u>D</u>isaster <u>P</u>sychiatric <u>A</u>ssistance <u>T</u>eam)

都道府県及び政令指定都市によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのこと。自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行う。

• DPC方式 (<u>D</u>iagnosis (診断) <u>P</u>rocedure (手順) <u>C</u>ombination (組合せ): 診断群分類 包括評価)

入院患者を傷病名、診療行為などによって分類し、病名に対して、1日当たりの定額 点数からなる包括評価(投薬、注射、入院料等)と出来高評価(手術、麻酔科等)を組 み合わせて診療費を計算する方法。

専門家による臨床的観点からの検討、および特定機能病院から収集した調査データに 基づいて定められた。

- DMAT (Disaster Medical Assistance Team)

災害急性期に活動できる機動性を持った、トレーニングを受けた医療チームのこと。 阪神淡路大震災でのフェーズ 0 (超急性期) への対応の遅れを教訓に、厚生労働省が平成 17 年 4 月に日本DMATを発足し、現在、全国の災害拠点病院に整備が進められている。

電子カルテ

診療情報を電子化して、電子媒体に記録、保存するシステムのこと。診療情報のデータベース化により、情報活用が容易になり患者への説明もわかりやすくできるなどのメリットがある。

· DMATh-

DMAT (災害派遣医療チーム) が災害時に使用するための車両で、活動に必要な設備を整え、被災地で医療活動を行う隊員や資機材を運搬することができる。県立病院では、平時にドクターカーとして運用している。

< h >

・ドクターカー

119番通報もしくは事故・災害発生の際に、消防が一刻も早く医師をはじめとする医療従事者の介入が必要と判断した場合に、医療機関に出動を要請し、現場もしくはドッキングポイントまで医師を搬送する車。

特定行為看護師

実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要 とされる38行為を、医師の指示の下、手順書により行うことができる看護師。

< + >

• 内部留保資金

非現金収支を含めた収益的収支の資金収支及び資本費補てん(資本的収支に係る収支 差)後の累積残高。

< = >

• 認定看護師

ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する者として、日本看護 協会の認定を受けた看護師。

< // >

・バイオバンク

患者の同意のもと、検査や手術で提供された血液、細胞とそれらに付随する診療情報などを、匿名化したうえで保存、管理していくシステム。

・ハイブリッドER

IVR-CTを初療ベッドとして備えた救急初療室。搬入患者をIVR-CT台上で診療するため、蘇生を含めた初期診療からTAEやダメージコントロール手術まで患者の移動なしに行うことが可能。

ハイブリッド手術室システム

X線血管撮影室と手術室の機能を兼ね備えた手術室。カテーテルによる血管内治療が 手術室でより安全に行え、更に高度な血管内治療が可能となる。

< t >

• P F M (Patient Flow Management)

入院前に患者の基本情報を集めておくことで、退院への問題解決に向けて早期に着手できると同時に、病床の管理を合理的に行うことが可能となる、入退院管理システムのこと。

• 光免疫療法

近赤外線を使用してがん細胞だけを攻撃する治療法。正常細胞を傷つけずないため、 つらい症状を引き起こす副作用を大幅に軽減できる治療法として注目されている。切除 不能な局所進行・局所再発頭頸部がんが対象。

• 病床利用率

病床が平均的にどのくらい利用されているかを、病床数に対する在院患者数の割合で 算出したもの。通常、月あるいは年単位で、次の算式により算定する。

 入院延患者数

 病床利用率=
 ×100

 実働病床数×日数

< ^ >

• 平均在院日数

患者が入院してから退院するまでの期間が在院日数で、入院患者が平均で何日在院したかを示すもの。

・PET (Positron Emission Tomography:ポジトロンCT装置)

ポジトロン(陽電子)を放出するアイソトープ(同位元素)で標識された薬剤を注射 し、その体内分布を特殊なカメラで映像化する新しい診断法。

へき地医療

交通条件及び自然的、経済的、社会的条件に恵まれない山間地、離島その他の地域の うち、医療の確保が困難である地域で行われる医療。当該地域には無医地区、無医地区 に準じる地区、へき地診療所が開設されている地区等が含まれる。

< リ >

• 粒子線医療、粒子線治療

放射線の一種である粒子線(陽子線、重粒子線)を用いたがん治療のこと。人体の自在な位置と形状で止めることが可能なため病巣部周辺に集中的に高いエネルギーを与えることができることから、周囲の正常な臓器に対する副作用のリスクが少ない。

平成 15 年度から県立粒子線医療センターにおいて治療を行っており、平成 28 年度から小児腫瘍、骨軟部腫瘍が、平成 30 年度から頭頸部腫瘍、前立腺腫瘍が保険適用となった。

・リニアック

医療用直線加速器のこと。高エネルギーのエックス線を発生でき、現在の放射線によるがん治療の主流となっている。

• 臨床研究

新しい治療方法等について、その安全性と有効性を確認するために行われる研究のこと。効果及び安全性が確認された後、一般的な治療方法として確立される。

< ル >

• 累積欠損金

当該年度までの各年度に生じた欠損金の累積額。

< 🗆 >

・ロボットリハビリテーション

筋電義手やコンピューター制御義足等のロボットテクノロジーを活用したリハビリテーション。

幹部職員紹介

(保健医療部関係)

保健医療部長	山下	輝夫
保健医療部次長	岡田	英 樹
保健医療部次長兼感染症等対策室長	田所	昌也
保健医療部参事 (感染者対応·保健師確保調整担当)	松下	清美
保健医療部総務課長	中井	佳奈子
保健医療部医務課長	波多野	予 武志
保健医療部健康増進課長	稲岡	由美子
保健医療部健康増進課歯科口腔医務官	時岡	早苗
保健医療部薬務課長	織 邊	聡
保健医療部生活衛生課長	福永	真 治
保健医療部食品安全官	廣田	義勝
保健医療部感染症等対策室感染症対策課長	西下	重樹
保健医療部感染症等対策室ワクチン対策課長	相浦	輝之
保健医療部感染症等対策室疾病対策課長	植田	勝明

令和4年6月16日 健康福祉常任委員会資料

令和4年度

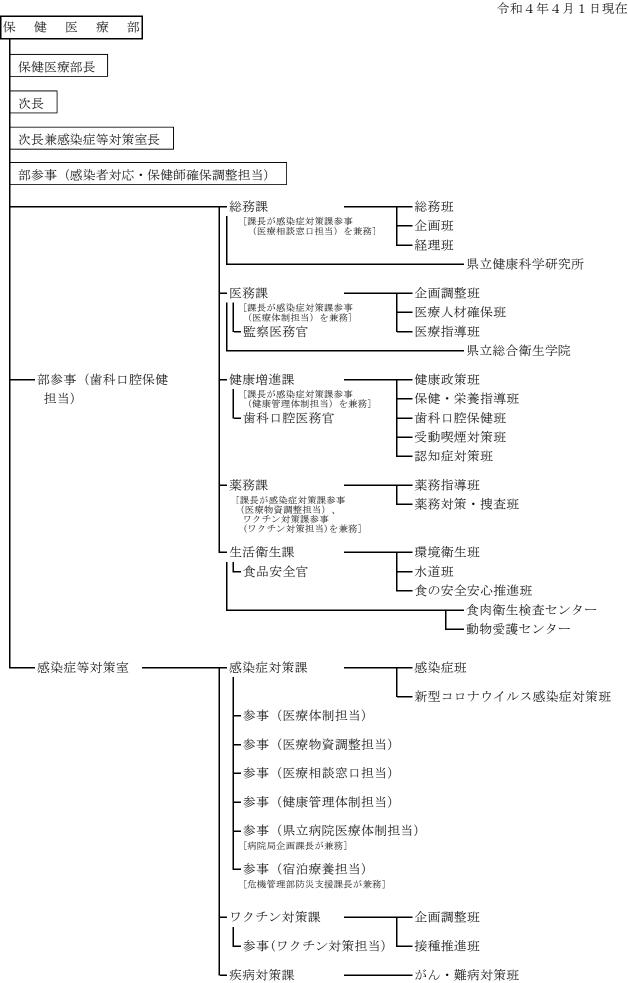
事 務 概 要

兵庫県保健医療部

目 次

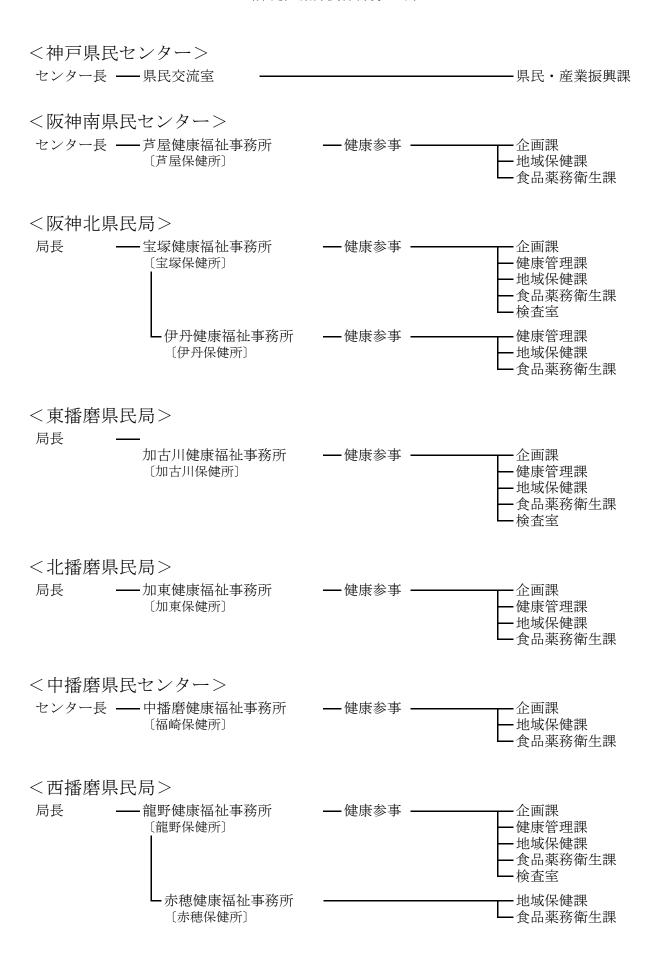
1	保健医療部組織図 • •	•	• •	• •	• •	• •	• • •	• •	• •	•	3
2	地方機関等一覧表・・・	•								•	6
3	事務分掌及び幹部職員一覧	表								•	8
4	職員現員表・・・・・	•								•	20
5	重要施策体系表・・・・	•								•	22
6	当初予算の概要・・・・	•								•	22
7	重 要 施 策 ・・・	•								•	23
8	附属機関一覧表・・・・	•								•	27
9	主要計画等一覧表・・・・	•								•	28

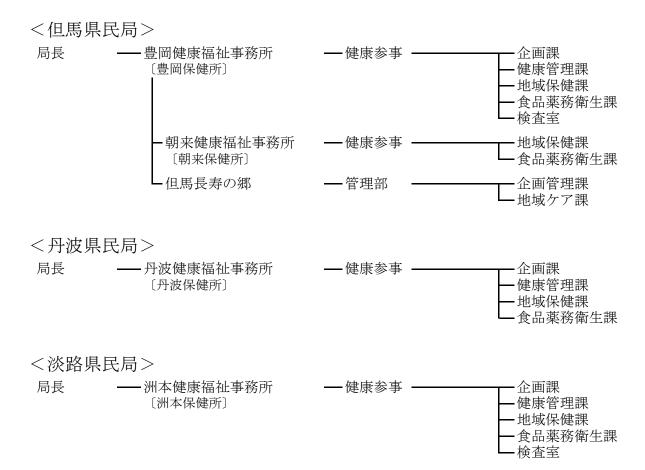
保健医療部組織図



県民局及び県民センター組織図

(保健医療部関係部分のみ)





地方機関等一覧表

(令和4年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話	所 長 等	備考
神戸県民センター 県民交流室	〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-32	(078) 647-9085	副センター長 竹森 俊策	
阪神南県民センター				
芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所)	〒659-0065 芦屋市公光町1-23	(0797) 32-0707	所長 仲西 博子	
阪神北県民局				
宝塚健康福祉事務所 (宝塚保健所)	〒665-0032 宝塚市東洋町2-5	(0797)72-0054	所長 野原 秀晃	
伊丹健康福祉事務所 (伊丹保健所)	〒664-0898 伊丹市千僧1-51 伊丹庁舎1・2階	(072) 785–9437	所長 清水 光恵	
東播磨県民局				
加古川健康福祉事務所 (加古川保健所)	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(079) 421-9292	所長 今井 雅尚	
北播磨県民局				
加東健康福祉事務所 (加東保健所)	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	(0795) 42-9446	所長 逢坂 悟郎	
中播磨県民センター				
中播磨健康福祉事務所 (福崎保健所)	〒670-0947 姫路市北条1-98 (福祉部門) 〒679-2204	(079) 281–9207 (0790) 22–1234	所長 柳川 拓三	
: - 西播磨県民局	神崎郡福崎町西田原235(保健部門)	(0.00) = 1=01		
四個海界以内 龍野健康福祉事務所	 		所長	
(龍野保健所)	たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3	(0791) 63-5149	味木 和喜子	
赤穂健康福祉事務所 (赤穂保健所)	〒678-0239 赤穂市加里屋98-2	(0791) 43-2321	所長 藤田 伸輔	
但馬県民局				
豊岡健康福祉事務所 (豊岡保健所)	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	(0796) 26-3655	所長 柳 尚夫	
新温泉健康福祉事務所	〒669-6747 美方郡新温泉町三谷389-1	(0796)82-3161	所長 西村 鈴代	
朝来健康福祉事務所 (朝来保健所)	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96	(079) 672-6863	所長 柳 尚夫	
但馬長寿の郷	〒667-0044 養父市八鹿町国木594-10	(079) 662-8456	郷長 北田 輝彦	
丹波県民局				
丹波健康福祉事務所 (丹波保健所)	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	(0795) 73-3776	所長 須藤 章	
淡路県民局				
洲本健康福祉事務所 (洲本保健所)	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	(0799) 26–2036	所長 鷲見 宏	

名 称	所 在 地	電話	所 長 等	備考[所管区域]
県立健康科学研究所	〒675-0003 加古川市神野町神野1819-14	079-440-9090	所長 大橋 秀隆	
県立総合衛生学院	〒653-0052 神戸市長田区海運町7-4-13	(078) 733-6611	学院長 川北 みゆき	
食肉衛生検査センター	〒675-0332 加古川市志方町横大路36-1	(079) 452-0945	所長 源田 健	芦屋市、伊丹市、加古川 市、西脇市、宝塚市、三木 市、高砂市、川西市、小野 市、三田市、加西市、加東 市、川辺郡、多可郡、加古 郡
西播磨食肉衛生検査所	〒679-4322 たつの市新宮町仙正36-1	(0791) 75-4060	所長 濵中 幸裕	相生市、たつの市、赤穂 市、宍粟市、神埼郡、揖保 郡、赤穂郡、佐用郡
但馬食肉衛生検査所	〒667-0112 養父市養父市場入谷口1282-8	(079) 665-0848	所長 西田 浩治	豊岡市、篠山市、養父市、 丹波市、朝来市、美方郡
淡路食肉衛生検査所	〒656-0152 南あわじ市倭文長田49-18	(0799) 46-0190	所長 天野 和幸	洲本市、南あわじ市、淡路 市
動物愛護センター	〒661-0047 尼崎市西昆陽4-1-1	(06) 6432-4599	所長 吉岡 城拓	芦屋市、伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、篠山市、 丹波市、川辺郡
動物管理事務所	〒673-1462 加東市藤田字北山736-7	(0795) 42-4466	所長 (池水三木支所長兼務)	
三木支所	〒673-0503 三木市志染町窟屋1242-48	(0794) 84-3050	支所長 池水 千枝	加古川市、高砂市、三木 市、小野市、加西市、加東 市、西脇市、加古郡、多可 郡
龍野支所	〒679-4167 たつの市龍野町富永1311-3	(0791) 63-5146	支所長 武村 有里子	たつの市、相生市、赤穂 市、宍粟市、神崎郡、揖保 郡、赤穂郡、佐用郡
但馬支所	〒667-0126 養父市堀畑587	(079) 666-8071	支所長 犬伏 源	豊岡市、養父市、朝来市、 美方郡
淡路支所	〒656-2142 淡路市塩田新島5-3	(0799) 62-5811	支所長 齋藤 竜彦	洲本市、南あわじ市、淡路 市

事務分掌及び幹部職員一覧表

保健医療部長 山下輝夫(内3033)

次 長 岡田英樹(内2907)

次長兼感染症等対策室長 田所昌也(内3252)

【主な業務】 健康・保健・感染症分野における重要施策の企画立案及び総合調整、保健医療の総合的 推進、並びに部の予算、組織、人事に関すること。

部参事(感染者対応・保健師確保調整担当) 松 下 清 美 (内 2700) 部参事(歯科口腔保健担当) 梅 村 智 (内 3247)

総務課

課 長 中 井 佳 奈 子 (内 2707)

		課 長 甲 并 佳 佘 子 (內 2707)
班	名	分 掌 事 務
副課長		1 部の職員の人事及び服務に関すること。
棟	廣巖	2 行財政改革に係る実務調整に関すること。
	(内 2708)	3 部の重要事項に係る部内各課及び地方機関との連絡調整に関すること。
		4 課内の班間の調整及び連携に関すること。
総務班		1 部の行政に係る文書及び部長印の管守に関すること。
班長		2 部の職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関すること。
中	山 博 喜	3 部の行政に係る附属機関の委員及び幹事の任免に関すること。
	(内 2712)	
企画班		1 部の行政の企画及び総合調整に関すること。
班長		2 部の事業に係る重要事業の進行管理に関すること。
林	利一	3 部の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
171	小 (内 3485)	4 部の年安旭束の正画及の総合調整に関すること。
	(F) 3400 <i>)</i>	4 部の行政に係る事務の能学にに関すること。 5 部の行政に係る広報、広聴の推進及び連絡調整に関すること。
		6 部の行財政構造改革の推進に関すること。
		0 部の11別以構垣以事の推進に関すること。 7 健康福祉事務所及び県立健康科学研究所(他課の所掌に属するものを除
		イ 健康個位事務所及の県立健康科子研究所(他族の所事に属するものを除 く。)に関すること。
		8 前各号に掲げるもののほか、部内他課の所掌に属しないこと。
経理班		部の予算、決算及び会計に関すること。
班長		
三	田 宏	
	(内 3481)	
	/	

E-mail hokeniryou_soumu@pref.hyogo.lg.jp

医 務 課

課 長 監察医務官

波多野 武 志 (内 3221) 長 﨑 靖 (078-521-6333)

	監察医務官	長 﨑	靖(078-521-6333)
班名	分	掌事	務
副課長	1 局内の業務調整に関する	こと。	
東 秀 紀	2 課内の班間の調整及び退	選携に関すること。	
(内 3224)			
企画調整班	1 兵庫県保健医療計画に関	すること。	
班長	2 医療審議会に関すること	, · o	
名久井 康 宏	3 在宅医療の推進に関する	っこと。	
(内 2716)	4 WHO神戸センターの道	営支援及び地元連携の打	准進に関すること。
	5 健康危機管理に関するこ	.と。	
主幹(医療体制担当)	6 監察医の業務に関するこ	.と。	
竹 内 賢	7 周産期医療体制に関する	っこと。	
(内 3219)	8 公的病院等補助金に関す	⁻ ること。	
	9 神戸医療産業都市構想の)推進支援に関すること。)
主幹(調整担当)	10 小児・災害・救急医療体	制に関すること。	
松井雄一	11 救急医療機関の告示に関	すること。	
(内 5810)	12 地域医療連携に関するこ	.と(地域医療支援病院	を含む。)。
	13 医療介護推進基金(医療	そ分のみ) に関すること。)
	14 表彰、叙勲に関すること	-	
	15 医療関係団体との調整に	.関すること。	
	16 課の庶務に関すること。		
医療人材確保班	1 地域医療確保政策に関す		
班長	2 医師確保対策に関するこ	-	
浦野武彦	3 へき地医療対策に関する	•	
(内 2713)	4 県養成医師制度に関する		
	5 臓器移植法の施行に関す	=	
主幹(看護指導担当)	6 地域医療支援センターに		
勝間収子	7 ヒューマンケアの企画部		
(内 3253)	8 音楽療法の普及推進に関	· ·	
) 1.6 ((1) A (b- 1))(p.t. 7-b (b1) (14) (1)	9 保健師助産師看護師法の		. HH))
主幹(総合衛生学院建替整備担当)	10 看護師等の人材確保の低		こ関すること。
小松裕知	11 看護師等確保対策に関す		
(内 2727)	12 看護功績賞に関すること		
	13 医師、歯科医師、放射線		
主幹(医療調整担当)	すること(死体解剖医の認		,)。
高 井 裕 美	14 看護師等の養成所に関す	=	ヒル明ナファー
	15 看護師及び理学療法士・		ケに関すること。
医库托滨北	16 県立総合衛生学院に関す		
医療指導班	1 医療法の施行に関するこ	-	1.
班長	2 施術所、歯科技工所及び		८ ∘
演田大輔	3 医療従事者の業務指導及		
(内 3226)	4 日赤及び済生会との連絡		
	5 医療安全相談センターに	-関すること。	

E-mail imu@pref.hyogo.lg.jp

健 康 増 進 課

課 長 稲 岡 由美子 (内 3240) 歯科口腔医務官 (時岡職員健康管理センター参事が兼務)

班名	田科口腔医務官 (時回職員健康官理センター参事が兼務)
副課長	課内の班間の調整及び連携に関すること(事務に関すること。)。
小島正樹	WILL 1 2 / MILL 2 (0 / MILL 2 (0 / MILL 2 (1 / MILL 2
(内 3242)	
副課長	1 課内の班間の調整及び連携に関すること(技術に関すること。)。
山下久美	2 保健師業務の統括に関すること。
(内 3241)	
健康政策班	1 健康増進施策の企画及び推進に関すること。
班長	2 健康ひょうご 21 大作戦に係る総合的施策の企画及び推進に関すること。
(小島副課長が兼務)	3 (公財) 兵庫県健康財団に関すること。
	4 公衆衛生協会に関すること。
主幹(健康づくり推進担当)	5 健康づくり推進条例・健康づくり推進実施計画の推進に関すること。
(高本班長が兼務)	6 企業との協働による健康づくりに関すること(他課室の所掌に属するもの
(内 3281)	を除く。)。
	7 特定健診・保健指導の実施促進に関すること。
 保健・栄養指導班	8 課の庶務に関すること。 1 保健師・栄養士業務の総合調整、業務指導、研修に関すること。
が使・木食指导班 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 保健師・栄養士業務の総合調整、業務指導、研修に関すること。 2 母子保健対策の推進、不妊・不育への支援、養育医療に関すること。
諸岡歩	3 栄養・食の健康・食育に係る施策の企画及び調整に関すること。
(内 3248)	4 栄養士・管理栄養士・受胎調節実地指導員の免許に関すること。
(1 1 02 10)	5 食品表示基準(保健事項)・健康増進法に基づく食品の表示に関すること。
	6 いずみ会・愛育班・給食施設協議会の育成に関すること。
歯科口腔保健班	1 歯科口腔保健の推進に関すること。
班長	2 口腔保健支援センターに関すること。
髙 本 美 紀	3 地域活動歯科衛生士の育成に関すること。
(内 3281)	4 地域歯科保健対策の推進に関すること。
受動喫煙対策班	1 受動喫煙の防止に関すること。
班長	2 受動喫煙の防止の相談及び指導に関すること。
牛 尾 敏 明	3 禁煙の推進に関すること。
(内 3268)	4 20 歳未満の者及び妊婦の喫煙防止に関すること
	(他課室の所掌に属するものを除く。)。
認知症対策班	1 認知症施策の推進に関すること。
班長	2 認知症の予防・早期発見の推進に関すること。
上村佐和子	3 認知症疾患医療センターの運営及び認知症対応医療機関に関すること。
(内 2947)	4 認知症地域連携強化事業に関すること。
	5 認知症ケア人材(認知症介護研修含む)の育成に関すること。
	6 若年認知症施策に関すること。

E-mail kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp

薬 務 課

	課 長 織 邊 聡 (内 3304)
班 名	分 掌 事 務
副課長	課内の班間の調整及び連携に関すること(事務に関すること。)。
阪 田 和 成	
(内 3305)	
副課長	課内の班間の調整及び連携に関すること(技術に関すること。)。
藤田裕代	
(内 3309)	
薬務指導班	1 薬事審議会(危険ドラッグ部会を除く。)に関すること。
班長	2 医薬品医療機器等法の施行(指定薬物を除く。)に関すること。
丸 尾 育 代	3 薬剤師法の施行に関すること。
(内 3311)	4 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の施行に関すること。
) 14 ()4)3 (6)4(6)	5 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の施行に関す
主幹(流通指導担当)	ること。
rda	6 温泉法の施行に関すること。
奥村尚志	7 災害医薬品等の供給に関すること(抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を
(内 3308)	含む。)。
	8 新型コロナウイルス感染症対策に係る医療物資の管理・調整に関すること。
	² 。 9 医薬分業に関すること。
	10 後発医薬品の安心使用の促進に関すること。
	10 仮元と楽品の女心使用の促進に関すること。 11 衛生物資に係る国民生活安定緊急措置法及び生活関連物資等の買占め及
	び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行、その他衛生物資の価格
	及び需給の安定化に関すること。
	12 特殊医薬品の補給に関すること。
	13 医薬品の国家検定に関すること。
	14 医薬品等の副作用情報に関すること。
	15 課の庶務に関すること。
薬務対策・捜査班	1 医薬品医療機器等法の施行(指定薬物)に関すること。
班長	2 薬事審議会(危険ドラッグ部会)に関すること。
西山敦彦	3 薬物乱用防止対策に関すること。
(内 3313)	4 麻薬及び向精神薬取締法の施行に関すること。
	5 大麻取締法の施行に関すること。
	6 あへん法の施行に関すること。
	7 覚せい剤取締法の施行に関すること。
	8 麻薬中毒審査会に関すること。
	9 毒物及び劇物取締法の施行に関すること。

E-mail yakumuka@pref.hyogo.lg.jp

生活衛生課

課 長 福 永 真 治(内3262) 食品安全官 廣 田 義 勝 (内 3279) 務

副課長	課内の班間の調整及び連携に関すること (事務に関すること。)。
鶴井成央	
(内 3210)	
副課長	課内の班間の調整及び連携に関すること(技術に関すること。)。
原田一郎	
(内 3274)	
環境衛生班	1 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること。
班長	2 生活衛生改善指導に関すること。
石 川 幸 子	3 旅館業法の施行に関すること。
(内 3276)	4 住宅宿泊事業法の施行に関すること。
	5 公衆浴場法の施行に関すること。
主幹(衛生指導担当)	6 物価統制令による入浴料金に関すること。
犬 伏 孝 代	7 興行場法の施行に関すること。
(内 3263)	8 理容師法の施行に関すること。
	9 美容師法の施行に関すること。
	10 クリーニング業法の施行に関すること。
	11 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関するこ
	と(他班の所掌に属するものを除く。)。
	12 墓地、埋葬等に関する法律の調整に関すること。
	13 狂犬病予防法の施行に関すること。
	14 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)。
	15 動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。
	16 愛玩動物看護師法の施行に関すること(愛玩動物看護師養成所の指定に関す
	るものに限る。)。
	17 化製場等に関する法律の施行に関すること。
	18 動物愛護センターに関すること。
	19 生活衛生適正化審議会に関すること。
	20 課の庶務に関すること。
水道班	1 水道法の施行に関すること。
班長	2 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の施行に関すること。
坂 江 博	3 特設水道条例の施行に関すること。
(内 3270)	
食の安全安心推進班	1 食品衛生法の施行に関すること。
班長	2 食の安全安心と食育に関する条例の施行に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)。
夫津木 幸寛	3 食品表示法の施行に関すること(衛生事項に関するものに限る。)。
(内 3272)	4 食中毒等に関すること。
	5 不良食品に関すること。
	6 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行に関すること。
	7 食品衛生に係る新たな課題に関すること。
	8 重金属、化学物質等による汚染食品など食品公害に関すること。
	9 調理師法の施行に関すること(調理師の免許、試験及び届出に関することを除く。)。
	10 製菓衛生師法の施行に関すること(製菓衛生師の試験及び免許に関することを除く。)。
	11 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関するこ
	と(他班の所掌に属するものを除く。)。
	12 (一社)兵庫県食品衛生協会の指導に関すること。
	13 食の安全安心と食育審議会に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)。 14 と畜場法の施行に関すること。
	14
	16 食肉衛生検査センターに関すること。

E-mail seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

< 感染症等対策室 >

室 長

(田所次長が兼務)

【主な業務】 感染症等対策の総合的推進に関すること。

感 染 症 対 策 課

課 長 西 下 重 樹 (内 3190) 課参事 (医 療 体 制 担 当) (波多野医務課長が兼務) 課参事 (医療物資調整担当) (織邊薬務課長が兼務) 課参事 (医療相談窓口担当) (中井総務課長が兼務) 課参事 (健康管理体制担当) (稲岡健康増進課長が兼務) 課参事 (県立病院医療体制担当) (病院局菅澤企画課長が兼務)

課参事(宿泊療養担当)(危機管理部奥見防災支援課長が兼務) 分 掌 事 務 班 名 副課長 課内の班間の調整及び連携に関すること(技術に関すること。)。 藤原秀憲 (内 3047) 副課長 課内の班間の調整及び連携に関すること(事務に関すること。)。 (山本疾病対策課副課長 が兼務) 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関 感染症班 班長 すること。 小 林 博 之 2 新型インフルエンザ等対策行動計画に関すること。 (内 3286) 3 新型インフルエンザ対策の推進に関すること。 4 予防接種法の施行に関すること。 5 エイズ対策の推進に関すること。 6 環境影響による健康障害に関すること。 7 感染症診査協議会に関すること(他課室の所掌に属するものを除く。)。 8 感染症発生動向調査事業に関すること。 ハンセン病事業に関すること。 10 アレルギー対策に関すること。 11 健康福祉事務所の検査業務及び放射線業務に関すること。 新型コロナウイルス感染 1 新型コロナウイルス感染症対策の推進に関すること。 症対策班 2 帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者に関すること。 班長 3 検査体制の推進に関すること。 伊東政彦 4 積極的疫学調査及び濃厚接触者・帰国者等の健康観察に関すること。 (内 3191) 5 新型コロナウイルス感染症対策協議会の運営等に関すること。 6 地域外来・検査センターに関すること。 主幹(対策推進担当) 7 専門アドバイザーの派遣に関すること。 8 新型インフルエンザ等対策特別措置法(新型コロナウイルス感染症対策 米 田 和 代 (内 3287) に関するものに限る)に関すること。 9 新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金、事業の調整に関するこ 10 大学等専門機関と連携した感染症対策機能の強化に関すること(兵庫県

E-mail kansentaisaku@pref.hyogo.lg.jp

感染症対策アドバイザーの設置を含む)

11 課の庶務に関すること。

ワクチン対策課

課長

相 浦 輝 之(内3200)

課参事(ワクチン対策担当) (織邊薬務課長が兼務)

班名	分掌事務
副課長 田 代 浩 之 (内 3170)	課内の班間の調整及び連携に関すること(事務に関すること。)。
副課長 (藤田薬務課副課長 が兼務)	課内の班間の調整及び連携に関すること(技術に関すること。)。
企画調整班 班長 尾 西 照 法 (内 3171)	1 新型コロナワクチン対策の推進に関すること。2 新型コロナワクチン接種全般の運用に関すること。3 新型コロナワクチンに関する補助金、負担金等に関すること。
接種推進班 班長 東 裕 章 (内 3181)	1 大規模接種会場(県設置)の運用等に関すること。2 接種推進(大規模・若者等)に関すること。
主幹(企画担当) 田 中 哲 也 (内 3182)	
主幹(推進担当) 福 田 勝 繁 (内 3183)	

E-mail wakuchin@pref.hyogo.lg.jp

疾 病 対 策 課

	課長	植	田 勝 明 (内 3296)
班 名	分 掌	事	務
副課長	課内の班間の調整及び連携に関す	すること(事務に関	すること。)。
山本晃司			
(内 3289)			
副課長	課内の班間の調整及び連携に関す	すること(技術に関	すること。)。
(藤原感染症対策課副			
課長が兼務)			
がん・難病対策班	1 生活習慣病の医療並びにその	の他の疾患の医療及	び予防に関すること。
班長	2 がん対策推進条例・計画に関	員すること。	
柿 坂 学	3 がん検診に係る検診体制の	修備に関すること。	
(内 3290)	4 がん登録事業に関すること。		
	5 肝炎対策に関すること。		
	6 アスベスト健康被害に関する	ること。	
	7 健康診査管理指導事業に関す	けること。	
	8 (公財) 兵庫県予防医学協会	会に関すること。	
	9 難病対策に関すること。		
	10 特定疾患(一般、小児、県島	単)等に関すること	• 0
	11 兵庫県難病相談センターの道	軍営に関すること。	
	12 難病患者等保健指導事業に関	• /	
	13 難病患者に係る保健師等研修		
	14 難病患者等居宅生活支援事業		
	15 原子爆弾被爆者援護法の施行		
	16 原子爆弾被爆者に対する手腕		上関すること。
	17 原子爆弾被爆者の健康診断に		
	18 原子爆弹被爆者福祉対策事業		
	19 課の庶務に関すること。		

E-mail shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp

〈地方機関等・事務分掌〉

地方機関名	所 掌 事 務
県民局及び県民センター	
神戸県民センター 県民交流室 ※他部関連事務は除いて 記載	1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。
健康福祉事務所	
芦屋健康福祉事務所 宮健康福祉事務所 所加加東健康福祉事務事務所 所加加東健康福祉事務事務所 所の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所の所	1 地域における保健、医療及び福祉に関する施策の企画及び調整に関すること。 2 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。 3 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 4 栄養の改善及び食品衛生に関すること。 5 生活宿泊事業に関すること。 6 住宅有治事業に関すること。 7 医事及び現り地でにと。 9 公共医療事業の向上及び増進に関すること。 10 母性及び乳幼児並びにと。 11 歯科保健に関すること。 12 精神保健及び精神障害者福祉に関すること。 13 指定難病その他の難病対病の予防に関すること。 14 結核、感染症その他の疾病の予防に関すること。 15 衛生上の試験及び検査に関すること。 16 温泉に関すること。 17 社会福祉法人に関すること。 18 介護保険に関すること。 19 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。 20 老人福祉法人に関すること。 21 民生委員及び児童委と。関すること。 22 社会福養がに関すること。 23 母子家庭等及び児童委局の連絡新塾に関すること。 24 配偶者からの暴力状養手当に関すること。 25 児童手当、児童手当とで解析の連絡新塾に関すること。 26 引揚者並びに関するに関すること。 27 中国接援護金の支給その他被災者の援護に関すること。 28 災害保護に関すること。 30 ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。 29 生活保護に関すること。 30 ホームレスの関すること。 31 児童福音者福祉に関すること。 32 身体障害者福祉に関すること。 33 知的障害者福祉に関すること。 34 管内の健康の防止等に関すること。 35 受動喫煙の防止等に関すること。 36 前各号に掲げるもののほか、地域住民の健康の保持及び増進並びに社会福祉に関すること。

地方機関名	所 掌 事 務			
	所管区域については次のとおりである。			
	名 称 所 管 区 域			
	芦屋健康福祉事務所 尼崎市 西宮市 芦屋市			
	宝塚健康福祉事務所 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡			
	加古川健康福祉事務所 明石市 加古川市 高砂市 加古郡			
	加東健康福祉事務所 西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡			
	中播磨健康福祉事務所 姫路市 神崎郡			
	龍野健康福祉事務所相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡			
	豊岡健康福祉事務所 豊岡市 養父市 朝来市 美方郡			
	丹波健康福祉事務所 丹波篠山市 丹波市			
	洲本健康福祉事務所 洲本市 南あわじ市 淡路市			
伊丹健康福祉事務所	伊丹健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所及び朝来健康福祉事			
· 赤穂健康福祉事務所 · 朝来健康福祉事務所	務所においては、その所管区域において、次に掲げる事務をつか さどる。			
	38 2から16までに掲げる事務39 34(福祉に関する事業の調整に関することを除く。)及び36 に掲げる事務(社会福祉に関することを除く。)			
	所管区域については次のとおりである。			
	名 称 所管区域			
	伊丹健康福祉事務所 伊丹市 川西市 川辺郡			
	赤穂健康福祉事務所 相生市 赤穂市 赤穂郡			
	朝来健康福祉事務所 養父市 朝来市			
新温泉健康福祉事務所	豊岡健康福祉事務所に、23から25まで、27及び29に掲げる事務 を分掌させるため、新温泉健康福祉事務所を置き、所管区域は、 美方郡である。			

地方機関名	所 掌 事 務
但馬長寿の郷	但馬長寿の郷においては、次に掲げる事務をつかさどり、その 所管区域は、豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡である。
	1 但馬地域における保健、医療及び福祉の連携並びにこれらの 分野に関する知識及び技術の普及向上(以下「保健、医療及び 福祉の連携等」という。)に関する事業の企画及び総合調整を 行うこと。
	2 但馬地域における保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及 び活用を行うこと。
	3 保健、医療及び福祉の連携等を図るため、講習会、研修会、 研究会等の事業を行うこと。
	4 高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅、福祉用具等を展示し、及びこれらに関する相談に応ずること。 5 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等に関する行事を行うこと。 6 保健、医療及び福祉の連携等を図るための講習会、研修会、展示会等のために施設を県民の利用に供すること。 7 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等を促進するために施設を県民の利用に供すること。 8 保健、医療及び福祉の連携等並びに県民の多様な交流の促進に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。 9 前各号に掲げるもののほか、県立但馬長寿の郷の目的を達成するために必要なこと。
	1から9までに掲げる事務のほか、所管区域以外において、次に掲げる事務を行うことができる。
	10 保健、医療及び福祉の連携等に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。11 保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。

地方機関名	所 掌 事 務
県立健康科学研究所	1 保健衛生上必要な調査研究、試験検査及び普及指導を行うこと。 2 保健衛生に関する情報の収集、分析及び提供を行うこと。 3 前2号に掲げるもののほか、県立健康科学研究所の目的を達成するために必要なこと。
県立総合衛生学院	1 助産師及び看護師の養成に関すること。2 歯科衛生士の養成に関すること。3 介護福祉士の養成に関すること。
食肉衛生検査センター	 1 と畜検査及び食鳥検査に関すること。 2 と畜場及び食鳥処理場の衛生指導に関すること。 3 と畜場及び食鳥処理場における食肉及び食鳥肉等の衛生に関すること。 4 食用に供する獣畜及び家きん並びに食肉及び食鳥肉等の調査研究に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、食肉衛生検査センターの目的を達成するために必要なこと。
動物愛護センター	1 動物愛護思想の高揚等に関すること。2 動物の適正な飼養及び保管に関すること。3 動物の収容等に関すること。4 狂犬病の予防に関すること。5 前各号に掲げるもののほか、動物愛護センターの目的を達成するために必要なこと。

職員現員表

令和4年4月1日現在

÷m <i>t</i> r	現員	現員の内訳			
課名		事務職	技術職	技能労務職	
総務課	19	15	4		
医務課	31	23	8		
健康増進課	29	10	19		
薬務課	17	2	15		
生活衛生課	20	2	18		
〈感染症等対策室〉					
感染症対策課	19	9	10		
ワクチン対策課	16	12	4		
疾病対策課	12	9	3		
本庁計	163	82	81	0	

[※]再任用職員(短時間)を除く。

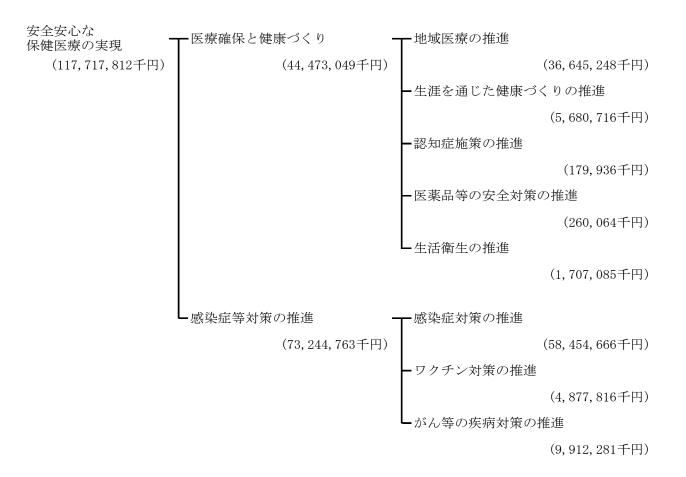
地方機関又は派遣団体名	現員	現員の内訳			
地力機関入は派遣団体石		事務職	技術職	技能労務職	
健康科学研究所	23	4	19		
総合衛生学院	27	4 23			
食肉衛生検査センター	33	2	31		
動物愛護センター	52	3	49		
地方機関計	135	13	122	0	
明石市	1		1		
日本赤十字社	3	2	1		
(公財)兵庫県健康財団	5	2	3		
地域医療支援医師	4		4		
後期研修医師 (専攻医)	0			_	
派遣団体計	13	4	9	0	
保健医療部計	311	99	212	0	

[※]再任用職員(短時間)を除く。

事務所名等	現員	現員の内訳		
事 伤川石守		事務職 技術職		技能労務職
〈阪神南県民センター〉				
芦屋健康福祉事務所	25	8	17	
〈阪神北県民局〉				
宝塚健康福祉事務所	54	18	36	
伊丹健康福祉事務所	37	6	31	
〈東播磨県民局〉				
加古川健康福祉事務所	61	19	42	
〈北播磨県民局〉				
加東健康福祉事務所	41	12	29	
〈中播磨県民センター〉				
中播磨健康福祉事務所	29	15	14	
〈西播磨県民局〉				
龍野健康福祉事務所	52	21	31	
赤穂健康福祉事務所	20	3	17	
〈但馬県民局〉				
豊岡健康福祉事務所	38	11	27	
新温泉健康福祉事務所	8	8		
朝来健康福祉事務所	17	3	14	
但馬長寿の郷	10	3	7	
〈丹波県民局〉				
丹波健康福祉事務所	30	7	23	
〈淡路県民局〉				
洲本健康福祉事務所	36	9	27	
県 民 局 等 計	458	143	315	0
総計(県民局等を含む)	769	242	527	0

[※]再任用職員(短時間)を除く。

令和 4 年度保健医療部重要施策体系表



令和4年度保健医療部当初予算の概要

(単位:百万円、%)

	令和4年度 当初予算額 (A)	令和3年度 当初予算額 (B)	(A)/(B)	備	考
一般会計	126, 852		147. 3	人件費 事業費 新型コロナウイルス感動	6,144 120,708 染症対策事業費 29,631 → 68,685

令和4年度保健医療部重要施策

安全安心な保健医療の実現

1 医療確保と健康づくり

(1) 地域医療の推進

地域医療構想の達成に向け、病床の機能分化・連携を一層推進するため、各圏域に設置した地域医療構想調整会議における議論を活性化させるとともに、医療機関の役割分担・連携強化を支援する。

医療提供体制の整備については、子ども医療電話相談や、救命救急センター、災害拠点病院支援を行うなど、小児医療、救急医療・災害医療体制の充実等を図る。また、周産期医療については、分娩取扱医療機関数の減少に対応するため、周産期母子医療センターの運営支援や院内助産・助産師外来の設置促進を行うなど周産期医療体制の強化を図る。

在宅医療の充実については、医師、歯科医師、看護師等の医療従事者をはじめとする在宅 医療に関わる多職種のネットワーク化を引き続き支援する。加えて、訪問看護総合支援セン ターにおいて、事業者の相談や訪問看護師の資質向上を図る研修及び人材確保の支援を実施 するなど、在宅医療と介護の連携拠点となる訪問看護ステーションの機能充実と連携強化を 図っていく。

医師の確保については、医師確保計画(令和元年度策定)に基づき、「地域医療支援センター」において、自治医科大学等におけるへき地等勤務医師の養成、医師のキャリア形成支援、大学医学部への特別講座の設置による診療支援、特定専門医(産科医・小児科医・総合診療医)への研修資金貸与などにより地域医療に従事する医師の養成・派遣を行うなど、実効性のある医師の地域偏在・診療科偏在対策に取り組む。

看護職員の確保については、病院内保育所の運営費補助や働きやすい職場環境づくりに向けた管理者研修等を行うなど離職防止対策を行うとともに、ナースセンター事業の強化や合同就職説明会及び復職支援研修の開催費補助等の再就業支援対策に加え、プラチナナース(定年退職前後の看護職員)のセカンドキャリア支援を行う。また、看護職員の養成力強化の一環として、施設が老朽化している総合衛生学院について、新長田駅南地区に移転のうえ建替整備事業に着手し、高い専門性と職業倫理を持った優秀な看護師等の医療専門職を引き続き養成していく。

(2) 生涯を通じた健康づくりの推進

県民一人ひとりが生涯にわたって、生き生きと安心して質の高い生活が送れるよう、「健康づくり推進条例」及びその基本計画である「健康づくり推進プラン(第3次)」に基づき、県民の健康づくりを推進する。推進にあたっては、県民一人ひとりの生活習慣の改善や健康づくりに向けた取組を促進するとともに、それを支援する社会環境の整備、充実を図ることにより、健康寿命の延伸を目指す。

県民主導により展開される「健康ひょうご21県民運動」を推進するとともに、働き盛り世代の健康づくりに積極的に取り組む「健康づくりチャレンジ企業」への支援や、健康ビッグデータを活用した県民の健康づくり支援、特定健診・特定保健指導の受診促進を図る。

「食育推進計画(第4次:令和4~8年度)」に基づき、地域の関係者と幅広く連携し、若い世代の食育力の強化や、壮年期のメタボ対策、高齢期のフレイル対策など、生涯を通じた食育を推進する。また、環境面にも配慮した持続可能な食を支える食育活動や、多様な暮らし方に対応した食育を推進する。

歯と口腔の疾患は全身疾患にも関わりが深いため、歯科保健に対する意識醸成、実践定着を促すシンポジウムを開催し、市町等の歯科口腔保健体制整備、乳幼児からのむし歯予防や 学生視点による歯科健診の啓発などライフステージに応じた歯科口腔保健事業を展開する。

受動喫煙対策については、「受動喫煙の防止等に関する条例」に基づき、特に大人に比べて 影響の大きい子どもや妊婦の喫煙・受動喫煙防止や、事業者、県民に対する条例の周知徹底 に取り組む。

健やかな妊娠・出産・子育てへの支援を充実させるため、特定不妊治療費助成については 保険適用への円滑な移行や理解促進に努める。また、早期の治療を促すため不妊治療ペア検 査助成事業、不育症治療支援事業を実施する。

また、妊娠期から育児期までの継続した支援体制を構築し、特に支援が必要な妊産婦の早期発見・早期支援の充実により、児童虐待の防止を図る。

(3) 認知症施策の推進

認知症の人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できる社会を目指し、国の「認知症施策推進大綱」を踏まえ、「老人福祉計画(第8期介護保険事業支援計画)」「健康づくり推進プラン(第3次)」に基づき、「共生」と「予防」を両輪に、認知症の当事者の視点を重視した切れ目のない認知症施策を推進する。

認知症の予防や早期発見・早期対応を一体的に推進するため、市町や企業等における働き盛り世代からの認知症への正しい理解の普及と健康づくり、市町における認知症予防健診の促進、早期発見された軽度認知障害(MCI)の方への支援体制の構築等に取り組む。

また、認知症疾患医療センターを核とした認知症医療体制の一層の充実を図るとともに、認知症の人本人が自らの言葉で発信する機会を拡大し、認知症への社会の理解を深める普及啓発、認知症の人やその家族の支援ニーズと地域の認知症サポーター等身近な支援者をつなぐ市町ごとの仕組み(チームオレンジ)構築への支援等、地域支援ネットワークの強化に取り組む。

(4) 医薬品等の安全対策の推進

医薬品等の有効性・安全性と品質の確保等を図り、県民への健康被害を未然に防止するため、製造業者や薬局等への監視・指導等の徹底を図るほか、改正医薬品医療機器等法への対応も含め、かかりつけ薬剤師・薬局の定着促進等に取り組む。

また、覚醒剤・大麻や危険ドラッグ等の乱用による事故及び事件が社会問題になるなど、極めて憂慮すべき状況にあることから、「薬物の濫用の防止に関する条例」等に基づき、関係機関との連携のもと指導取締や青少年への啓発活動を強化し、薬物乱用を許さない社会環境づくりに努める。

このほか、医療に必要な血液製剤を確保するため、献血の推進に取り組むとともに、白血病等の血液難病の治療に資するため、骨髄等ドナー登録会や骨髄等移植ドナー助成事業の推進・臍帯血バンクの啓発等を実施し、造血幹細胞移植対策を推進する。

(5) 生活衛生の推進

県民誰もが安心できる食生活の実現を目指して、「食の安全安心推進計画(第4次)」に基づき、食品の安全性・信頼性の確保や、子どもを対象とした食の安全に関する教育による安全・安心な食習慣の定着などに取り組む。

食品衛生法改正により全ての事業者に「HACCP (ハサップ) に沿った衛生管理」が制度化されたことを踏まえ、特に、小規模事業者等に対しては地域ごとに講習会を開催するなど、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の導入支援及び定着に取り組むとともに、より高度な衛生管理に取り組む事業者には、県版HACCP認定の取得を継続して促進していく。

また、広域流通食品の製造施設等の重点監視や食品検査の充実強化により消費者の食品に対する信頼の醸成を図る。

令和元年度の動物愛護センターに続き、全支所(三木、龍野、但馬、淡路)に順次整備した「猫の完全屋内飼養モデルルーム」を活用するとともに、県内全域で「動物愛護管理推進計画」及び「猫の適正管理普及推進のためのガイドライン」に基づいた、動物愛護思想や適正飼養の普及啓発をより一層推進していく。

水道事業では、人口減少社会における水道事業の基盤強化を図るため、「水道事業のあり方 懇話会」からの提言等を踏まえ、水道事業の課題解決に向けた取組について、市町の水道事 業者等と一体となって推進する。

2 感染症等対策の推進

(1) 感染症対策の推進

令和2年2月に感染症法に基づき指定感染症に位置づけられ、令和3年2月には新型インフルエンザ等感染症と位置づけられた「新型コロナウイルス感染症」について、入院病床の確保や検査体制の強化、医療用マスク・防護服等の確保など医療・検査体制の充実に取り組む。

入院医療体制の確保については、感染者の発生状況に応じた機動的な対応を行うための必要な病床を確保するため、一定の感染症予防策を講じた重点医療機関・協力医療機関による円滑な患者受入のための空床確保等の支援を行うとともに、重症化対策や感染症対策を講じられるよう、人工呼吸器やネーザルハイフロー、個人防護具等の設備整備を支援する。

外来医療体制の確保については、院内感染対策や検査体制が整った医療機関の申請に基づき、発熱等患者に対して診療・検査を行う「発熱等診療・検査医療機関」を県が指定するとともに、同意を得た医療機関を公表し医療アクセスの向上を図る。

検査体制の強化については、衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来の検査体制の充実を図るとともに、医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の拡がりが疑われるなど、クラスター(集団感染)の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外も幅広く関係者を対象として検査を実施する。

特に、社会福祉施設等では、入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。

更に、希望する社会福祉施設等を対象として、新規就労職員及び新規入所者(ショートステイも含む)に対して PCR 検査を実施するとともに、感染拡大傾向時に知事が特措法に基づき、「不安に感じる無症状者に対し、検査を受けること」を要請した場合、無料検査を実施する。

保健所機能の強化については、感染拡大時に県職員を保健所に機動的に派遣できるよう、感染状況に応じ保健所体制の拡充が可能となるよう体制整備に取り組むとともに、「自宅療養者等相談支援センター」を設置し、自宅療養者等へのフォローアップを実施する。また、保健所等の業務負担軽減及び情報共有・把握の迅速化を図るため全県で感染情報を共有化するシステムを構築するとともに「感染者等情報把握・管理システム(HER-SYS)」の活用を推進していく。

また、兵庫県感染症対策アドバイザーを設置し、同アドバイザーの助言を県の政策決定に活かすとともに、新型コロナウイルス感染症対策の検証や感染情報、治療情報の分析等により得られた知見等を医療関係者・県民等に情報発信し、大学等関係機関と連携した感染症対策を推進する。

(2) ワクチン対策の推進

新型コロナウイルス感染症のまん延予防のため、国、県、市町が協力し、円滑なワクチン接種を進めている。県は、市町事務(国との連絡調整、接種スケジュールの広域調整等)に係る調整、接種後の副反応を疑う症状等の相談に対する専門的相談窓口の設置、接種実施医療機関等への財政的支援、県独自の大規模接種会場の設置など、必要な体制の構築に取り組む。

(3) がん等の疾病対策の推進

がん対策については、「がん対策推進条例」及び「がん対策推進計画」に基づき、さらなるがん対策の推進に取り組む。がんの早期発見では、企業との協定締結によるがん検診の啓発促進や中小企業への検診受診料助成など、がん検診の受診率向上に向けた取組を進める。また、がん診療連携拠点病院を中核とする診療ネットワークの構築を進め、医療体制の充実と医療連携を一層推進する。さらに、関係団体等との連携による就労支援体制の充実やがん教育の推進、がん患者医療用ウイッグ等のアピアランス補正具購入費助成制度等によるがん患者を支える社会の構築に取り組む。

肝炎対策については、ウィルス検査陽性者に対する精密検査受診勧奨や、要治療者に対する保健指導を行うとともに、肝炎インターフェロン等の治療費や肝炎ウィルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費に対する支援を行う。

循環器病対策については、令和4年3月に策定した「循環器病対策推進計画」に基づき、 ICT を活用した循環器病医療連携ネットワークの構築や小児期から成人期への移行期医療支援体制の整備などに取り組む。

附属機関一覧表

(令和4年4月1日現在)

[F		()+	инт Гт	月1日先生
名称	担任事務	委員定数	任 期	担当課室等
医療審議会	医療法第72条第1項の規定による医療を提供する体制の確保に関する重要事項等の調査審議に関する事務	30人以内	2年	医 務 課
健康づくり審議会	健康づくりの推進に関する重要事項の調査審 議に関する事務	30人以内	2年	健康増進課
薬事審議会	薬事に関する重要事項の調査審議に関する事 務	18人以内	2年	薬 務 課
麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法第58条の8第4項 (同法第58条の9第2項において準用する場合を含む。)の規定による措置入院者の入院期間の継続及び延長の適否の審査に関する事務	_	審査発生時から終了まで	薬務課
生活衛生適正化 審議会	生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する 法律第58条第1項の規定による同法の施行に関 する重要事項の調査審議及び同条第4項の規定 による同法の施行に関する事項についての関係 行政機関に対する建議に関する事務	20人以内	2年	生活衛生課
食の安全安心と 食育審議会	食の安全安心と食育に関する条例による食の 安全安心及び食育の推進に関する重要事項の調 査審議に関する事務	20人以内	2年	生活衛生課
感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律第24条第3項の規定による就業制 限、入院勧告及び入院の期間の延長並びに結核 患者の医療費公費負担申請に基づく費用の負担 に関し必要な事項の審議等に関する事務	7人 以内 ※7圏域 に設置	2年	感染症対策課
新型インフルエンザ 等対策有識者会議	新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24年法律第31号)による行動計画の案の作成及 び行動計画の変更に関する事項の建議に関する 事務	15人以内	3年	感染症対策課
指定難病審査会	難病の患者に対する医療等に関する法律第8 条の規定による指定難病等の公費負担の医療費 助成申請者の支給認定の審査に関する事務	11人	2年	疾病対策課
小児慢性特定疾病 審査会	児童福祉法第19条の4の規定による小児慢性 特定疾病の公費負担の医療費助成申請者の支給 認定の審査に関する事務	5人	2年	疾病対策課

主要計画等一覧表

名 称	策定の内容・趣旨	期間	根拠法令	担当課室
兵庫県保健医 療計画	すべての県民が安心して健や かに暮らせる社会の実現に向 け、県民、関係機関、関係団体、 行政が取り組むべき保健医療 分野の計画として策定	H30~R5 年度	医療法 (第30条04) (第30条06)	医務課 企画調整班
兵庫県感染症 予防計画	感染症の予防及びまん延防止 並びに医療の提供のための施 策の実施に関する計画を策定	H12~ H14, 17, 21, 23, 26, 27, 29, 30 年 度改訂	感染症予防法 (第10条)	感染症対策課 感染症班
兵庫県がん対 策推進計画 (第5次ひょ うご対がん戦 略)	がん征圧に向けた総合的な対 策を推進するため、がんの予防 の推進、早期発見の推進、医療 体制の充実、がん患者を支える 社会の構築等の施策を盛り込 んだ計画を策定	H30~R5 年度	がん対策基本 法(第12条)	疾病対策課 がん・難病対 策班
兵庫県循環器 病対策推進計 画	県民の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少させるため、本県の実情に応じた循環器病対策を総合的・計画的に推進する計画として策定	R4~R5 年度	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器に係る対策に関する基本法(第11条)	疾病対策課 がん・難病対 策班
兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等による 感染拡大を抑制し、県民の生命 及び健康を保護するとともに、 社会生活及び社会経済に及ぼ す影響を最小とするため計画 を策定	H21 年~ H25, 29 年度改 定	新型インフル エンザ等対策 特別措置法	感染症対策課 感染症班
兵庫県アレル ギー疾患対策 推進計画	アレルギー対策をめぐる課題 に的確に対応するため、アレル ギー疾患対策にかかる施策の 方向性を示し、総合的な取り組 みを推進するため計画を策定	R2~6 年度	アレルギー疾 患対策基本法 (第 13 条)	感染症対策課 感染症班
兵庫県健康づ くり推進プラ ン	健康づくりと疾病予防に重点 を置いた取組を社会全体で総 合的かつ計画的に推進するた めの計画を策定	R4~R8 年度	健康づくり推 進条例 (第8条)	健康増進課 健康政策班
兵庫県健康づ くり推進実施 計画	兵庫県健康づくり推進プラン に定める基本的な目標・方針に 沿って、県民の健康づくりを推 進するため、県民、関係団体等、 事業者、市町、県の役割及び具 体的な施策や目標を盛り込ん だ計画を策定	H30~R4 年度	健康増進法 (第8条) 健康づくり推 進条例 (第9条)	健康増進課 健康政策班

名称	策定の内容・趣旨	期間	根拠法令	担当課室
食育推進計画	食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、県民、学校、関係団体、企業、健康・食関連企業、行政等の役割並びに中期的な施策及びその目標を盛り込んだ計画を策定	R4~R8 年度	食育基本法 (第17条) 食の安全安 心と食育に 関する条例 (第6 編1 項)	健康増進課 保健・栄養 指導班
兵庫県南部地 域広域的水道 整備計画	南部広域圏を対象とした水需 要に対応する水道の供給体制 の確立と施設整備、管理に係る 方向性等を示す計画として策 定	H12~27 年度	水道法 (第5条02第2項)	生活衛生課 水道班
動物愛護管理 推進計画	人の生活において重要性が高まっている動物を取り巻く今日の状況等を踏まえ、「人と動物が調和し、共生する社会づくり」の実現に向け、県の具体的な取組みを示すものとして策定	R3~R12 年度	動物の愛護及 び管理に関す る法律 (第6条)	生活衛生課環境衛生班
兵庫県食品衛 生監視指導計 画	飲食に起因する衛生上の危害 の発生を未然に防止し、県民の 食の安全性を確保するため、県 が実施する食品衛生監視指導 の計画として策定	R4 年度 ※毎年見直し	食品衛生法 (第24 条第1 項)	生活衛生課 食の安全安 心推進班
食の安全安心 推進計画	県民誰もが安心できる食生活 の実現を図るため、食の安全安 心に関する施策とその目標に ついて策定	R4~R8 年度	食の安全安心 と食育に関す る条例 (第6 繰1 項)	生活衛生課 食の安全安 心推進班

陳 情 文 書 表

健康福祉常任委員会回付

本年(2022年)2月3月の本県死亡者数の著しい 増加に対する実情調査に関する件

- 1 番 号 第10号
- 2 受理年月日 令和4年6月1日
- 3 陳 情 者 氏 名 兵庫県コロナ問題を考える会 世話人代表 今 村 紀 子

4 陳情の要旨

本年(2022年)2月3月の本県死亡者数が対前年同月比で約17%と著しく増加している。これまで死亡者数の変化は、対前年比で2~3%の範囲内での変化に留まっており、今年の増加数は極めて異常なものである。

死亡者数の増加時期は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種時期と重なっており、ワクチン接種による死亡数の増加が疑われることから、下記事項を要望する。

記

- 1 死亡者の年齢層、死亡原因、基礎疾患の有無、ワクチン接種との関係 性等、死亡数増加の実態を明らかにすること。
- 2 死亡原因究明のため、ワクチン接種歴のデータベース化を図るなど、個人のワクチン接種歴を確認できる体制を整えること。
- 3 兵庫県として、死亡者の動向をウォッチし、死亡数の動向に異変がある場合は直ちに原因究明が可能となる体制を整えること。

福祉部幹部職員

福祉部長	生安	衛
福祉部次長	種 池	寛
福祉部次長	村上	恵一
福祉部参事(精神医療福祉・障害福祉担当)	柿本	裕一
福祉部総務課長	安井	洋一
福祉部総務課法人指導官	北	茂正
福祉部地域福祉課長	藤本	貴 義
福祉部国保医療課長	高 田	久 葉
福祉部高齢政策課長	田畑	司
福祉部こども政策課長	石川	雅重
福祉部児童課長	山 元	浩司
福祉部こども安全官	助 野	吉郎
福祉部障害福祉課長	鯉 渕	薫
福祉部ユニバーサル推進課長	上田	真 也

杉本 明彦

福祉部ユニバーサル推進課参事

令和4年6月16日 健康福祉常任委員会資料

令和4年度

事 務 概 要

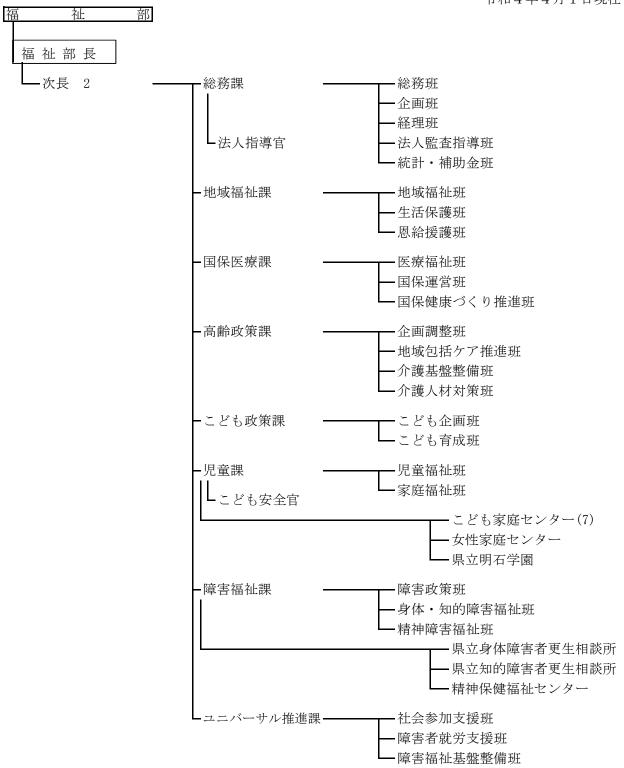
兵庫県福祉部

目 次

1	組織凶••	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
2	地方機関等一覧表		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
3	附属機関一覧表		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
4	事務分掌・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	9
5	職員現員表・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	24
6	重要施策体系表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	27
7	重要施策	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	28
8	当初予算の概要	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	33

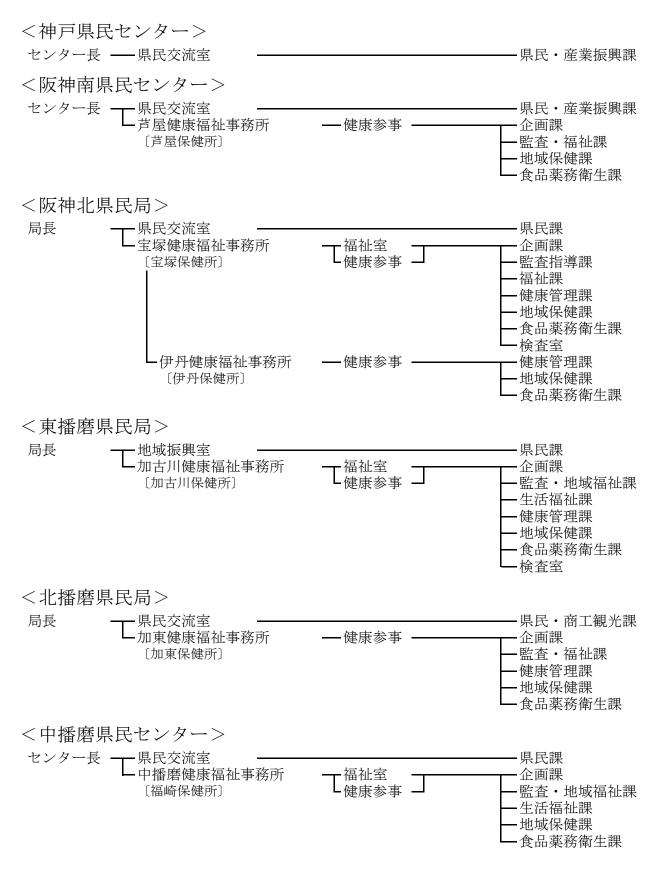
福祉部組織図

令和4年4月1日現在



県民局及び県民センター組織図

(福祉部・保健医療部関係部分のみ)



<西播磨県民局> 局長 県民活動支援課 - 県民交流室 - 龍野健康福祉事務所 企画課 -福祉室 L健康参事 _ 監査指導課 [龍野保健所] 地域福祉課 生活福祉課 健康管理課 - 地域保健課 食品薬務衛生課 -検査室 - 地域保健課 - 赤穂健康福祉事務所 [赤穂保健所] 食品薬務衛生課 <但馬県民局> 局長 協働推進課 地域政策室 豊岡健康福祉事務所 -健康参事 企画課 [豊岡保健所] 健康管理課 - 地域保健課 検査室 - 新温泉健康福祉事務所 生活福祉課 -朝来健康福祉事務所 -健康参事 - 地域保健課 [朝来保健所]

地方機関等一覧表

(令和4年4月1日現在)

名 称	所 在 地	電話	所 長 等	手	備	考
神戸県民センター 県民交流室	〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-32	(078) 647-9085	副センター長 竹森 俊策			
阪神南県民センター						
芦屋健康福祉事務所 (芦屋保健所)	〒659-0065 芦屋市公光町1-23	(0797) 32-0707	所長 仲西 博子			
阪神北県民局						
宝塚健康福祉事務所 (宝塚保健所)	〒665-0032 宝塚市東洋町2-5	(0797) 72-0054	所長 野原 秀晃			
伊丹健康福祉事務所 (伊丹保健所)	〒664-0898 伊丹市千僧1-51 伊丹庁舎1・2階	(072) 785-9437	所長 清水 光恵			
東播磨県民局						
加古川健康福祉事務所 (加古川保健所)	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	(079) 421-9292	所長 今井 雅尚			
北播磨県民局						
加東健康福祉事務所 (加東保健所)	〒673-1431 加東市社字西柿1075-2	(0795) 42-9446	所長 逢坂 悟郎			
中播磨県民センター						
中播磨健康福祉事務所 (福崎保健所)	〒670-0947 姫路市北条1-98 (福祉部門) 〒679-2204 神崎郡福崎町西田原235(保健部門)	(079) 281–9207 (0790) 22–1234	所長 柳川 拓三			
<u>-</u> 西播磨県民局						
龍野健康福祉事務所 (龍野保健所)	〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3	(0791) 63-5149	所長 味木 和喜-	子		
赤穂健康福祉事務所 (赤穂保健所)	〒678-0239 赤穂市加里屋98-2	(0791) 43-2321	所長 藤田 伸輔			
但馬県民局						
豊岡健康福祉事務所 (豊岡保健所)	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	(0796) 26-3655	所長 柳 尚夫			
新温泉健康福祉事務所	〒669-6747 美方郡新温泉町三谷389-1	(0796) 82-3161	所長 西村 鈴代			
朝来健康福祉事務所 (朝来保健所)	〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96	(079) 672-6863	所長 須藤 章			
但馬長寿の郷	〒667-0044 養父市八鹿町国木594-10	(079) 662-8456	郷長 北田 輝彦			
丹波県民局						
丹波健康福祉事務所 (丹波保健所)	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688	(0795) 73-3776	所長 須藤 章			
淡路県民局						
洲本健康福祉事務所 (洲本保健所)	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	(0799) 26-2036	所長 鷲見 宏			

	名	称	所 在 地	電話	所	長 等	備考[所管区域]
	中央こど センター	も家庭	〒673-0021 明石市北王子町13-5	(078) 923–9966	こども 所長 木下	総括監兼治昭	加古川市、高砂市、稲美 町、播磨町
	洲本分	室	〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4-5(洲本総合 庁舎内)	(0799) 26-2075	こども 所長 木下	総括監兼	洲本市、南あわじ市、淡路 市
J	尼崎こど センター	も家庭	〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番3号 ひと咲きタワー9階	(06) 4950-5001	所長 稲田	直彦	尼崎市
ども家	西宮こど センター	も家庭	〒662-0862 西宮市青木町3-23	(0798) 71–4670	所長 上月	浩	西宮市、芦屋市
庭セン	川西こど センター	も家庭	〒666-0017 川西市火打1丁目12-16(キセラ 川西プラザ3F)	(072) 756–6633	所長 青木	: 健司	伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町
ター	丹波分	室	〒669-3309 丹波市柏原町柏原688(柏原総 合庁舎内)	(0795) 73–3866	所長 青木	: 健司	丹波篠山市、丹波市
	加東こど センター	も家庭	〒679-0212 加東市下滝野1269-2 加東市元滝野庁舎2階	(0795) 27-8250	所長 川端	士彦	西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町
	姫路こど センター	も家庭	〒670-0092 姫路市新在家本町1丁目1-58	(079) 297–1261	所長 中西	史宏	姫路市、相生市、赤穂市、 宍粟市、たつの市、市川 町、福崎町、神河町、太子 町、上郡町、佐用町
	豊岡こど センター	も家庭	〒668-0063 豊岡市正法寺446	(0796) 22-4314	所長 田村	. 太	豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町
女性	生家庭セン	ター	_	(078) 732–7878	所長 野倉	加奈美	
県立	5明石学園	1	〒674-0074 明石市魚住町清水2744	(078) 942-1572	園長 竹谷	貴子	
	፟な身体障害 炎所	者更生	〒651-2134 神戸市西区曙町1070	(078) 927-2727	所長 牧野	宏成	
	5知的障害 炎所	'者更生	〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1	(078) 242-0737	所長 伊東	こみどり	
精补	申保健福祉	センター	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-3-2	(078) 252-4980	所長 柿本	: 裕一	

附属機関一覧表

(令和4年4月1日現在)

			77114444	/ - / - / - / - /
名 称	担 任 事 務	委員定数	任 期	担当課室等
社会福祉審議会	社会福祉に関する事項の調査審議に関する事 務		3年	地域福祉課
国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保 険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求 又は返還に関する処分を含む。)又は保険料そ の他同法の規定による徴収金(拠出金を除 く。)に対する不服の審査に関する事務	9人	3年	国保医療課
後期高齢者医療 審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第 1項の規定による後期高齢者医療給付に関する 処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関す る処分を含む。)又は保険料その他同法第4章 の規定による徴収金(市町及び後期高齢者医療 広域連合が徴収するものに限る。)に関する処 分に対する不服の審査に関する事務	9人	3年	国保医療課
兵庫県国民健康保険 運営協議会	国民健康保険法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、同法第82条の2第1項の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務	14人	3年	国保医療課
介護保険審査会	介護保険法第183条第1項の規定による保険 給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に 関する処分及び要介護認定又は要支援認定に関 する処分を含む。)又は保険料その他同法の規 定による徴収金(財政安定化基金拠出金、納付 金及び同法第157条第1項に規定する延滞金を 除く。)に関する処分に対する不服の審査に関 する事務	9人 以上 69人 以内	3年	高齢政策課
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子ども・子育て支援事業支援計画並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事務	33人以内	2年	こども政策課
認定こども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項に基づく幼保連携型認定こども園の設置の認可及び知事の諮問に応じ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にかかる認定の調査審議に関する事務	10人以内	4年	こども政策課
障害福祉審議会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する都道府県障害者計画及び障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第89条に規定する都道府県障害福祉計画の策定に係る意見聴取、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議、並びに障害者総合支援法第97条及び児童福祉法第56条の5の5に規定する市町の介護給付費等に係る処分についての審査請求に関する事務	30人以内	3年	障害福祉課
精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12条の規定による入院者の定期の報告及び入院 の届出並びに退院等の請求に関し必要な事項の 審査に関する事務	25人	2年	精神保健福 祉センター

事務分掌及び幹部職員一覧表

福祉部長 生 安 衛 (内 2704)

次長種池寛 (内 2711)次長村上恵一 (内 2979)

部参事 (精神医療福祉・障害福祉担当) (柿本精神保健福祉センター所長が兼務)

総務課

課 長 安 井 洋 一 (内 2766) 法人指導官 北 茂 正 (内 2936)

				法人指導官	北	茂 正 (内 2936)
班	名		分	掌	事	務
副課長 佐 城	永 修 (内 2768)	2 行財政i 3 部の重	改革に係る第 要事項に係る	が服務に関すること 長務調整に関するこ る部内各課室及び地 なび連携に関するこ	」 と。 地方機関との連絡	調整に関すること。
総務班 班長 福 田	和 生 (内 2770)	2 部の職	員の身分取扱	書及び部長印の管守 ない、研修及び福利 属機関の委員及び朝	厚生に関するこ	-
企画班 班長 有 本	晃 子 (内 2990)	2 部の事 3 部の重 4 部の行 5 部の行 6 部の行 7 社会保 8 健康福	業に係る重要 要施策の企画 致に係る事務 致に係る広幸 財政構造改革 計事務所(他	が総合調整に関する 要事業の進行管理に 可及び総合調整に関する との能率化に関する との推進に関すること が調整に関すること は課室の所掌に属す ののほか、部内他課	-関すること。 引すること。 うこと。 バ連絡調整に関す - と。 :。 - るものを除く。)	に関すること。
経理班 班長 藤 井	宏 典 (内 2782)	部の予	算、決算及で	が会計に関すること	•	
法人監查指導 班長 沖 本	尊班 明 美 (内 2934)	2 社会福 3 社会福 4 社会福 5 社会福 6 社会福 7 福祉サ 8 民間社 9 社会福 10 社会福	业施設の指導 业法人指導排 业連携推進海 业充実計画の 业法人紹第三者 一ビス第三者 会福祉設置 ・企施設置が ・企施設設備資	后針の施行に関する と人に関すること。)承認に関すること 音導強化事業に関す 音評価に関すること 匿営支援事業に関す 登金利子補給に関す 員退職手当共済に関	: (他課の所掌に こと。 - ること。 - ること。 - ること。 - ること。	属するものを除く。)。
統計・補助会 班長 小 堀	金班 有 理 (内 3480)	2 福祉部	、保健医療部	建統計及び社会福祉 部、県民生活部が月 事務処理に関するこ	听掌する補助金、	と。 負担金、交付金等に

E-mail fukushi_soumu@pref.hyogo.lg.jp

地域福祉課

課 長 藤 本 貴 義 (内 2922)

班		名		分 掌 事 務
副課長			1	課内の班間の調整及び連携に関すること。
河	原	秀 和	2	生活保護・自立支援推進の総括に関すること。
		(内 2905)		
地域福祉	班		1	地域福祉に関する施策の企画及び推進に関すること。
班長	_		2	社会福祉法の施行に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
	Ш	善博	3	地域福祉計画及び地域福祉支援計画に関すること。
		(内 2925)	4	(社福) 兵庫県社会福祉協議会に関すること。
			5	兵庫県福祉センターに関すること。
			6	兵庫県福祉人材研修センターに関すること。
			7	生活福祉資金に関すること。
			8	民生委員法の施行に関すること。
			9	民生・児童協力委員制度に関すること。
				社会福祉審議会に関すること。
				社会福祉審議会民生委員審査専門分科会に関すること。
				災害弔慰金の支給等に関する法律の施行に関すること。
				災害援護基金及び災害援護金に関すること。
				社会福祉大会(県知事表彰を含む。)に関すること。
				日常生活自立支援事業に関すること。
				運営適正化委員会設置運営事業に関すること。
				災害福祉広域支援ネットワークに関すること。
				地域相互見守りモデル事業に関すること。
				兵庫県民生委員児童委員連合会に関すること。
				(社福) 兵庫県社会福祉事業団に関すること (他課の所掌に属するものを
				県立総合リハビリテーションセンター及び県立西播磨総合リハビリテーションと、 12間 トステー (4) 間の工学に見 トスパーのも 12 (4)
				ョンセンターに関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。
				生活困窮者自立支援法の施行に関すること。
				子どもの貧困対策の推進に関する法律の施行に関すること。
			24	課の庶務に関すること。
生活保護	班		1	生活保護法の施行に関すること。
班長			2	行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行に関すること。
木 ラ	ī 1	倫 代	3	救護施設に関すること。
		(内 2931)	4	第二種社会福祉事業(無料低額宿泊施設・無料低額診療事業・無料低額老
			倭	建施設)の届出に関すること。
			5	ホームレスの自立支援等の連絡調整に関すること。

砂	Ē	名		分	掌	事	務
恩給援護	雙班		1	旧軍人・軍属等に係る	恩給法の施	行に関すること。	
班長			2	旧軍関係恩給相談に関	すること。		
杉	浦	裕加里	3	旧陸軍軍人・軍属の軍	歴証明に関	すること。	
		(内 3000)	4	兵籍資料の整備及び保		•	
			5	旧軍人・軍属の叙位、領		=	
			6	戦傷病者戦没者遺族等	爰護法の施	近行に関すること。	
			7	戦没者遺族の援護に関	, 9 – 90		
			8	旧軍人・軍属の死没者の			関すること。
			9	旧ソ連邦抑留中死亡者の	10.70	Eに関すること。	
				慰霊諸行事に関するこ			
			11	71000 E E E 13300 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	護法及び未	に帰還者に関する特別	特別措置法の施行に関す
				5こと。			
				戦傷病者特別援護法の対象		-	HH 3 3
			13	MDC 11 1 2 2 11 - 7 17			- · · · ·
				戦没者等の遺族に対する			
			15	戦傷病者等の妻に対する			- · · · ·
				各種国庫債券の担保貸債			
			17	31333 # 41. 74. 7 9 14744	交付金の支	に給に関する法律が	及び引揚者給付金支給法
				D施行に関すること。	2. II II o /E	1)47 - 28 1 1) 13 17 1	グッカルッナはに押しせ
			18			進及び永任帰国領	後の自立の支援に関する
				は律の施行に関すること。		-7 - 1	
				兵庫県援護事業功労者		つ ること。	
			20	兵庫県遺徳顕彰会に関	すること。		

E-mail chiikifukushi@pref.hyogo.lg.jp

国保医療課

課 長 髙 田 久 葉 (内 3011)

班	名	分		長 事	 出	<u>人 葉</u> 務	(1,0011)
副課長	,,	課内の班間の調整及び連		-0			
福田	量 泰 大		3 7. p 3 7 3 = 5	- 0			
	(内 3017)						
医療福祉班		1 後期高齢者医療制度に関	関すること。				
班長		2 後期高齢者医療審査会	· ·				
木 戸	理 恵	3 高齢期移行助成事業に関					
	(内 3018)		· ·	すること。			
	(1,0010)	5 乳幼児等医療費助成事業					
		6 こども医療費助成事業に		•			
		7 母子家庭等医療費給付		<u>ل</u>			
		8 高齢重度障害者医療費助		•			
		9 国民健康保険団体連合会		-			
		10 保険医療機関、保険薬原		-	iの指導	監査に関	すること
		(国民健康保険及び後期間					, 0
		11 国民健康保険診療報酬額			-12007	0	
		12 国庫支出金(直営診療が		, -	備費等	に係る特	別調整交
		付金等)に関すること。		EX EX VIII TE	201154 17	(- pr & 14)	77 TH/1912E /C
		13 国民健康保険直営診療が	布設の整備及び	運営指導に	関する	こと。	
		14 療養費に関すること。	Else - Elimete	~	-100,700		
		15 療養費に関する行政不服	最審査に関する	こと。			
		16 医療費適正化計画に関っ		- 00			
		17 保険者協議会に関する	-				
		18 課の庶務に関すること。	-				
国保運営班	Ŧ.	1 国民健康保険事業特別会		すること。			
班長		2 国民健康保険運営方針		, 9 – 9			
小里	予 陽 一	3 国民健康保険事業費納付		険料率に関	するこ	ک	
	(内 3014)	,				_0	
	,	5 被保険者資格及び被保険			. 0		
主幹(則	才政担当)	6 保険給付(他班の所掌)		-	関するこ	<u>-</u> کی	
太田	日 翔 平	7 国民健康保険料(税)				Ü	
	(内 3042)	8 保険給付、保険料等に関	関する行政不服	審査及び国	民健康	保険審査	会に関す
		ること。					
		9 国庫支出金(財政調整	交付金、療養給	付費等負担	旦金、高	高額医療費	負担金、
		保険基盤安定負担金、出	奎 育児一時金補	助金及び災	災害等臨	点時特例補	前助金等)
		に関すること。					
		10 国民健康保険給付費等3	ど付金に関する	こと。			
		11 国民健康保険事業費補助	め金に関するこ	と。			
		12 県保険基盤安定負担金	こ関すること。				
		13 県繰入金に関すること。					
		14 国民健康保険連絡協議会	会に関すること	0			
		15 兵庫県国民健康保険運営	営協議会に関す	ること。			
		16 国民健康保険に関する詞	周査・報告等に	関すること	. 0		
国保健康	づくり推進班	1 国民健康保険に関する	保健事業に関す	ること。			
班長		2 国庫支出金(保健事業)	こ係る特別調整	经 交付金、例	呆険者 勢	3力支援交	で付金)に
中野	予 真理子	関すること。					
	(内 2954)	3 特定健診等負担(補助)	金に関するこ	と。			
				-			

E-mail kokuhoiryo@pref.hyogo.lg.jp

高 齢 政 策 課

課長 田畑 司(内2975)

班名	森 友 田 畑 可 (P) 2973) 分 掌 事 務
副課長	課内の班間の調整及び連携に関すること。
河 部 大	
(内 2993)	
企画調整班	1 介護保険制度に係る総合調整に関すること。
班長	2 老人福祉計画及び介護保険事業支援計画に関すること。
中田和尚	3 介護給付費に関すること。
(内 2738)	4 介護保険財政安定化基金に関すること。
	5 介護保険審査会に関すること。
	6 要介護認定に係る市町指導・助言に関すること。
	7 介護給付適正化事業に関すること。
	8 介護支援専門員に関すること(資格、研修、実務研修受講試験)。
	9 介護保険事業統計に関すること。
	10 少子高齢社会福祉ビジョンに関すること。
	11 課所管施設に関すること(但馬長寿の郷、六甲保養荘等)。
	12 高齢者特別賞表彰及び高齢者の集いにおける各種表彰に関すること。
	13 無年金外国籍高齢者福祉給付金に関すること。
	14 課の庶務・経理に関すること。
地域包括ケア推進班	1 地域包括ケア推進の調整に関すること。
班長	2 地域包括支援センターの運営支援に関すること。
大塚秀樹	3 介護予防の推進に関すること。
(内 2946)	4 高齢者の生活支援に関すること。
	5 市町における在宅医療・介護連携の推進支援に関すること。
	6 地域リハビリテーションの推進に関すること。
	7 高齢者虐待の防止に関すること。
	8 老人クラブに関すること。
	9 高齢者の集いの開催に関すること。
介護基盤整備班	1 介護報酬及び指定基準に関すること。
班長	2 介護サービス情報の公表に関すること。
谷山雄司	3 地域密着型サービスの支援に関すること。
(内 3107)	4 介護サービス事業者の指定、指定更新に関すること。
	5 業務管理体制整備の届出に関すること。
主幹(高年施設担当)	6 人生いきいき住宅改造助成事業(住宅改造・特別型)に関すること。
小 林 宏 識	7 介護保険施設等の認可及び指定等に関すること。
(内 2950)	8 介護保険施設等の整備助成及び運営指導に関すること。
	9 地域介護拠点整備に関すること。
	10 地域介護・福祉空間整備等交付金に関すること。
	11 喀痰吸引等医療的ケアの実施に関すること(他課の所掌に属するものを除
	<.).
	12 高齢者施設等への新型コロナウイルス感染症対策に関すること。
介護人材対策班	1 介護人材確保に関すること。
班長	2 外国人介護人材確保に関すること。
森 本 由貴子	3 介護福祉士修学資金等貸付事業に関すること。
(内 2889)	4 介護福祉士養成施設の指定及び介護員養成研修等に関すること。
	5 介護人材のキャリアアップに関すること。
	6 介護職員処遇改善加算及び補助金に関すること。
	7 介護業務イメージアップ事業に関すること。

E-mail koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

こども政策課

課 長 石川雅重(内2867)

班名	分 掌 事 務
副課長	課内の班間の調整及び連携に関すること。
萩 野 健 司	
(内 2980)	
こども企画班	1 子ども・子育て支援推進本部の運営に関すること。
班長	2 子ども・子育て会議に関すること。
(萩野副課長が兼務)	3 少子対策・子育て支援の企画及び推進に関すること。
	4 ひょうご子ども・子育て未来プランの推進に関すること。
主幹(少子政策担当)	5 子ども・子育て支援新制度(他課の所掌に属するものを除く。)に関する
津 志 由 賀	こと。
(内 2859)	6 病児・病後児保育事業に関すること。
	7 医療的ケア児保育支援事業に関すること。
	8 ファミリー・サポート・センターの推進に関すること。
	9 ひょうご放課後プランの推進に関すること。
	10 放課後児童支援員認定資格研修に関すること。
	11 幼児教育・保育の無償化に関すること
	12 ひょうご保育料軽減事業に関すること。
	13 地域子育て支援拠点事業に関すること。
	14 利用者支援事業に関すること。
	15 延長保育事業に関すること。
	16 一時預かり事業に関すること。
	17 子育て支援員認定研修に関すること。
	18 私立保育所等子育て支援カウンセラーモデル事業、特別支援保育加配事業
	の実施に関すること。
	19 アウトリーチ型在宅育児相談に関すること。
	20 多胎育児家庭の外出環境支援事業に関すること。
	21 安心こども基金の総括に関すること。
	22 ひょうご子育て応援賞に関すること。
	23 乳幼児子育て応援事業に関すること。
	24 課の庶務に関すること。
こども育成班	1 保育所に関すること。
班長	2 社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所部会に関すること。
黒沢誠	3 認定こども園に関すること。
(内 2984)	4 認定こども園審議会に関すること。
) IA / /	5 兵庫県内認定こども園関係団体協議会に関すること。
主幹(認定こども園担当)	6 認定こども園園長研修等に関すること。
溝 畑 理恵子	7 保育人材の確保に関すること。
(内 2973)	8 潜在保育士復職支援研修に関すること。
	9 保育人材確保対策貸付事業費補助に関すること。
	10 保育士登録等に関すること。
	11 子どものための教育・保育給付費県費負担金に関すること。
	12 認可外保育施設に関すること。
	13 保育士キャリアアップ研修事業に関すること。
	14 ひょうご保育士等キャリアパス総合促進事業に関すること
	15 認定こども園・保育所等ホットラインに関すること。

E-mail kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp

児 童 課

課 長 山 元 浩 司 (内 2977) こども安全官 助 野 吉 郎 (内 2971)

班名	分 掌 事 務
副課長 友 田 誠 一 (内 2956)	課内の班間の調整及び連携に関すること。
児童福祉班 班長 増 田 稔 (内 2927) 主幹(児童施設担当) 藤 本 太 一 (内 2982)	1 こども家庭センターに関すること。 2 児童虐待防止に関すること。 3 市町児童家庭相談に関すること。 4 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。 5 子ども・子育て支援事業支援計画(社会的養育)に関すること。 6 児童委員・主任児童委員に関すること。 7 児童福祉施設に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)。 8 県立清水が丘学園、県立明石学園及び女性家庭センターに関すること。 9 里親及び養子縁組制度に関すること。 10 売春防止法による要保護女子の保護更生施策に関すること。 11 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。 12 課の庶務に関すること。
家庭福祉班 班長 中家千恵 (内2986) 主幹(特定妊婦支援担当) 吉住 惇 (内3101)	日子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。児童手当及び子ども手当に関すること。児童扶養手当に関すること。特別児童扶養手当に関すること。

E-mail jidouka@pref.hyogo.lg.jp

障害福祉課

課 長 鯉 渕 薫 (内 2960)

	班	名			掌	課 攴	<u> </u>	黒	(円 2960) 务
副課長		, · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		課内の班間の調整が	<u>・</u> 及び連携に関っ	すること			<u>, </u>
水	嶋	裕 一		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,			
		(内 2965)							
障害政策			1	障害者総合支援法は	こ関すること。)			
班長			2	ひょうご障害者福祉	祉計画の推進!	に関する	こと。		
女	鹿	貴 史	3	障害福祉審議会に関	関すること。				
		(内 2969)	4	障害者虐待防止法院	こ関すること。)			
			5	障害者差別解消法は	こ関すること。)			
主幹	(障害	子権利擁護担当)	6	兵庫県障害者自立	支援連絡協議:	会の運営	圏域コー	ディネ	ーター事業の
松	原	裕樹	扌	能進等に関すること。					
		(内 3002)	7	無年金外国籍障害者	者等福祉給付金	金に関す	ること。		
			8	障害福祉サービス	事業者の指導	監査に関	すること。		
			9	触法障害者の地域和			0		
			10	地域生活支援事業は	-)			
			11	課の庶務に関するこ					
	和的陸	章害福祉班	1	療育手帳に関するこ					
班長			2	身体障害者手帳に関	. ,				
森	田	. , .	3	自立支援医療(育局			:関すること	0	
		(内 3074)	4	心身障害者扶養共活		-			
			5	重症心身障害児(オ					
			6	県立身体障害者更生			•		
			7	県立知的障害者更生		すること	0		
			8	特別障害者手当に関	. ,	,			
			9	発達障害者支援施第		-	,		
				県立こども発達支持			-		
			11				一に関する	こと。	
				ひきこもり支援施第		-			
			13	強度行動障害者支持		-	ユーファー		
			14	障害者のデジタルラ	アバイ ド解消	事業に関	すること。		
精神障害	手福 礼	止班	1	精神科救急医療体制	制の整備に関	すること	0		
班長			2	心神喪失者等医療額	観察法に関する	ること。			
吉	井	絢 子	3	精神保健診察及び対					
		(内 3076)	4	精神科病院に対する	る実地指導・第	実地審査	に関するこ	と。	
			5	「ひょうごDPA?		-			
		申福祉担当)	6	兵庫県こころのケブ			. , -		
清	瀬	聡	7	精神障害者地域移行			すること。		
		(内 3291)	8	精神障害者保健福祉	11 - 12 - 7	0			
			9	自立支援医療(精神			こと。		
			10	精神保健福祉センク		こと。			
			11	依存症対策に関する	0				
			12	D 120 3714 1 1/2 D 1.43	. –	•			
			13	E-120-47/14/E-C-1-EI		_			
			14	自殺対策に係る精神	甲保健福祉に	関するこ	. と。		
			1						

E-mail shougaika@pref.hyogo.lg.jp

ユニバーサル推進課

課 長 上 田 真 也 (内 3030)

Į	班	名	
副課長			1 課内の班間の調整及び連携に関すること。
小	田	直樹	2 社会参加推進の総括に関すること。
		(内 2958)	
社会参加	叩支接	受班	1 ユニバーサル社会づくりの総合調整等に関すること。
班長			2 障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関す
山	田	真太郎	ること。
		(内 3034)	3 社会福祉審議会ユニバーサル社会専門分科会に関すること。
			4 ユニバーサル社会づくり率先行動計画に関すること。
主幹(/パラスポーク	/推進・拠点整備担当)	5 みんなの声かけ運動に関すること。
渡	邊	賢 介	6 兵庫ゆずりあい駐車場に関すること。
		(内 3054)	7 配慮が必要な方に関するマークに関すること。
			8 身体障害者補助犬法の施行に関すること。
主幹	(ユニハ`	`一圳政策担当)	9 聴覚障害者情報提供施設の運営に関すること。
土	井	友 美	10 視覚障害者情報提供施設の運営に関すること。
		(内 2833)	11 福祉のまちづくり研究所に関すること。
			12 障害者の芸術・文化の振興に関すること。
			13 障害者スポーツの振興に関すること。
			14 障害者スポーツ拠点の整備に関すること。
			15 (公財)兵庫県障害者スポーツ協会に関すること。
			16 課の庶務に関すること。
障害者就	お栄せ	5接班	1 就労系障害福祉サービス事業所の工賃向上事業に関すること。
班長	/L/J/	C102-91	2 障害者の一般就労に向けた訓練支援事業に関すること(他課の所掌に属す
中	崲	嘉 彦	るものを除く。)。
'	· Mg	(内 3041)	3 物品等の優先発注制度に関すること。
		(1 10011)	4 各圏域就業・生活支援センター(生活支援に関することに限る)及び同セ
			ンターネットワーク会議に関すること。
			5 小規模作業所及び地域活動支援センターに関すること。
			6 ICTを活用した在宅障害者の就労支援に関すること。
			7 農福連携による障害者の就労促進に関すること。
			8 障害児の職業体験に関すること。
			9 就労系サービス事業者に係る指定・届出及び県民局への指導等の事務及び
			施設整備に関すること。
障害福祉	止基盘	路整備班	1 障害児(者)施設に係る指定・届出及び県民局への指導等の事務に関す
班長	الد تحد	V 114 - /	ること(入所施設、通所サービスに限る。)。
	田	淳	2 障害児(者)施設の整備に関すること(他課の所掌に属するものを除
	, ¬	(内 2967)	
		(, ,,,	3 障害児入所施設の給付費等に関すること。
			4 喀痰吸引等医療的ケアの実施に関すること(他課の所掌に属するものを
			5 県営住宅を活用したグループホームの整備等に関すること。
			6 障害福祉サービス情報の公表に関すること。

E-mail universal@pref.hyogo.lg.jp

〈地方機関等・事務分掌〉

地方機関名			所	掌	事	務
県民局及び県民センター						
神戸県民センター 県民交流室 ※他部関連事務は除いて 記載		地域におりに関するこ		医療及び	るる。	する施策の企画及び調
健康福祉事務所						
芦屋健康福祉事務所 宝塚門健康福祉事務所 中間連康福福事務所 中龍野岡健康福福祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖祖	整 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 30 31 32 33 34 35 36 36 36 37 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38 38	に地人栄生住医保公母歯精指結衛温社介行老民社母配児、引関中災生ホ児身知管受関域口養活宅事健共性科神定核生泉会護旅人生会子偶童特揚す国害活一童体的内動す保動の衛宿及師医及保保難、上に福保病福委福家者手別者る残援保ム福障障の喫る健態改生泊びに療び健健病感の関祉険人祉員祉庭か当障並こ留護護レ祉害害健煙る健態改生消びに療び健健病感の関祉険人祉員祉庭か当障並こ留護護レ祉害害健煙るは終言に再導展事業は及る資富では	ここ充善に事業関事礼に及るたれず去に及こ及充善ら、善びと呼んでえてと皆様の場と関計及関業事す業幼関びの症験る人関び関び計及の児者に。人の関の関福福及防げ。すそびすににるの児す精他そ及こにす行す児にび暴童手旧、等支す自す祉祉び止るるの食る関関こ向並る神ののびと関る旅る童関寡力扶当軍、の給る立るにに福等も思他品にすすと上して障難他検。すこ列に愛す婦に養及し、生そこ支に関関礼にの	思想衛とうことに登録的を「もところ」として、これに関するとの域生。ここでは登録的である。人。にこ福す当福及「支他。等。るる係すほの域生。ここでは、者対疾に「こ。人。にこ福す当福及「接被」の「ここるるかい 音保に「とと「増入「福策病関」と「に「関と祉る、社の「接紋」の「ここるるか」の復興」。「進の「私にのす」。「関」す。に相特手で「総災」連」とと事ご、	を関すに保に関予るでする、関談別当の、付者、格の、業とので係るの、関健、関す防こである。、す等児に遺にのでいるでいますに、するにといる。といるの童関族に接い整に、関連に対している。というでは、大きには、	。 こと。 すること。 こと。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。

地方機関名	所 掌 事 務
	所管区域については次のとおりである。
	名 称 所 管 区 域
	芦屋健康福祉事務所 尼崎市 西宮市 芦屋市
	宝塚健康福祉事務所 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 川辺郡
	加古川健康福祉事務所 明石市 加古川市 高砂市 加古郡
	加東健康福祉事務所 西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡
	中播磨健康福祉事務所 姫路市 神崎郡
	龍野健康福祉事務所 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
	豊岡健康福祉事務所 豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
	丹波健康福祉事務所 丹波篠山市 丹波市
	洲本健康福祉事務所 洲本市 南あわじ市 淡路市
伊丹健康福祉事務所 赤穂健康福祉事務所 朝来健康福祉事務所	伊丹健康福祉事務所、赤穂健康福祉事務所及び朝来健康福祉事務所においては、その所管区域において、次に掲げる事務をつかさどる。 38 2から16までに掲げる事務 39 35 (福祉に関する事業の調整に関することを除く。)及び37に掲げる事務(社会福祉に関することを除く。) 所管区域については次のとおりである。 名 称 所 管 区 域
	伊丹健康福祉事務所 伊丹市 川西市 川辺郡
	赤穂健康福祉事務所 相生市 赤穂市 赤穂郡
	朝来健康福祉事務所養父市朝来市
新温泉健康福祉事務所	豊岡健康福祉事務所に、23から25まで、27及び29に掲げる事務 を分掌させるため、新温泉健康福祉事務所を置き、所管区域は、 美方郡である。

地方機関名	所 掌 事 務
但馬長寿の郷	但馬長寿の郷においては、次に掲げる事務をつかさどり、その 所管区域は、豊岡市、養父市、朝来市及び美方郡である。 1 但馬地域における保健、医療及び福祉の連携並びにこれらの
	分野に関する知識及び技術の普及向上(以下「保健、医療及び福祉の連携等」という。)に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。
	2 但馬地域における保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。 3 保健、医療及び福祉の連携等を図るため、講習会、研修会、研究会等の事業を行うこと。
	4 高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された住宅、 福祉用具等を展示し、及びこれらに関する相談に応ずること。 5 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等に関する行事
	を行うこと。 6 保健、医療及び福祉の連携等を図るための講習会、研修会、展示会等のために施設を県民の利用に供すること。 7 高齢者相互の交流、世代間及び地域間の交流等を促進するた
	めに施設を県民の利用に供すること。 8 保健、医療及び福祉の連携等並びに県民の多様な交流の促進に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。 9 前各号に掲げるもののほか、県立但馬長寿の郷の目的を達成するために必要なこと。
	1から9までに掲げる事務のほか、所管区域以外において、次に掲げる事務を行うことができる。
	10 保健、医療及び福祉の連携等に関する事業の企画及び総合調整を行うこと。11 保健、医療及び福祉の専門的人材の確保及び活用を行うこと。

地方機関名	所	掌 事 務
こども家庭センター	4 親権者及び後見人に関 5 里親及び養子縁組制度 6 児童及びその家庭につ これらに付随する指導及 7 児童及び妊産婦の福祉 援助等を行うこと。	。 導及び措置に関すること。 すること。 に関すること。 いての医学的判定、その他の判定並びに び助言に関すること。 に関する市町の相談業務に関し、必要な
	一時保護施設の管理に関す	においては、前各号に掲げるもののほか、 る事務並びに他のこども家庭センターに 供及び連絡調整に関する事務をつかさど
	名 称	所管区域
	中央こども家庭センター	加古川市 高砂市 洲本市 南あわじ市 淡路市 加古郡
	尼崎こども家庭センター	尼崎市
	西宮こども家庭センター	西宮市 芦屋市
	川西こども家庭センター	伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 丹波篠山市 丹波市 川辺郡
	加東こども家庭センター	西脇市 三木市 小野市 加西市 加東市 多可郡
	姫路こども家庭センター	姫路市 相生市 たつの市 赤穂市 宍粟市 神崎郡 揖保郡 赤穂郡 佐用郡
	豊岡こども家庭センター	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡

地方機関名	所 掌 事 務
女性家庭センター	1 要保護女子の保護更生に係る次に掲げる事務 (1) 要保護女子の保護更生に関する問題の相談に応ずること。 (2) 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理を行うこと。 (3) 要保護女子の一時保護を行うこと。 (3) 要保護女子の一時保護を行うこと。 (4) 要保護女子の婦人保護施設への入所及び退所措置に関すること。 (5) 要保護女子の発生の予防につき、相談に応じ、並びに必要な指導及び啓発活動を行うこと。 (6) 前各号に掲げるもののほか、要保護女子の保護更生に関すること。 (7) 配偶者(生活の本拠を共にする交際関係も含む。以下同じ。)からの暴力の防止及び被害者(配偶者がらの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)の保護に係る次に掲げる事務 (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する問題の相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。 (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導をの他の必要な指導を行うこと。 (3) 被害者の心必要な指導を行うこと。 (4) 被害者の婦人保護施設への入所及び退所措置に関すること。 (5) 被害者の婦人保護施設への入所及び退所措置に関すること。 (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関するとと。 (6) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。 (7) 被害者を居住させ保護する施設等の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。 (8) 前各号に掲げるもの。
県立明石学園	1 不良の行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援すること。
県立身体障害者更生相談所	1 身体障害者に関する相談及び指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。 2 身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 3 補装具の処方及び適合判定を行うこと。 4 身体障害者手帳に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、身体障害者の福祉に関すること。

地方機関名	所 掌
県立知的障害者更生相談所	1 知的障害者に関する問題のうち、専門的な知識及び療育手帳に関する相談に応ずること。 2 18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれらに付随して必要な指導を行うこと。 3 前各号に掲げるもののほか、知的障害者の福祉に関すること。
精神保健福祉センター	1 精神保健及び精神障害者の福祉についての知識の普及に関すること。 2 精神保健及び精神障害者の福祉についての調査研究に関すること。 3 精神保健及び精神障害者の福祉についての相談及び指導のうち、複雑又は困難なものの処理に関すること。 4 精神医療審査会に関すること。 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申請に対する決定及び障害者総合支援法第52条第1項に規定する支給認定(精神障害者に係るものに限る。)に関する事務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。 6 障害者総合支援法第22条第2項又は第51条の7第2項の規定により、市町が同法第22条第1項又は第51条の7第1項に規定する支給の要否の決定を行うに当たり意見を述べること。 7 障害者総合支援法第26条第1項又は第51条の11の規定により、市町に対し技術的事項についての協力その他必要な援助を行うこと。 8 前各号に掲げるもののほか、精神保健福祉センターの目的を達成するために必要なこと。

職員現員表

令和4年4月1日現在

	課名				現員		現員の内訳	
		硃石			·	事務職	技術職	技能労務職
総		務		課	28	28		
地	域	福	祉	課	21	20	1	
国	保	医	療	課	16	14	2	
高	齢	政	策	課	28	26	2	
ک	ど	も政	策	課	13	13		
児		童		課	16	13	3	
障	害	福	祉	課	20	16	4	
ユニバーサル推進課			16	16				
本		庁		計	158	146	12	0

[※]再任用職員(短時間)を除く。

地方機関又は派遣団体名	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能労務職
中央こども家庭センター	57	15	42	
尼崎こども家庭センター	23	7	16	
西宮こども家庭センター	27	12	15	
川西こども家庭センター	36	9	27	
加東こども家庭センター	16	5	11	
姫路こども家庭センター	33	14	19	
豊岡こども家庭センター	12	6	6	
女性家庭センター	8	5	3	
明石学園	29	4	22	3
身体障害者更生相談所	11	9	2	
知的障害者更生相談所	6	3	3	
精神保健福祉センター	16	2	14	
地方機関計	274	91	180	3
(社福)兵庫県社会福祉協議会	6	6		
(社福)兵庫県社会福祉事業団	7	4	3	
派遣団体計	13	10	3	0
福 祉 部 計	445	247	195	3

[※]再任用職員(短時間)を除く。

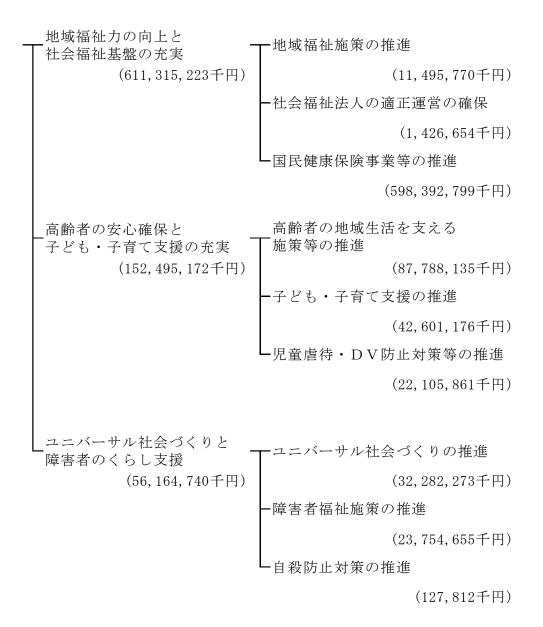
事務所名等	現員	現員の内訳		
		事務職	技術職	技能労務職
〈阪神南県民センター〉				
芦屋健康福祉事務所	25	8	17	
〈阪神北県民局〉				
宝塚健康福祉事務所	54	18	36	
伊丹健康福祉事務所	37	6	31	
〈東播磨県民局〉				
加古川健康福祉事務所	61	19	42	
〈北播磨県民局〉				
加東健康福祉事務所	41	12	29	
〈中播磨県民センター〉				
中播磨健康福祉事務所	29	15	14	
〈西播磨県民局〉				
龍野健康福祉事務所	52	21	31	
赤穂健康福祉事務所	20	3	17	
〈但馬県民局〉				
豊岡健康福祉事務所	38	11	27	
新温泉健康福祉事務所	8	8		
朝来健康福祉事務所	17	3	14	
但馬長寿の郷	10	3	7	
〈丹波県民局〉				
丹波健康福祉事務所	30	7	23	
〈淡路県民局〉				
洲本健康福祉事務所	36	9	27	
県 民 局 等 計	458	143	315	0
総計 (県民局等を含む)	903	390	510	3

[※]再任用職員(短時間)を除く。

令和4年度重要施策体系表

福祉部

安全安心な 福祉社会の実現



令和4年度 福祉部重要施策

安全安心な福祉社会の実現

1 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

(1) 地域福祉施策の推進

少子高齢化や核家族が急速に進展する中、県民誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会を実現するため、「第4期兵庫県地域福祉支援計画」に基づき、県・市町・県民、地域団体、民生委員児童委員などの社会福祉関係者等が一体となり、地域福祉の向上を図るほか、ヤングケアラーの早期発見・把握、福祉サービスへの円滑なつなぎ、人材育成などを推進する。

生活保護世帯・生活困窮者等への支援として、生活保護受給者が抱える様々な問題に対応するため、就労支援などの自立に向けた取組を推進するなど、生活保護制度の適正な実施を図るとともに、生活困窮者自立支援法において、生活保護に至る前の生活困窮者に対して生活相談のほか就労準備支援、家計改善支援、住宅確保のための給付を実施するほか、生活福祉資金等の貸付など必要な支援を実施する。

また、子どもの貧困対策として、食事を通じて居場所を提供するとともに、学習支援や生活習慣獲得等の支援拠点としての運営を行う「子ども食堂」の立ち上げにかかる助成など、引き続き地域で支援する取組を推進する。

さらに、戦没者遺族等援護対策として、先の大戦による犠牲者への慰藉事業を行うととも に、戦傷病者・戦没者遺族等援護にかかる事業を推進する。

(2) 社会福祉法人の適正運営の確保

社会福祉法人制度改革を踏まえ、社会福祉法人や社会福祉施設・事業所の適正な運営を確保するため、チェックリスト等を活用して効果的に指導・監査を実施するとともに、財務やガバナンスに問題を抱える法人の経営破綻等の未然防止に取り組む。

(3) 国民健康保険事業等の推進

国民皆保険制度の基礎となる国民健康保険制度について、財政運営の責任主体として国保 財政の安定した運営に努めるほか、第2期国保運営方針等に基づき、事業が健全かつ安定し て運営されるよう、市町及び国民健康保険組合に対し必要な支援を行うとともに、予防・健 康づくりの推進については、市町が実施する特定健診の受診率向上対策や生活習慣病の重症 化予防、健診・レセプト等のデータ分析に基づく保健事業を支援する。

また、後期高齢者医療制度については、制度が適切に運営されるよう、後期高齢者医療広域連合や市町に対して必要な助言を行うとともに、医療給付費等の支援を行う。

さらに、県・市町協調事業として、福祉医療制度を実施し、高齢期移行者、重度障害者、 乳幼児等・こども、母子家庭等に係る医療費の一部を助成する。

2 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

(1) 高齢者の地域生活を支える施策等の推進

2025年及び2040年を見据えた「兵庫県老人福祉計画(第8期介護保険事業支援計画)」に基づき、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組む。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防・生活支援の充実や介護予防と保健事業の一体実施、在宅医療・介護連携の強化等に取り組む市町への支援に加え、地域包括支援センターの機能強化を行う。

また、老人クラブが行う子育て支援や一人暮らし高齢者等の見守り活動などの地域貢献活動、健康づくり(健康体操)等への支援など、高齢者の生きがいと健康づくりに向けた取組を推進する。

介護サービスの充実・強化については、地域の実情に応じた特別養護老人ホームの整備等に継続して取り組むほか、高齢者の在宅での生活を支える定期巡回・随時対応サービスや看護小規模多機能型居宅介護への多様な事業者の参入を促進するための支援など、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう介護保険サービスの充実を図る。

また、福祉人材センターによるマッチング、総合衛生学院介護福祉学科の運営による質の高い介護人材の養成、外国人介護人材の受入れ支援、元気高齢者等が介護周辺業務を担うひょうごケア・アシスタント推進事業等による多様な人材の参入促進を図るほか、処遇改善加算の取得支援等を通じた介護人材のキャリアアップ支援、介護ロボットの導入・ICT 化の支援等による魅力ある職場づくり支援や介護現場の生産性向上、特に人材不足感の大きい訪問系サービスを含めた介護業務のイメージアップ等により総合的な介護人材確保対策を推進する。

(2) 子ども・子育て支援の推進

「ひょうご子ども・子育て未来プラン (2020~2024年)」では、「若者が就業・結婚・子育 てに夢を持てる兵庫」を重点テーマとして設定するとともに、5つの数値目標と4つの目標 を掲げ、安心して子育てできる兵庫の実現を目指す。

待機児童の早期解消のため、保育所や認定こども園等の整備・運営支援や保育定員弾力化 緊急支援事業、企業主導型保育事業促進事業等を行うとともに、保育士等の処遇改善や保育 人材確保対策貸付事業、潜在保育士の復職支援事業等により保育定員の拡大・保育人材の確 保を推進する。加えて、保育実習充実支援事業やひょうご乳幼児教育・保育マイスター養成 事業等各種研修事業により、保育士等の質の向上と離職防止を図る支援策を進める。

また、子育て支援の相談・助言を行う「利用者支援事業」や「アウトリーチ型在宅育児相談事業」のほか、在宅児童とその親に対し体験保育や親学習の機会を提供する「乳幼児子育て応援事業」など、子育て支援サービスの充実を図る。さらに「病児・病後児保育事業」や保育所等において医療的ケア児を受け入れる体制整備のための「医療的ケア児保育支援事業」、障害児等の保育所等への受入れを支援するための職員加配支援や、保育所等にカウンセラーを配置し相談支援体制を整備するモデル事業を実施する。

子どもの就学後に保護者が仕事を辞めざるを得なくなる「小1の壁」の解消に向けて、小学校の余裕教室等も活用した放課後児童クラブの開設等を支援するほか、放課後児童支援員の認定研修等を実施する。

併せて、「幼児教育・保育の無償化」を着実に推進し、「ひょうご保育料軽減事業」や「乳幼児等医療費助成事業」、「こども医療費助成事業」等により、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、育児負担の大きい多胎育児家庭の大型育児用品入手費用を助成して外出環

境を支援する。

(3) 児童虐待・DV防止対策等の推進

相談件数の増加や内容が複雑・多様化する児童虐待防止対策として、子どもの安全・安心を確保するため、児童虐待防止24時間ホットラインを設置し、迅速・的確に対応するとともに、こども家庭センターと市町・児童家庭支援センターとが連携した家庭復帰後の見守り支援体制の強化、旧川西こども家庭センター跡地での一時保護所の新規整備や中央こども家庭センターの移転・建替検討など一時保護所の体制強化等に取り組む。

「兵庫県社会的養育推進計画」に基づき、里親委託、特別養子縁組制度の普及等を図ることにより、社会的養育体制を推進する。

DV防止対策として、兵庫県DV防止・被害者保護計画に基づき、女性家庭センターにD V相談アドバイザーを配置し困難事例への対応強化や市町への技術的支援等による相談体制 の充実を図るとともに、市町、民間支援団体等と連携したDV被害者の保護や自立支援、各 種広報・啓発事業の実施等により、DV防止の普及促進に取り組む。

また、家庭福祉対策として、ひとり親家庭の自立と生活の安定を図るため、個々の状況、 ニーズ等に応じた自立・就業に向けた自立支援への取組、資格取得や関係機関と連携した就 業支援等の実施などに取り組んでいく。

3 ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

(1) ユニバーサル社会づくりの推進

「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」及び「ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針」に基づき、年齢、性別、障害の有無、言語、文化等の違いに関わりなく、全ての人が地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮して活動することができる「ユニバーサル社会」を、県民、事業者、団体及び行政の参画と協働により推進していく。

メルマガや既存の広報媒体等を活用した「ユニバーサル社会」の推進に向けた普及啓発、障害者等が使用する駐車区画の適正利用を図る「兵庫ゆずりあい駐車場制度」や、障害のあることが外見からは分かりにくい人への配慮を促す「ヘルプマーク」、困っている人がいたら声をかけて助け合う「みんなの声かけ運動」の普及推進に取り組むなど、関係機関等と連携して支え合う社会の構築に取り組む。その他、福祉のまちづくり研究所において、筋電義手など特定のニーズがある研究成果を社会福祉施設等と共同して商品化するとともに、最先端介護・福祉機器の情報発信や実証評価を行うなど、医療・介護用リハビリロボット等の拠点化を推進する。

また、障害者スポーツ・芸術の推進として、東京 2020 パラリンピックの開催を契機とし、障害者アスリートの育成・強化に取り組むとともに、これからスポーツを始めようとする子どもたちを対象としたパラスポーツ体験会事業等により、裾野拡大を図るほか、ひょうご障害者芸術文化活動支援センターを核とし、①原田の森ギャラリーでの常設展示等による発表機会の確保、②鑑賞の機会拡大、③支援人材の育成を推進し、「する・みる・ささえる」の観点から障害者芸術の更なる振興を図る。

障害者の就労支援としては、作業がしやすくなる機器導入支援など障害者が働きやすい環境づくりを進めるとともに、施設管理者を対象とした研修の開催や、商品の高品質化及び販

路拡大の支援、農福連携の推進、優先発注の増大等により、障害福祉サービス事業所で働く 障害者の工賃向上を図る。

また、就業・生活支援センターの運営やネットワーク化の推進による障害者の職業生活に おける自立支援、県庁でのインターンシップ事業などにより、一般就労に向けた取組みを行 う。

くらし支援として、障害者支援施設等の居住環境の向上を図るとともに、グループホームの整備を促進するため、新規開設時の備品購入などの経費補助や家賃助成を実施する。また、障害者の重度化や高齢化を見据え、医療的ケアが必要な障害者も安心して生活が出来るよう、県独自の助成により、常時看護職員を配置したグループホームの整備を進めるとともに、新たに、医療的ケア児とその家族などからのワンストップ相談対応を行う医療的ケア児支援センターを設置する。

加えて、「障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例(愛称:ひょうご・スマイル条例)」に基づき、障害者の情報支援として、オーディオブックの充実強化、手話通訳者や要約筆記者の養成講座の拡充や難聴児支援力向上研修を実施するともに、障害者がICT機器を活用するための指導者養成研修や失語症者向け意思疎通支援者養成事業の実施など、情報アクセシビリティ確保・コミュニケーション支援の充実を図る。

(2) 障害者福祉施策の推進

障害者施策の基本指針である第2期ひょうご障害者福祉計画及び第6期兵庫県障害福祉実施計画に基づき各種施策を総合的に推進する。

障害福祉サービス等の質の確保・向上に向け、相談支援専門員やサービス管理責任者等の 養成やスキルアップを目指した研修を実施する。

発達障害児(者)支援体制については、発達障害者への総合的支援の拠点としての「ひょうご発達障害者支援センター」及び診断・診療機能と療育機能を有する「県立こども発達支援センター」を運営するとともに、ひきこもり支援として、ひきこもり総合支援センターにおいて、ひきこもり者への医療・福祉面の相談・訪問支援から就労援助へのつなぎや家族支援等、総合的な取組を推進する。

障害者の権利擁護を推進するため、虐待の早期発見・早期支援や虐待防止に関する普及啓発等や、差別解消法の改正を受け合理的配慮の義務や趣旨等の事業者への周知等に取り組む。 障害者の日常生活の基盤・環境を整え、社会参加を促進するため、基礎的なITスキルの習得を支援することにより障害者のデジタルデバイドの解消を図る。

強度行動障害がある者の安定した地域生活を実現するため、緊急性の高い者への集中支援 及び実践的なコンサルティング方式の研修による地域で核となる指導者の養成等を実施する。 また、グループホームの整備を促進するため、新規開設時の備品購入などの経費補助や家賃 助成を実施する。加えて、障害福祉サービス等の充実として、障害児者リハビリテーション センターの利用者増及びサービス充実に向け、電動車いす等の補装具判定業務の取扱、診療 領域の拡大等に取り組む。

さらに、精神障害者支援体制の充実として、重篤な精神障害者が早期から適切な医療が受けられるよう精神保健診察実施体制の充実を図るとともに、退院後も、途切れることなく必要な医療等が確保されるよう支援を引き続き行う。

(3) 自殺防止対策の推進

「自殺対策計画」に基づき、コロナ禍においても一人ひとりがかけがえのない個人として 尊重される「自殺のない社会」の実現をめざして、市町や関係機関・団体と連携し、自殺対 策を総合的に推進する。

「いのちと心のサポートダイヤル」「ひょうご女性サポートホットライン~ここふれ~」の 運営、「いのちの電話」への支援による 24 時間電話相談体制をはじめ、新聞広告やラジオ放送等、マスコミを活用した相談窓口の啓発や、インターネットや SNS 等の多様な手段を活用した情報発信、相談機会の充実に取り組む。

また、関連機関との有機的な連携により、様々な自殺リスクに対応できる地域の相談支援 ネットワークの構築に向けて支援を行う。さらに、地域で自殺対策に従事する相談職員等へ の研修などにより人材養成に取り組む。

各年齢階層別の自殺対策の推進として、ライフステージ等に応じたきめ細やかな対策を推進するため、子ども・若者、中高年層、高齢者層に応じた自殺対策を推進する。

令和4年度福祉部当初予算の概要

(単位:百万円、%)

1-				(単位:日刀闩、70)
区分	令和3年度	令和4年度		
		当初予算額		備考
会計			(5) ((1)	una
Z II	(A)	(B)	(B) / (A)	
				人件費 3,821
				事業費 357, 347
				7
				介護給付費県費負担金
一般会計	345, 341	361, 168	104. 6	$66,498 \rightarrow 68,225$
/1X A H	010, 011	001, 100	101.0	
				障害者自立支援給付費県費負担金
				$26,854 \rightarrow 29,408$
特別 会計	492, 626	492, 429	100.0	
14 /44 A HI	102, 020	102, 120	100.0	
母子父子寡婦福祉資金	319	319	100.0	母子父子寡婦福祉資金貸付金
	010	010	100.0	
				300 → 300
				貸付償還事務費
				$19 \rightarrow 19$
基金管理	305	238	78.0	地域創生基金積立金 299 → 233
)
国民健康保険	491, 978	401 846	100.0	保険給付費等交付金 (普通交付金)
	491, 910	491, 040	100.0	
				389, 371 → 388, 203
県 有 環 境 林 等	24	26	108. 3	公債費特別会計へ繰出 24 → 24
	21	20	100.0	
合 計	837, 967	853, 597	101. 9	
H P1	331, 331	000, 001	101. 0	
				I.

資料1

令和4年6月16日 健康福祉常任委員会資料

地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

○地域福祉施策の推進

福祉部地域福祉課

目 次

地域福祉施策の推進について

Ι	地域福祉の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
П	福祉サービス利用者等の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
Ш	生活保護世帯・生活困窮者等への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
IV	戦傷病者・戦没者遺族等援護対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	答 剉 絙	1 C

地域福祉施策の推進について

I 地域福祉の推進

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことのできる「地域共生社会」を実現するため、県、市町、県民、地域団体、社会福祉関係者等が一体となり地域福祉の向上を図る。

1 地域福祉の普及・促進

(1) 市町地域福祉計画の推進等支援

だれもが地域で安心して生活できる地域社会の実現を目指し、<u>県「地域福祉支援計画」</u>(平成31年3月改定)<u>の市町への普及を図り、市町による「地域福祉計画」の</u>推進等を支援する。

また、社会福祉法が改正され、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する ため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する 「重層的支援体制整備事業」が、市町実施事業として創設された。この重層的支援 体制整備事業の円滑な実施に向け、後方支援を行う。

(2) 兵庫県地域見守りネットワーク応援協定の締結

要援護世帯への見守り活動や緊急事態への早期 対応を図るため、各家庭を訪問し緊急事態を発見 する可能性のある<u>ライフライン事業者等と協定を</u> 締結し、各市町における重層的な見守り体制の構 築を支援する。

<協定締結団体>

ライフライン事業者、宅配業者、

兵庫県社会福祉協議会、

兵庫県民生委員児童委員連合会等44団体

<令和3年度新規締結団体> 8団体



兵庫県地域見守りネットワーク 応援協定締結式

(3) 兵庫県社会福祉大会の開催

社会福祉に功績のあった者の表彰や社会福祉に係る講演の開催を通じて福祉コミュニティ憲章の啓発を行い、地域福祉の推進を図る。

<令和3年度実績> 実施日 令和3年11月12日(金)

実施場所 南あわじ市文化体育館 元気の森ホール

参加人員 約500人

<令和4年度予定> 実施日 令和4年10月27日(木)

実施場所 やぶ市民交流広場

(4) のじぎく賞の選奨

日常見聞される<u>身近な善行を表彰</u>することにより、明るい社会づくりを目指す。 <令和3年度表彰数> 126件

2 ヤングケアラー・若者ケアラー支援体制の構築推進事業

(25,722千円)

祖父母、父母、兄弟などへの介護や看護、日常生活上での世話などをするヤングケアラー・若者ケアラーに対して、「兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策」に基づき、早期発見・悩みの相談支援・福祉サービスへのつなぎなどの支援体制を整備する。

(1) ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口の設置

ヤングケアラー・若者ケアラーの精神的負担軽減、市町や支援機関へつなぐなどの展開を図るため、電話やメール、LINEによる相談を実施する。

<実施団体> 兵庫県社会福祉士会(兵庫県福祉センター内)

<開設日> 令和4年6月1日(水)

<開設時間> 9時30分~16時30分(土日祝日、年末年始を除く) ※電話、メール、LINEにより社会福祉士が対応

(2) 当事者支援グループ活動推進

悩みや経験を共有、情報交換等の場づくりを促進するため、ピアサポート等の交流活動に取り組む団体の活動を支援する。

<支援対象> ピアサポート、オンラインサロンを実施する団体に補助

<補 助 額> ピアサポート等の交流事業 1回あたり50千円 オンラインサロン 1回あたり35千円

(3) ヤングケアラー・若者ケアラー支援研修

ヤングケアラー・若者ケアラーの抱える問題に気づく体制づくりを構築するため、 福祉・介護・教育等の関係職員を対象に研修を実施する。

<実施団体> 兵庫県社会福祉協議会

<実施回数> 3回程度(グループワーク等)

(4) ヤングケアラー配食支援モデル事業

ヤングケアラーとその家族に対して、配食サービス事業者による支援をモデル事業 として実施する。

<実施回数> 週1回、3ヶ月程度

3 民生委員・児童委員等の活動促進

住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う民生委員・児童委員等の活動を 支援する。

(1) 民生委員・児童委員活動の促進

(306, 393千円)

新任及び中堅の民生委員・児童委員を対象とした研修を実施し、資質の向上を図るとともに、<u>活動費用等を補助</u>(政令市及び中核市を除く。)する。

また、<u>市町民生委員児童委員協議会に対し、地域の関係機関との連携・協議等に</u>要する費用を補助(政令市及び中核市を除く。)する。

<助成金額> 民生委員・児童委員活動費用弁償費等補助 @60,200円/人 民生委員協議会機能強化事業補助 @80,000円/協議会

174227			V	14 11 - 2			(1 1 70)					
		t at after				(内	訳)					
		総数			区域担当		主	任児童委	員			
	定数 現員 充足率		定数	現員	充足率	定数	現員	充足率				
全 県	10, 316	9,850	95. 5	9, 538	9, 107	95. 5	778	743	95. 5			
県 所 管	4,815	4,657	96. 7	4, 544	4, 391	96.6	271	266	98. 2			
神戸市所管	2, 571	2, 410	93. 7	2, 222	2, 085	93.8	349	325	93. 1			
姫路市所管	932	925	99. 2	869	864	99.4	63	61	96.8			
尼崎市所管	857	790	92. 2	833	767	92. 1	24	23	95.8			
明石市所管	411	406	98.8	382	377	98.7	29	29	100.0			
西宮市所管	730	662	90. 7	688	623	90.6	42	39	92. 9			

(2) 民生・児童協力委員の設置と活動の促進

(9,036千円)

民生委員・児童委員に協力して見守り活動や市町の福祉施策の普及啓発などの福祉活動を行う民生・児童協力委員を民生委員1人につき原則2人設置する。

【民生・児童協力委員の委嘱状況】(令和4年4月1日現在)

(単位:人・%)

		定数	現 員	充足率
	県 事 業	9, 088	8, 148	89. 7
参考	神戸市事業 姫路市事業 尼崎市事業 明石市事業 西宮市事業	174 1,738 1,666 764 1,376	127 1,607 1,315 662 1,061	73. 0 92. 5 78. 9 86. 6 77. 1

- (注1) 県事業では、県所管の区域担当民生委員定数4,544人に対し定数9,088人(1人につき2人)
- (注2) 政令市・中核市においては、県の事業を参考に同様の事業を実施
- (注3) 姫路市所管分の名称は民生・児童推進員

4 生活福祉資金等貸付事業への支援

(29,578千円)

低所得者、障害者や高齢者の経済的自立及び生活意欲の助長促進等を図るため、兵庫県社会福祉協議会が行う生活福祉資金等貸付事業に対して補助する。

[P18·19 資料編参照]

【生活福祉資金等貸付状況】

(単位:件・千円)

年度		R1		R2	R3				
区分	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
総合支援資金	19	5, 140	14	5, 351	2	610			
福祉資金	760	112, 852	229	38, 588	213	25, 209			
教育支援資金	1,024	656, 939	1,047	822, 554	1, 119	962, 924			
不動産担保型 生活資金	13	116, 494	11	136, 078	6	46, 401			
臨時特例 つなぎ資金	16	650	4	199	1	30			
計	1,832	892, 075	1, 305	1, 002, 770	1, 341	1, 035, 174			

[※]緊急小口資金等の特例貸付分は除く

【緊急小口資金等の特例貸付】

(354,000千円)

新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象として、福祉資金(緊急小口資金)と総合支援資金について特例貸付を令和2年3月25日より実施。(受付期間:令和4年8月末まで)

[P19 資料編参照]

<令和4年4月末日時点までの実績(決定分)> (単位:件・千円)

	区 分	件数	金額
		一	立 识
福祉	資金 (緊急小口資金)	74, 511	13, 639, 688
総合	支援資金	92, 041	64, 944, 251
(内訳)	新規・延長分	55, 069	45, 165, 851
訳	再貸付分	36, 972	19, 778, 400
	計	166, 552	78, 583, 939

5 法人後見・市民後見推進体制の整備

(80,553千円)

(1) 法人後見・市民後見推進専門員の配置

県社会福祉協議会に成年後見制度利用促進・権利擁護支援専門員(1名)を配置し、 市町に対する成年後見制度利用促進等に関する情報提供や助言・研修等を行い、市 町の体制整備を推進する。

(2) 法人後見・市民後見を進める市町への補助

市町が実施する法人後見の体制整備や市民後見人の養成研修等へ補助する。 <令和3年度実績> 21市町

災害時の被災者支援 6

(9,241千円)

災害発生時の被災者を支援するため、法令等の規定に基づき、災害弔慰金及び災 害援護金の支給を行う。 [P20 資料編参照]

<令和3年度実績> なし

福祉サービス利用者等の支援 Π

高齢者や障害者が適切なサービスを選択し、安心して利用できるよう、サービスの利 用援助、苦情解決等を通じて、利用者保護を図るとともに、福祉事業従事者の資質向上 を図るための研修を実施する。

1 日常生活自立支援事業の運営支援

(139,937千円)

福祉サービスの情報提供、利用援助、日常的金銭管理等を行う「日常生活自立支援事 業」を推進する兵庫県社会福祉協議会の運営費を補助し、兵庫県社会福祉協議会と市町 社会福祉協議会が一体となって、福祉サービスを適切に利用することに不安のある高齢 者・知的障害者等を支援する。

【日常生活自立支援事業の利用状況】 (単位:件、人)

区分年度	R1	R2	R3		
相談件数	57, 231	60, 165	62, 627		
利用者数	1, 176	1, 169	1, 151		

(注) 相談件数には利用契約後の相談を含む。

2 福祉サービス運営適正化委員会の運営支援

(3,741千円)

日常生活自立支援事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する利用者等から の苦情の適切な解決を図るため、兵庫県社会福祉協議会に設置された中立の第三者機 関である福祉サービス運営適正化委員会の運営費を補助する。

【福祉サービス運営適正化委員会に寄せられた苦情への対応状況】(単位:件)

			1	
区/	年度	R1	R2	R3
	受付件数	227	216	234
	事情調査	11	4	5
対	助言	35	29	109
応	話し合いの推奨	77	84	58
状	紹介・伝達	66	75	45
況	県等への通知	3	0	0
	その他	35	24	17

3 福祉人材研修センターの運営

(12,814千円)

<u>兵庫県福祉人材研修センター</u> (神戸市中央区中山手通) <u>において</u>、昨年度整備した オンラインシステム等も活用し、社会福祉事業従事者の資質向上を図るための<u>各種研</u> 修を実施する。

<委 託 先> 兵庫県社会福祉協議会

【指定管理研修の実施状況】

(単位:人)

			参加者数				
			R3実績	R4計画			
	福祉	L行政機関新任職員研修	44	90			
	生	ケースワーカー研修(新任)	80	90			
行政職員研修	活	ケースワーカー研修 (中堅)	73	70			
	保	医療扶助·介護扶助事務担当者研修	中止	45			
	護	查察指導員研修	28	30			
	保育	所等新任保育士研修	46	180			
(福祉施設)新任職員	児童	置福祉新任職員研修	38	50			
研修コース	障害	F福祉新任職員研修	新任職員研修 141				
	高歯	命者福祉新任職員研修	120				
	職弟	美倫理と権利擁護研修	85	90			
(福祉施設)中堅職員 研修コース	子と	ざもの理解と発達支援研修	25	90			
柳修一个	アセ	スメントスキル向上研修(高齢・障害)	90				
社会福祉援助技術コース	はじ	めて福祉の仕事に就く人のための研修	200				
		合 計	758	1, 325			

※R3年度の研修中止は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による

4 職場研修アドバイザー事業

(6,490 千円)

兵庫県福祉人材研修センターに職場研修アドバイザーを配置し、社会福祉施設、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所等の職場研修を支援する。

<委 託 先> 兵庫県社会福祉協議会

Ⅲ 生活保護世帯・生活困窮者等への支援

高齢者、傷病・障害者、母子世帯等の生活保護受給者が地域社会で安定した生活が営めるよう、生活保護法による保護を適正に実施し、健康で文化的な最低限度の生活の保障及び自立助長を図るとともに、生活困窮者、ホームレスの自立支援対策を展開する。

1 生活保護制度の安定運営

(2,555,514千円)

(1) 生活保護制度の概要

制度の目的		に対し、 <u>困窮の程度に応じて必要な保護を行</u> その生活を保障するとともに、自立を助長する					
実施主体	市及び県 (町の区域)						
保護の種類	生活扶助、教育扶助、住 ^生 生業扶助、葬祭扶助	宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、					
	居住地保護	市部:国3/4、市1/4、町部:国3/4、県1/4					
負担割合	現在地保護(長期入院で 居住地のない者等)	国3/4、県1/4 (政令市・中核市:国3/4、市1/4)					

(2) 生活保護の動向

被保護者数は、平成20年の世界金融危機以降急増したが、雇用環境の改善等により、平成27年12月をピークに減少傾向にある。

なお、令和4年3月現在の<u>被保護者数は99,420人(対前月比29人増、対前年同月</u> 比1,228人減)、保護率は1.84%(対前月比0.01ポイント増、対前年同月比0.00ポイント) となっている。

被保護世帯数は、近年はやや減少傾向で推移しており、令和4年3月現在では 77,785世帯(対前月比15世帯減、対前年同月比315世帯減)となっている。

【被保護者数(世帯数)】

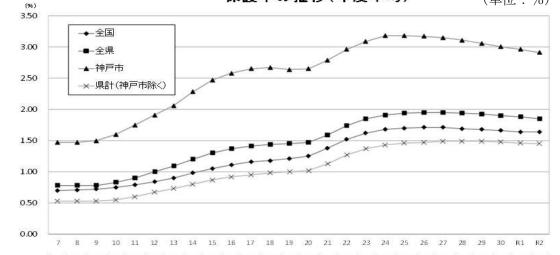
(単位:人・世帯)

	Н7	H12 H17 55, 154 79, 088 (37, 665) (53, 613)		H22	H27	R1	R2	R4. 3
	42, 489	55, 154	79, 088	97, 119	107, 854	102, 485	100, 879	99, 420
全 県	(28, 501)	(37,665)	(53, 613)	(68, 083)	(78, 799)	(78, 381)	(78, 073)	(77, 785)
うち	21, 269	28, 108	40, 431	45, 597	48, 304	45, 078	44, 218	43, 160
神戸市	(14, 257)	(19,060)	(26, 966)	(31, 500)	(34, 954)	(34, 139)	(33, 945)	(33, 520)

【保護率の推移】

保護率の推移(年度平均)

(単位:%)



	7	- 8	. 9	10	- 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2
全国	0. 70	0.71	0. 72	0.75	0.79	0.84	0.90	0.98	L 05	1.11	1. 16	1.18	1. 21	1_25	1.38	1. 52	1.62	L 68	1.70	1. 71	1.71	1. 69	1.68	1, 66	1.64	1. 64
企県	0.78	0.78	0.78	0.83	0.90	1.00	1.09	1.20	1.30	1.37	1.41	1.44	1. 45	1.47	1.59	1.74	1.85	1.91	1.94	1. 95	1.95	1. 94	1.93	1. 90	1.88	1. 85
神戸市	1. 47	1_47	1. 50	1.60	1. 75	1.91	2.06	2.28	2.47	2.58	2.65	2.67	2.64	2.65	2.79	2.96	3.09	3. 18	3.18	3. 17	3.15	3. 11	3.06	3.00	2.96	2.91
県計 (神戸市除く)	0. 53	0.53	0.53	0.55	0.60	0.67	0.73	0.80	0.87	0.92	0.95	0.98	1.00	1.02	1,13	1. 27	1_37	1. 43	1.46	1. 47	1.49	1.49	1.49	1, 48	1.46	1. 45

【被保護世帯等の状況】(神戸市を含む)(単位:%)

	1 111-1	,	-, ., ,	<u>.</u>				
単身・複数別	単身世帯	2人以上 (母子世帯						
	80.8	19. 2						
年齢階級別	20 歳未満	20 歳~ 64 歳未満	65 歳以上					
(保護人員)	10.5	39. 1	50.4			_		
世帯類型別	高齢	障害	傷病	母子	その他			
也用類至別	54.0	12.3	13.4	5.2	14.7			
開始理由別	傷病	死別・離別	失業	仕送り・ 預貯金減	その他			
	14.8	1.7	11. 1	64. 5	7.8			
受給期間別 (神戸市·姫路	6ヶ月 未満	6ヶ月~ 1年未満	1年~ 2年未満	2 年~ 3 年未満	3 年~ 5 年未満	5年~ 7年未満	7年~ 10年未満	10 年 以上
市・尼崎市・西 宮市を除く)	5. 0	4. 9	8. 2	7. 2	13. 1	11. 3	15. 2	35. 1

※単身・複数別、年齢階級別、世帯類型別:令和4年3月現在の被保護者調査による。

※開始理由別:令和3年9月現在の被保護者調査による。 ※受給期間別:令和3年7月現在の受給期間別調査による。

【生活保護費の推移】

(単位:百万円)

		H29	H30	R1	R2	R3
全	県	185, 745	182, 415	179, 919	174, 658	173, 690
うち神戸	市	81, 624	79, 869	78, 451	76, 015	75, 712

※R3は月例報告に基づく概算値。

【生活保護費の内訳】(令和3年度扶助別事業費)

施設事務費 2,044 (1.2%)

介護扶助 3,673 (2.1%) —

(単位:百万円)

医療扶助 84,632 (48.7%)	生活扶助 52,575(30.3%)	住宅扶助 29,275 (16.9%)
---------------------	--------------------	---------------------------

教育扶助 563 (0.3%)

その他扶助 928 (0.5%)

(3) 自立支援プログラムの活用促進

被保護者が抱える傷病や多重債務等、様々な問題に対応する具体的支援方法や実施 手順等を内容とする「自立支援プログラム」を各福祉事務所が作成し、<u>個々の状況に</u> <u>応じた支援に取り組むよう、県が作成したモデルプログラムの活用を促進</u>する。

【県が策定したモデルプログラムの例】

入院患者退院促進	入院患者個々の自立阻害要因の除去により、①退院の促進、②退院後
プログラム	の居宅生活、③日常生活・社会生活を支援
高齢者見守り支援	①支援機関や民生委員による見守り、②周囲との関係再構築、③地域
プログラム	貢献活動機会の紹介等により、社会との繋がりの維持・向上を支援
多重債務者への支援	法テラス、無料法律相談等、関係機関、制度の効果的活用により多重
プログラム	債務を解消させ、継続的な自立を支援

(4) 就労支援員の設置

<u>県健康福祉事務所・市福祉事務所に就労支援員を設置</u>し、履歴書の書き方や面接の 受け方指導、ハローワークへの同行訪問等、被保護者の早期の就労自立を促進する。

<令和4年3月現在配置人数>

就労支援員 91人

(5) 福祉事務所等への指導監査

「漏給の防止」(保護を受けるべき人に適正に保護を講じる)、「濫給の防止」 (不適正な保護は講じない)及び個々の被保護者に応じた「自立の支援」を基本と した、生活保護行政の適正な実施を確保するため、福祉事務所等(神戸市を除く。) に対する生活保護法施行事務指導監査を実施する。

【実施状況】(令和3年度)

	的几日午一大	特別	⇒ 1.		
	一般監査	確認監査	個別実地監査	計	
対象数	35	35	_	70	

(6) 救護施設への指導監査

身体や精神の障害等により<u>居宅で日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行う</u>救護施設(県所管)に対し、事業運営、施設運営等に関する指導監査を実施する。

【県内救護施設設置状況】

(単	寸.	:	ヶ所、	人)

	県所管	神戸市	姫路市	西宮市	合 計
施設数	2	5	1	1	9
定 員	140	300	100	100	640

(7) 生活保護担当職員の資質向上

生活保護制度の適正な運営を図るため、関係職員の資質向上を目指し、<u>ケース</u>ワーカー研修、査察指導員研修、医療扶助等事務担当者研修等を開催する。

2 生活困窮者の自立支援

(1) 生活困窮者自立支援制度の推進

(39,059千円)

生活困窮者自立支援法に基づき、<u>生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、必要な</u>支援を実施する(実施主体:市及び県(町の区域))。

ア 自立相談支援事業(必須事業)

生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、支援計画の作成等の支援を一体的かつ計画的に行うことにより、<u>就労支援等、自立の促進</u>を支援する。

<令和3年度実績> 相談件数 25,570件、就労者数 828人

イ 住居確保給付金(必須事業)

離職等により住宅を失った又はそのおそれのある者、離職又は廃業に至っていないが就労の状況が離職等と同程度の状況にある者(令和2年4月20日以降、対象拡大)に対して、家賃相当分を有期で給付する。

<支 給 額> 生活保護の住宅扶助基準額に準拠

<支給期間> 原則3ヶ月(一定の条件を満たした場合は最長9ヶ月受給可能)

【住居確保給付金支給状況・全県】

年度 区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
支給決定件数 (件)	243	11, 015	5, 143
金額 (千円)	24, 216	1, 171, 330	703, 369

- ※ 支給決定件数には、支給期間の延長及び再支給を含む。
- ※ 令和2、3年度は速報値

【新型コロナウイルス感染症への対応】

- ○令和2年度新規申請者に対し、支給期間の再々延長(最長9ヶ月→12ヶ月)
- ○支給終了者に対し、解雇以外の離職や休業等に伴う収入減少の場合には再支給 (支給期間は3ヶ月)(受付期間:令和4年8月末まで)
 - <令和3年度実績> 全決定数5,143件中

再々延長決定件数 421件

再支給決定件数 1,337件

ウ 就労準備支援事業(任意事業)

就労に必要な知識や技能が不足している生活困窮者に対して、<u>一般就労に向けた</u> 準備としての基礎能力の形成を支援する。

<実施> 20市及び県(町の区域)

<令和3年度実績> 事業利用件数 165件

エ 一時生活支援事業(任意事業)

住居を持たず、緊急に衣食住が必要な生活困窮者に対して、一定期間、<u>宿泊場所</u> や衣食の提供等を実施する。

<実施> 24市及び県(町の区域)

<令和3年度実績> 事業利用件数 191件

オ 子どもの学習・生活支援事業(任意事業)

生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する学習支援、生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援を実施する。

<実施> 11市及び県(町の区域)

力 家計改善支援事業 (任意事業)

家計収支の均衡が取れていないなど<u>家計に問題を抱える生活困窮世帯の家計の</u> 状況とその課題を把握し、家計の改善の意欲を高めるための支援を実施する。

<実施> 13市及び県(町の区域)

<令和3年度実績> 事業利用件数 184件

キ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム事業 (5,000 千円) 地域の生活困窮者支援体制を構築するためプラットフォームを整備し、N P O 法人等の活動を支援する。

(2)子育て世帯生活支援特別給付金の支給

(20,000 千円)

低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯(その他世帯)に対し、<u>生活支援のための</u> 生活支援特別給付金を支給する。

<実施> 市町 ※県は広報活動、市町へのデータ提供等

<対象者> 18 歳未満の児童(障害児の場合は 20 歳未満)を養育する父母等で、 令和 3 年度住民税均等割非課税者 等

<支給金額> 児童1人あたり5万円

(3)新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給 (35,000 千円)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、既に生活福祉資金特例貸付の利用を終了している生活困窮世帯に対し、<u>新型コロナウイルス感染症生活困窮者</u>自立支援金を支給する。(実施主体:市及び県(町の区域))。

<実 施> 全市及び県(町の区域)

<支給額> 一人世帯:6万円、二人世帯:8万円、三人世帯:10万円

<支給期間> 原則3ヶ月(再支給申請により最長6ヶ月受給可能)

<受付期間> 令和4年8月末まで

<令和3年度実績> 決定件数 11,241件

金 額 1,830,820千円

(4) ホームレスの自立支援対策の推進

ア ホームレス数の動向

<u>県内のホームレス数は令和4年1月現在で75人</u>であり、<u>平成15年1月調査と比較</u> し872人減少している。

【県内のホームレス数】

(単位:人)

	神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	その他	合計
H15.1全国調査	323	57	323	130	114	947
R3.1全国調査	45	10	27	6	12	100
R4.1全国調査	36	10	13	6	10	75

イ 生活保護の適用

生活保護の受給を希望し、<u>保護の要件を満たす者</u>については、個々の意向や抱える問題に応じた生活保護を適用している。

(ア) 生活保護適用数(令和2年度)

(単位:人)

	居宅保護	施設入所	入 院	外来治療	合 計
全県	263	17	36	9	325
うち神戸市	169	6	18	0	193

(イ) 無料低額宿泊所での生活保護の適用

無料低額宿泊所で一時的な住まいを確保し、生活保護を適用するとともに、 福祉事務所のケースワーカーが就労支援等自立に向けた支援を行う。

<設置数> 6ヶ所(定員306人) (神戸市1、尼崎市3、西宮市2)

ウ 関係機関・団体との連携強化

「兵庫県ホームレスの自立の支援等に関する実施方針」(R2年3月策定)に基づき、<u>国・県・市町・民間支援団体による「ホームレス自立支援対策連絡協議会」</u>を開催し、相互の連携強化を図る。

<構成員> 兵庫労働局、県関係課、神戸・尼崎市、NPO法人等

(5)「子ども食堂」応援プロジェクト

(3,500千円)

「ふるさとひょうご寄附金」を活用し、経済的な理由等により食事が十分にとれていない子どもたちに温かい食事を提供する「子ども食堂」の立ち上げ経費(上限23万円)を助成する。令和3年度は24団体に助成し、現在、令和4年度の補助金交付団体を募集中である。

<対象> 新たに「子ども食堂」を立ち上げる団体

<内容> 「子ども食堂」立上げに必要な経費(冷蔵庫、炊飯器や食器購入費等)

(6) 子ども食堂運営費支援事業

(5,000千円)

十分に食事がとれない子どもたちに食事や地域とのつながりの場を提供する<u>「子ども食堂」に対し、物価高騰により増加する食材費等を支</u>援する(3月までの開催回数による定額補助)。

<補助額> 月1回程度開催:10千円、月2回程度開催:20千円

Ⅳ 戦傷病者・戦没者遺族等援護対策の推進

<u>先の大戦による犠牲者への慰藉事業</u>を行うとともに、<u>戦傷病者・戦没者遺族等援護対</u> 策の推進、中国帰国者自立支援などの事業を推進する。

【援護関係者の状況】

(単位:人)

	項目	全 国	兵 庫 県
戦沒	と者(軍人・軍属・準軍属)	約 2, 300, 000	約 97, 400
恩給年金	遺 族	150,943 (R4.3月末)	6,228(R4.3月末)
等受給者	本 人	4,670 (R4.3月末)	155 (R4. 3 月末)
戦	寡病者手帳所持者	3,301 (R3.3月末)	200 (R3. 3 月末)

1 戦没者追悼関連事業の推進

(3,828千円)

(1) 全国戦没者追悼式への遺族派遣

政府主催の追悼式に遺族代表を派遣する。

<開催日>令和4年8月15日

<場 所>日本武道館

(2) 戦没学徒追悼式への助成

終戦70年を期に本県などが実施した「全国戦没学徒追悼式典」を引き継ぎ、先の大戦において学徒出陣や学徒勤労に動員され戦死した若人20万人余の御霊を追悼し、戦争の悲惨さと教訓を後世に伝えるため、(一財)兵庫県遺族会が実施する「戦没学徒追悼式」に要する経費を助成する。

〈開催予定日〉 令和4年10月1日

<場 所> 若人の広場(南あわじ市)

(3) のじぎくの塔慰霊祭等への助成及び島守の塔慰霊祭の実施

<u>沖縄戦で戦没した本県出身者を慰霊する「のじぎくの塔」慰霊祭の実施</u>等に要する経費を(一財)兵庫県遺族会に助成するとともに、沖縄戦で殉職された本県出身の故島田叡沖縄県知事をはじめ沖縄県職員を慰霊するため「島守の塔」慰霊祭を実施する。

〈開催予定日〉 令和4年11月29日

<場 所> 摩文仁の丘(沖縄県糸満市)

2 戦没者遺族の援護

(21,422千円)

(1) 遺族年金等の支給

戦没者の遺族に対し、法令の規定に基づき支給される<u>遺族年金等の進達及び特別給</u>付金の裁定等を行う。 [P22 資料編参照]

<R3 年度実績> 進達・裁定処理件数 2件

(2) 特別弔慰金の支給

戦没者の遺族に対し、戦後の節目に<u>国として弔慰の意を表す特別弔慰金の裁定等</u>を行う。 <第十一回特別弔慰金の概要>

基 準 日:令和2年4月1日

金額:25万円(5年償還の記名国債) 請求期間:令和2年4月1日~令和5年3月31日

請求見込件数:40,000件

【裁定等処理件数】

国債の名称	第八回特別弔慰金	第九回特別弔慰金	第十回特別弔慰金	第十一回特別弔慰金 (R4.3.31 時点)
件数	59, 737	2, 187	45, 750	34, 227

(3) 戦没者遺族相談員による相談

戦没者遺族の福祉の向上を図るため、戦没者遺族相談員51人に委託し、<u>年金・恩給・</u>特別給付金等の相談を実施する。

<R3 年度実績> 相談件数 321 件

3 戦傷病者等の援護

(2,461千円)

(1) 障害年金等の支給

戦傷病者等に対し、法令の規定に基づき支給される<u>障害年金等の進達及び特別給付金の裁定等</u>を行う。 [P22 資料編参照]

<R3 年度実績> 進達・裁定処理件数 60 件

(2) 戦傷病者特別援護法による援護

県内在住の戦傷病者(戦傷病者手帳所持者209人)に対して、法令の規定に基づき、 <u>公務傷病等の療養に対する給付</u>など特別の援護を行う。 [P23 資料編参照]

<R3 年度実績> 療養の給付等の処理件数 55 件

(3) 戦傷病者相談員による相談

戦傷病者等の福祉の向上を図るため、戦傷病者相談員2人に委託し、<u>傷病恩給・特別</u> <u>給付金等の相談</u>を実施する。

<R3 年度実績> 相談件数 4件

4 旧軍人・軍属の援護

(1,805千円)

旧軍人・軍属に対し、法令の規定に基づき支給される<u>普通恩給等の審査・進達事務</u>を 行うとともに、恩給調査を実施し、受給権の失権防止等に努める。

〔資料編 P23参照〕

<R3 年度実績> 恩給の進達処理件数 0件

5 中国帰国者の援護

(7,308 千円)

中国から帰国された残留邦人の特別の事情に配慮し、残留邦人本人及びその配偶者の生活の安定を目的として<u>支援給付</u>を行うとともに、地域での<u>生活支援や日本語学習支援</u>を行う。

(1) 支援給付の実施

帰国した中国残留邦人が属する世帯の収入が一定の基準を満たさない場合に、<u>生活、</u> 住宅、医療、介護等の支援給付を行う。

(2) 支援・相談体制の整備

中国帰国者が安心した生活を送れるよう自立支援通訳、自立指導員等を配置する。

(3) 日本語学習支援の推進

中国帰国者支援・交流センターが行う日本語学習支援事業の補完事業として、講師を派遣し、地域のコミュニティセンターや受講者宅等で日本語教室を実施することにより 実用会話の習得等を支援する。

・受講者数:12名(本人、配偶者、二世、三世等) ・講師数:4名 <R3 年度実績> 日本語教室実施回数 129 件

(4) 地域生活支援プログラムの推進

各市は、地域生活支援プログラムとして、日本語学習教室や交流事業等を実施して おり、県は広域的な観点から、これを支援するため、<u>市の支援・相談員、自立支援通訳</u> 等を対象とした日本語教室ボランティア研修会などを開催する。

《資料編》

1 民生委員・児童委員の相談・支援活動(全県)

(単位:件、())内は構成比%)

年度区分	高 齢 者 に 関すること	障 害 者 に 関すること	子 ど も に 関すること	そ の 他 (生活保護など)	計
Н30	144, 615	10, 133	48, 889	39, 754	243, 391
	(59. 4)	(4. 2)	(20. 1)	(16. 3)	(100. 0)
R1 (H31)	129, 491	9, 315	47, 261	36, 946	223, 013
	(58. 0)	(4. 2)	(21. 2)	(16. 6)	(100. 0)
R2	115, 489	8, 355	37, 207	33, 031	194, 082
	(59. 5)	(4. 3)	(19. 2)	(17. 0)	(100. 0)

2 生活福祉資金貸付事業等の実施状況

(1) 生活福祉資金貸付制度の概要及び貸付決定状況

(1)		金貝竹制度の概要及		(治) 型 HI III	岱	金額(千円)
	資金	金の種類	貸付限度額	償還期間		R3年度
			(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(据置期間)	R2年度	No午及
総合	生活支援費	生活再建までの間に 必要な生活費用	(2 人以上の世帯) 月 200 千円以内 (単身)月 150 千円以内		7件 3,300	2 件 610
合支援資	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃 貸借契約を結ぶため に必要な費用	400 千円以内	10年 (6月)	1 件 151	0 件
金	一時生活再建費	生活を再建するため に一時的に必要かつ 日常生活費で賄うこ とが困難である費用	600 千円以内		6件 1,900	0 件
		小言	†		14 件 5, 351	2 件 610
福祉	福祉費	技能習得に必要な経 費、生業を営むのに必 要な経費他	5,800 千円以内 ※資金の用途により異なる	20 年 (6 月) ※同左	94 件 28, 320	128 件 18, 962
資金	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に貸付ける 少額の費用	100 千円以内	12月 (2月)	135 件 10, 268	85 件 6, 247
		小言	†		229 件 38, 588	213 件 25, 209
教育支援資	教育支援費	高等学校、大学又は高 等専門学校に修学す るために必要な経費	・高校:月 35 千円以内 ・大学:月 65 千円以内 他	20 年	1,047件	1,119件
佐資 金	就学支度費	高等学校、大学又は高 等専門学校への入学 に際し必要な経費	500 千円以内	(6月)	822, 554	962, 924
不動産担	不動産担保型 生活資金	低所得の高齢者に対し、一定の居住用不動 産を担保として生活 資金を貸付ける資金	・土地評価額の 70% 程度以内 ・月 300 千円以内	貸付契約	3件 86,939	2件 27,258
不動産担保型生活資金	要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	要保護の高齢者世帯 に対し、一定の居住用 不動産を担保として 生活資金を貸付ける 資金	・土地及び建物の評価 額の 70%程度以内 ・月額は最低生活費等 を勘案し保護の実施 機関が定めた額以内	終了時 (契約の終 了後3月)	8件 49,139	4件 19, 143
			11 件 136, 078	6件 46,401		
		合 計			1,301件 1,002,571	1,340件 1,035,144

(2) 臨時特例つなぎ資金制度の概要及び貸付決定状況

目的	貸付限度額	貸付件数・金額		
目 的	貝们似没領	R2 年度	R3 年度	
公的給付制度又は公的資金制度を申 請している住居のない離職者に対し て、当面の生活費を貸付ける資金	100千円以内	4件 199千円	1件 30千円	

(3) 緊急小口資金等の特例貸付

	福祉資金(緊急小口資金)	総合支援資金
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を	新型コロナウイルス感染症の影響を受
	受け、休業等により収入の減少があ	け、収入の減少や失業等により生活に困
	り、緊急かつ一時的な生計維持のた	窮し、日常生活の維持が困難となってい
	めの貸付を必要とする世帯	る世帯
貸付上限	・学校等の休業、個人事業主等の 特例の場合 20 万円以内・その他の場合 10 万円以内	(二人以上) 月 20 万円以内 (単 身) 月 15 万円以内 貸付期間:原則3 月以内 延長3月以内
据置期間	1年以内※1	1年以内※1
償還期限	2年以内	10 年以内
貸付利子	無利子	無利子

- ※1 令和4年12月末以前に償還が開始となる貸付は、据置期間を令和4年12月末まで延長。 令和4年4月以降、新規に申請した初回貸付については、令和5年12月末まで延長。
- ※2 借受人、世帯主ともに住民税非課税の世帯については、申請に基づき免除が可能。

3 災害時の被災者支援

	根拠	対 象	実施	支給(貸付限度)額
災害弔慰金・		①災害弔慰金:自然災害により死亡した者の遺族	市町 国 1/2	①災害弔慰金 生計維持者:5,000 千円 その他の者:2,500 千円
災害障害見 舞金	災害弔慰 金の支給	②災害障害見舞金:自然災害 により重度障害となった 者	県 1/4 市町 1/4	②災害障害見舞金 生計維持者:2,500 千円 その他の者:1,250 千円
災害援護資	等に関する法律	①自然災害により療養期間 が 1 ヶ月以上の負傷をし た世帯主	市町	1,500 千円~3,500 千円
金貸付		②自然災害により住居、家財 の 1/3 以上の被害を受け た世帯主	【県 1/3 】	1,300 [] ~ 3,300 []
災害援護金・ 死亡見舞金	災害援護 金等の支 給に関す る規則	①災害援護金 自然災害等により全壊、半 壊等の被害を受けた世帯 主及び1ヶ月以上の重傷 を負った被災者	県 [県 10/10]	①災害援護金 全 壊 200 千円 半 壊 100 千円 一 部 損 壊 50 千円 (10%以上) 又は床上浸水 重傷被災者 30 千円
		②死亡見舞金 災害弔慰金の支給対象と ならない被災者の遺族		②死亡見舞金 60 千円~200 千円

5 生活保護制度の安定運営

(1) 生活扶助費の例(月額、R2.10~)

(単位:円)

(単位:世帯・人・%)

(単位:世帯・人・%)

	阪神間 (1級地-1)	郡部 (3級地-2)
標準4人世帯(35歳、30歳、9歳、4歳)	195, 760	163, 840
母子2人世帯 (30歳、4歳)	154, 430	136, 410
高齢者単身世帯(68歳)	76, 880	65, 200
高齢者夫婦世帯 (68歳、65歳)	119, 920	104, 790

(2) 保護の推移(神戸市を含む)

		H23	H24	H25	H29	H30	R1	R2	R3. 3
初	按保護世帯数	72, 457	75, 355	76, 764	79, 200	78, 864	78, 381	78, 073	78, 100
	(対前年比)	(106.4%)	(104.0%)	(101.9%)	(100.1%)	(99.6%)	(99.4%)	(99.6%)	(99.8%)
初	皮保護人員数	103, 173	106, 668	107, 608	105, 975	104, 293	102, 485	100, 879	100, 648
	(対前年比)	(106.2%)	(103.4%)	(100.9%)	(99.0%)	(98.4%)	(98.3%)	(98.4%)	(98.7%)
	保護率	1.85	1.91	1.94	1. 93	1.90	1.88	1.85	1.84
(対前年増減)	(+0.11)	(+0.06)	(+0.03)	(-0.01)	(-0.03)	(-0.02)	(-0.03)	(-0.03)
参	神戸市	3.09	3. 18	3. 18	3.06	3.00	2.96	2.90	2.89
考	(対前年増減)	(+0.13)	(+0.09)	(± 0.00)	(-0.05)	(-0.06)	(-0.04)	(-0.06)	(-0.06)
\widehat{I}	尼崎市	3.87	3. 98	4.02	4.05	4.03	3.94	3.84	3. 79
保護	(対前年増減)	(+0.31)	(+0.11)	(+0.04)	(-0.01)	(-0.02)	(-0.09)	(-0.10)	(-0.13)
率	全国	1.61	1. 67	1.70	1.68	1.66	1.64	1.63	1.64
)	(対前年増減)	(+0.08)	(+0.05)	(+0.03)	(-0.01)	(-0.02)	(-0.02)	(-0.01)	(± 0.00)

(注) H23~R2は年度平均

(3) 地域別の保護の現状(令和3年3月末現在)

	神戸	阪神南	阪神北	東播磨	北播磨	中播磨	西播磨	但 馬	丹 波	淡 路
被保護世帯数	33, 898	20, 159	6, 250	6, 834	1,028	6, 803	1, 140	733	279	976
被保護人員数	44, 027	25, 922	8, 406	8, 836	1, 241	8, 385	1, 418	904	323	1, 186
保護率	2.89	2.50	1. 18	1. 23	0. 47	1. 47	0. 58	0. 58	0.32	0. 93

(4) 世帯類型別の保護の現状 (令和3年3月末現在)

全県の状況	高齢者世帯	障害者世帯	傷病者世帯	母子世帯	その他世帯
構 成 比 (%)	54. 2	12. 1	13. 7	5. 4	14. 5
対前年同月比(%)	100. 1	103.0	97. 5	92. 6	101.8
対前年増加数 (世帯)	55	277	△273	△339	204

6 戦傷病者・戦没者遺族等援護対策の推進

(1) 戦没者遺族の援護

ア 遺族年金等(令和3年4月1日現在)

(単位:円)

区	分 (主なもの)		支給要件等		
	分(主なもの)	対象者 要 件		支給額	
援	弔慰金	軍人・軍属	公務又は勤務関連傷病による死亡	50, 000	
護法	遺族年金 ・給与金	・準軍属の遺族	公務傷病による死亡	1, 966, 800	
	公務扶助料		公務傷病による死亡	1,966,800 (最低保障額)	
恩給法	増加非公死 挟助料	軍人・軍属 の遺族	増加恩給受給者の公務以外の事由に よる死亡	1,573,500 (最低保障額)	
	傷病者遺族 特別年金			557, 600 又は 456, 400	

(注) 援護法:「戦傷病者戦没者遺族等援護法」

イ 特別給付金

(単位:円)

	支給要件	国債額面金額	
戦没者等の妻に	戦没者等の妻で公務扶助料又は遺族年金等の受給者	2, 000, 000	
対する特別給付金	(根拠:戦没者等の妻に対する特別給付金支給法)	~200,000	
	戦没者の父母等で戦没者以外に自然血族がない公務 扶助料又は遺族年金等の受給者	1, 000, 000 ~100, 000	
	(根拠:戦没者の父母等に対する特別給付金支給法)	,	

ウ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

(単位:円)

	支 給 対 象 者	国債額面金額
第 11 回特別弔慰金	基準日 (R2.4.1) において、恩給法による公務扶助料や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等を受ける者 (戦没者等の妻や父母等) がいない場合に三親等内の遺族一人に支給○請求期間(市区町村窓口受付期間) R2.4.1~R5.3.31 (根拠:戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法)	250, 000 (5年償還の記名国債)

(2) 戦傷病者等の援護(令和3年4月1日現在)

ア障害年金等

(単位:円)

1	三 分		支給要件等	士小人安石
((主なもの)	対象者	要件	支給額
援護法	障害年金	軍 軍 属 準 軍 属	公務又は勤務関連傷病による障害の程 度が特別項症〜第5款症の者	$9,729,100$ $\sim 743,000$
恩	増加恩給	軍人	公務傷病による障害の程度が特別項症 ~第1款症の者	9,729,100 $\sim 1,853,000$
	傷病年金	軍 属	公務傷病による障害の程度が第2款症 ~第5款症の者	1, 686, 000 ~961, 000
給	特例傷病恩給	軍人	職務関連傷病による障害の程度が特別 項症~第5款症の者	7, 417, 100 ~743, 000
法	傷病賜金 (一時金)	軍 人	障害の程度が第1目症・第2目症の下士 官以下の軍人	第1目症48,000 第2目症32,000

イ 特別給付金

(単位:円)

区 分		支 給	要	件	国債額面金額
戦傷病者等の妻 対する特別給付 (R3.4 施行)	また		に基づく年	Tする戦傷病者と 日本等受給者の妻 日間)	500, 000 ~ 75, 000

ウ 戦傷病者特別援護法による援護

種類	内	容
戦傷病者手帳の交付	公務傷病等による款症以上 する者に交付	(軍人は目症以上) の障害を有
療養の給付	公務傷病等により療養を必	要とする者に給付
補装具の支給及び修理	公務傷病等により補装具を	必要とする者に支給(修理)
JR無賃乗車券引換証の交付	障害の程度に応じ、毎年、	乗車券・急行券引換証を交付

(3) 恩給法による旧軍人・軍属の援護

(単位:円)

		支給額	
	対象者	要件	义 和領
普通恩給	軍人・軍属	最短恩給年限(准士官以上は 13 年、 下士官以下は 12 年)以上の在職年数が あること	568, 400 (最低保障額)
普通扶助料	軍人・軍属の遺族	普通恩給受給者の死亡	557,600 (最低保障額)
一時恩給 (一時扶助料)	軍人・軍属 (上記の遺族)	引き続く実在職年が3年以上あること(受給権者の死亡)	15, 150 \sim 93, 000
一時金 (遺族一時金)	軍人 (上記の遺族)	断続した実在職年の合計が3年以上 あること(受給権者の死亡)	15, 000

資料 2

令和4年6月16日 健康福祉常任委員会資料

地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

○社会福祉法人の適正運営の確保

福祉部総務課 法人指導官

人

社会福祉法人の適正運営の確保について

	咨 判 編 •••••	 6
П	社会福祉法人への運営支援	 5
I	社会福祉法人の適正運営の確保	 3

I 社会福祉法人の適正運営の確保

社会福祉法人制度改革(平成29年4月本格施行)を踏まえ、社会福祉法人や社会福祉施設・事業所の適正な運営を確保するため、チェックリスト等を活用して効果的に指導・監査を実施するとともに、財務やガバナンスに問題を抱える法人の経営破綻等の未然防止に取り組む。

1 社会福祉法人制度改革への対応

(1) 指導監査、研修会等による周知徹底

(2,194千円)

経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みの責務化等を柱とする社会福祉法人制度改革を浸透させるため、引き続き法人向けの研修会や県内所轄庁担当者を対象とした研修会等を開催するとともに、計画的に指導監査を実施する。 [P6・7 資料編参照]

(参考)社会福祉法人の所管区分等

所轄庁		県内法人数						所管する法	特定法人数	
		H28	H29	H30	R1	R2	R3	H27 H28∼		(注)
国		1	1	1	1	1	1	の区域にわたり事	2 以上の都道府県 の区域にわたり事で行われる事業等 業を行う法人を行う法人	
	本 庁	76	79	80	80	82	84	国、指定都市、市が		
県	県民局	76	75	76	75	74	74	人(県民局は、一の 事業を行う法人を所	12	
	計	152	154	156	155	156	158		Ħ /	
祁	申戸市	167	167	168	169	169	168	主たる事務所が神 当該市内のみで事 戸市内にあり、県 内のみで事業を行 う法人		8
	中核市 (4市)	160	160	194	197	200	202	当該市内のみで事業を行う法人		西宮市 1
	−般市 24市)	294	297	269	269	272	272		:ゼ11 ノ伝八	0
	計	774	779	788	791	798	801			21

⁽注) 特定法人:サービス活動収益30億円超または負債60億円超の法人

(2) 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

(14,000千円)

小規模な社会福祉法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、参画法人による協働事業の実施、合同研修や人事交流等の取組を推進する。

ア 社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援(新規)

<助成金額>

1 箇所あたり1,000千円以内

<令和4年度補助予定>

2 箇所

イ 法人間プラットフォームの設置

<助成金額>

1箇所あたり 4,000 千円以内

<補助実績>

令和元年度:1箇所

令和2年度:0箇所 令和3年度:2箇所

<令和4年度補助予定> 3箇所

(3) 社会福祉連携推進法人制度の促進

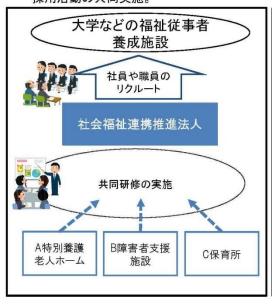
(再掲:339千円)

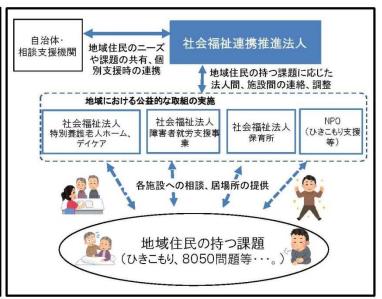
社会福祉法の改正により、社会福祉事業に取り組む社会福祉法人、NPO法人等を 社員として、相互の業務連携を推進する「社会福祉連携推進法人制度」が創設された。 (令和2年6月公布、令和4年度施行)

小中規模法人が本制度を活用することにより法人間連携を強化し、安定して社会福祉事業を運営できるよう、制度の活用を促す。

(例)社員による職員の人材育成や 採用活動の共同実施。

(例)各社員(施設)が連携して、地域の多様な福祉ニーズに対応

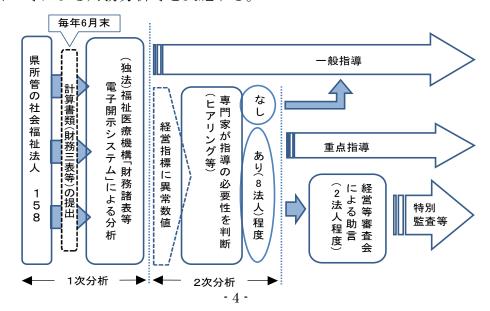




2 社会福祉法人経営指導強化事業

(343千円)

<u>経営不振の社会福祉法人の課題を早期に発見し、経営適正化に向けた指導を行う</u>ため、 公認会計士等による財務分析等を実施する。



3 福祉サービス第三者評価事業

(800千円)

福祉サービスの質の一層の向上を図るとともに、利用者のより適切なサービス選択に 資するため、福祉サービス第三者評価事業の円滑な実施に向けた取組を行う。

【福祉サービス第三者評価機関の状況】

(単位:件)

区分	⇒亚 /正 +½ 月目 米/-	評価実績				
区 分	評価機関数	R1	R2	R3		
地域密着型サービス	9 機関	272	183	226		
その他の福祉・介護サービス	15機関	46	39	49		

⁽注)評価機関数はR4.4.1現在

Ⅱ 社会福祉法人への運営支援

1 民間社会福祉施設運営支援事業

(327, 326 千円)

施設利用者の処遇向上を図るため、利用者処遇に直接影響のある<u>施設職員を基準より</u> 多く配置している施設(介護保険施設を除く。)<u>に対し、人件費を補助</u>する。

<対象施設> 県所管民間社会福祉施設

【補助状況】

区分	R1	R2	R3
施設数	402	409	409

2 社会福祉施設整備資金借入金に対する利子補助

(3,836千円)

社会福祉法人が民間社会福祉施設(措置施設に限る。)の新築・増築等を行うにあたり、独立行政法人福祉医療機構から資金を借り入れた場合、その利子の一部を補助する。 <対象施設> 救護施設、児童養護施設、養護老人ホーム等

3 民間社会福祉施設職員等退職手当共済事業の掛金補助

(1,074,155千円)

社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づき、<u>民間社会福祉施設</u>(介護保険施設等を除く。)<u>に勤務する職員を対象として退職手当共済事業へ補助</u>する。

<共済事業実施主体> 独立行政法人福祉医療機構

<負担割合>国補助1/3、県補助1/3、事業者掛金1/3

《資料編》

1 社会福祉法人の適正運営の確保

(1) 社会福祉法人等の指導・監査実績

				R2						R3			
区	区分		実施数	指摘 法人 等数	行政 措置 件数 (注1)	報酬等返课件数	報酬等 返還額 (千円)	対象数	実施数	指摘 法人 等数	行政 措置 件数 (注1)	報酬 等返 還件	報酬等 返還額 (千円)
社会福	a 祉法人	156	21	18	0		l	159	24	18	0		ĺ
介護保険サ	居宅系	1, 933	148	108	1	5	3, 109	1, 955	183	115	0	3	33, 837
サービス	施設系	260	24	20	0	1	9, 903	256	34	20	0	1	9, 903
障害福祉サー	居宅系	1, 244	91	60	0	10	3, 332	1, 282	101	68	1	6	3, 167
サービス	施設系	659	50	36	3	15	56, 449	669	84	48	0	17	22, 429
	、認定こ 等(注2)	1, 265	131	65	0	-	-	1, 348	128	55	0	_	_
その他	也児童福 设(注3)	101	0	0	0	_	_	102	5	0	0	_	_
その他社施設	也社会福 设(注4)	560	32	23	0	6	3, 007	613	43	16	0	3	1,023
į	計	6, 178	497	330	4	37	75, 800	6, 384	602	340	1	30	70, 358

- (注1) 行政措置件数:改善勧告、改善命令、効力の停止、指定取消の合計
- (注2)保育所、認定こども園等:保育所、認定こども園、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- (注3) その他児童福祉施設:児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理 治療施設、児童館自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)、小規模住居型児童養育事業(ファ ミリーホーム)
- (注4) その他社会福祉施設:養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、障害児通所施設、障害児 入所施設

(2) 指導・監査での主な指摘事項(令和2年度)

	上が旧門子で(
対 象		内 容
社会福祉法人	評議員・	・議事録署名人の署名もれ
	評議員会	・役員の適格性を説明する資料の添付もれ
	理事、監事等・	・評議員会の招集に必要な事項の決議もれ
	理事会	・理事長の職務執行状況報告の不備
		・議事録署名人の署名もれ
		・次期監事選任に係る在任監事の同意手続の不備
	役員等の報酬	・報酬支給基準、報酬総額に係る評議員会の決議もれ
		・役員報酬が不当に高額でないことの根拠の不提示
		・役員報酬支給基準に定めるべき事項の不備
	財産管理・	・財産目録の記載漏れ
	会計管理	・会計責任者、固定資産管理責任者の任命手続の不備
		・随意契約の手続の不備
		・債務の流動負債への計上漏れ
	情報の公表・	・定款変更の手続の不備
	その他	・定款、役員等の名簿、報酬支給基準の未更新
介護保険サービス	施設運営	・介護報酬請求が不適正
事業所·施設		・身体拘束等の適正化の対策の不備
		・運営規程の不備
		・職員の配置不足
	利用者処遇	・サービス計画の未作成又は手続の不備
障害福祉サービス	施設運営	・給付費請求が不適正
事業所·施設		・運営規程の不備
	利用者処遇	・サービス計画の未作成又は手続の不備
		・避難訓練の未実施
保育所・認定こども	施設運営	年度途中入所園児の健康診断の未実施
園		・職員の配置不足
	利用者処遇	・園児の安全確認の不備
		・苦情対応窓口の未周知

(3) 令和4年度の研修会等の開催予定

区分	実 施 内 容
県内所轄庁職員向け 研修会等	令和4年7月頃:県・一般24市法人指導担当者研修会 同 年8月頃:県・神戸市・中核4市法人指導担当者意見交換会 同 年9月頃:県・29市法人指導担当者研修会
社会福祉法人向け研修会	対象:県内の全法人の理事、監事、事務局職員、会計担当者等 令和4年12月頃に県内2会場で開催

資料3

令和4年6月16日健康福祉常任委員会資料

地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

○国民健康保険事業等の推進

福祉部国保医療課

目 次

資	料 編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
IV	福祉医療制度の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
Ш	兵庫県医療費適正化計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
П	後期高齢者医療制度の運営支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
Ι	国民健康保険事業の運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

I 国民健康保険事業の運営

1 国民健康保険制度の概要等

(1) 国民健康保険制度の概要

国民健康保険制度は、健康保険、共済組合等の被用者保険及び後期高齢者医療制度に加入していない方を対象とし、国民皆保険を支える基盤となる制度として、県民の健康の保持増進に重要な役割を果たしている。

従来、国民健康保険制度については、市町及び国保組合が保険者として運営してきたが、運営基盤を強化するため、<u>平成30年度から市町等とともに県も保険者となり</u>、「兵庫県国民健康保険運営方針」を策定して目指す方向性及び取組を定めた。

令和3年度からは、全市町合意のもと改定した<u>「第2期兵庫県国民健康保険運営方針</u>(R3~R5年度)」に基づき、①保険料の収納確保や市町の赤字の解消など財政健全化の取組、②レセプト点検や保健事業など医療費の適正化の充実強化を進め、将来的な保険料水準の統一(同一所得・同一保険料)を目指しつつ、財政運営主体として、制度の安定運営に努めている。

今後は、国保制度改革による都道府県単位化の趣旨の深化を図るため、令和9年度を 目標とした保険料水準の統一内容や市町事務の標準化のあり方等について、市町と協議 を進めていく。

【第2期兵庫県国民健康保険運営方針の概要】

目指す方向性	主な取組
①国保財政の安定的な運営	○保険料率の適正な設定による収支均衡又は黒字化
	○赤字削減・解消の取組、見える化
②保険料水準の統一	○納付金算定方式の設定
	○市町毎の所得と世帯構成に応じた平準化
	○医療費適正化等のインセンティブ制度(県繰入金)の導入
③保険料徴収の適正な実施	○保険者規模別の目標収納率の設定
	○□座振替制度の推進
④保険給付の適正な実施	○レセプト点検の充実強化
	○第三者行為求償事務の取組強化
⑤医療費の適正化	○特定健診・特定保健指導の受診率向上
	○生活習慣病(糖尿病性腎症等)の重症化予防
	○がん検診の受診率向上
⑥市町事務の標準・広域・	○葬祭費等の給付水準の統一
効率化	○第三者行為求償事務等の共同実施
⑦保健医療・福祉サービス	○データヘルスの積極的な推進
との連携	○国保における地域包括ケアの推進に資する取組

(2) 本県の国民健康保険制度の状況

ア 被保険者数

令和3年3月末現在の被保険者は、市町1,106,928人、組合112,283人、<u>県全体で</u>1,219,211人(対前年比98.9%)となっており、県民の1/4弱を占めている。

イ 国民健康保険医療費

令和2年度の医療費総額は、市町437,101百万円、組合22,820百万円、<u>県全体で</u>459,921百万円(対前年比95.6%)となっている。

ウ 被保険者一人当たり医療費

令和2年度の被保険者一人当たり医療費は、市町390,197円、組合202,180円、 県全体で372,987円(対前年比97.7%)となっている。

エ 保険料(税)調定額の状況(現年度分)

令和2年度保険料(税)の総額は、市町104,499百万円、組合18,778百万円、 県全体で123,277百万円となっている。

被保険者一人当たり年間保険料(税)は、市町93,285円(対前年度比101.0%)、組合166,371円(対前年度比101.8%)、<u>県全体で99,975円</u>(対前年度比101.2%)となっている。

オ 保険料(税)収納率の状況(現年度分)

令和2年度保険料(税)収納率は、市町94.83%(対前年比0.69ポイント増)、組合99.98%(対前年比0.01ポイント増)、<u>県全体で95.61%</u>(対前年比0.60ポイント増)となっている。

2 県による財政運営等

(1) 国民健康保険事業特別会計の設置・運営

市町国保については、<u>平成30年度から</u>、県が市町ごとの納付金の額を決定するとともに、保険給付に必要な費用を全額市町に対して支払うこととなり、<u>県に国民健康保険事</u>業特別会計を設置し、国保財政の安定した運営に努めている。

【国民健康保険事業特別会計の財政の仕組み】(令和4年度当初予算491,846,091千円)

保険料等: 1,769億円	公費:1,544億円	支援金:1,606億円
納付金 1,557億円	国調整交付金(9%) 357億円	
高額医療費負担金等 98億円 保険者努力支援制度(※3) 37億円	定率国庫負担(32%) 921億円 事業費補助金 5億円	前期高齢者 交付金等 1,606億円
特定健診等負担金 12億円 基金繰入金等 65億円	県繰入金(9%) 261億円	

<主な歳入>

ア 国民健康保険事業費納付金

(155,662,550千円)

医療給付費の見込みから公費を差し引いた額を、納付金として市町から徴収する。

イ 定率国庫負担

(92, 119, 634千円)

医療給付に要する費用に対し、定率(32%)で交付される。

ウ 前期高齢者交付金

(160, 594, 306千円)

保険者間の高齢者の偏在による負担を調整するため、<u>被用者保険による負担分が</u>前期高齢者の加入割合に応じて交付される。

<主な歳出>

ア 国民健康保険保険給付費等交付金(普通交付金)

(388, 203, 113千円)

市町が被保険者に対して給付する<u>保険給付費</u>及び国保連合会に対する<u>審査手数料</u>を交付する。

イ 国民健康保険保険給付費等交付金(特別交付金)

(12,766,594千円)

<u>市町の特別な事情に対する財政支援</u>及び<u>保健事業等に対するインセンティブ</u>として、各市町の状況に応じて交付する。

ウ 後期高齢者支援金

(64, 286, 440千円)

後期高齢者医療制度の経費を賄うため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、各医療保険者の被保険者数に応じて支援金として負担する。

エ 介護納付金

(24, 962, 867千円)

介護保険制度の円滑な運営を図るため、介護保険法に基づき、<u>各医療保険者の第</u>2号被保険者(40~64歳の方)数に応じて介護納付金を納付する。

(2) 令和3年度の保険料の決定状況

令和3年度の加入者一人当たりの県平均額は、前年度とほぼ同水準 (R2:94,680円→ R3:94,644円) で、増加した市町は20市町、減少した市町は21市町となっている。

【令和2年度と令和3年度の一人当たり保険料の比較】

		市町名	一人当たり保	険料額(円)	増減率
		川町泊	令和2年度	令和3年度	(%)
県平均		_	94, 680	94, 644	0.0
最 増加		新温泉町	62, 301	71, 232	14. 3
大	減少	高砂市	100, 237	93, 415	▲ 6.8

[※]市町における保険料の賦課時点での比較(兵庫県調べ)

(3) 市町等との連絡協議会の運営

(2,596千円)

県及び市町等からなる国民健康保険連絡協議会において、<u>令和9年度を目標とした保険料水準の統一内容や市町事務の標準化のあり方等、令和5年度の第3期国保運営方針の</u>改定に向けた協議を行う。

(4) 兵庫県国民健康保険運営協議会の運営

(905千円)

県内における保険料水準の統一や国保財政の安定運営等、<u>国保事業の運営に関する重</u>要事項について審議するため、兵庫県国民健康保険運営協議会を運営する。

(5) 国民健康保険財政安定化基金の設置・運営

国民健康保険の財政の安定化を図るため、県に基金を設置し、<u>5つの機能に区分して</u>管理を行う。

【基金の概要】

区分	概要	積立額
 ① 貸付事業 	市町の保険料収納不足に対し、貸付を	
① 貝刊事業	行う。	
② 交付事業	災害等の特別事情による市町の保険料	8, 397, 446千円
(A) 文刊 事来	収納不足に対し、交付を行う。	8, 397, 440十円
③ 基金の取崩	想定外の保険給付費増などによる県財	
② 基金の収別	政の不足に対し、補填を行う。	
① 时心细敕主类	医療費水準の変動や過年度の国庫精算	26, 437, 148千円
4 財政調整事業	に応じて、取崩しを行う。	20, 437, 146 円
⑤ 特例基金	平成30年度から令和5年度までの間、	1,813,754千円
例本金	新制度への円滑な移行のために活用。	1,015,754 円

3 国民健康保険事業の健全運営の推進

(1)県の財政支出

ア 国民健康保険事業費補助事業

(472,000千円)

国民健康保険事業の健全な運営を確保し、併せて医療費適正化の推進、県民の健康 と福祉の増進等に寄与することを目的として県が補助等を行う。

(ア) 国民健康保険事業費補助金

<u>地方単独福祉医療制度の実施に係る国庫負担金減額分について、市町の負担を軽</u>減するための財政支援を行う。

(イ) 国民健康保険組合事業費補助金

国民健康保険事業に要する経費について、組合に対し補助を行う。

イ 国民健康保険保険基盤安定事業

(20, 258, 554千円)

(ア) 保険料軽減分(県3/4、市町1/4)

保険料(税)負担の軽減により、市町国民健康保険の基盤安定化を図ることを目的として、低所得者に係る軽減保険料(税)の一部を負担する。

(イ) 保険者支援分(国1/2、県1/4、市町1/4)

低所得者を多く抱える市町において、中間所得者層への保険料(税)の影響を緩和することを目的として、<u>低所得者数に応じて行われる一般会計繰入の一部を負担</u>する。

(ウ) 未就学児均等割軽減分(国1/2、県1/4、市町1/4)

子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、<u>国保世帯の未就学児に係る均等割保険</u>料の5割を軽減し、軽減相当額の一部を負担する。

ウ 高額医療費負担金 (国1/4、県1/4、市町1/2)

(4, 158, 781千円)

高額な医療給付の発生により医療給付費が増大することから、財政運営の安定性を確保するとともに、市町の負担を軽減するため、レセプト1件あたり80万円を超える医療費の一部を支援する。

エ 特定健康診査・特定保健指導の実施に対する支援

(582,118千円)

生活習慣病予防に重点をおいた<u>特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施を支援す</u>ることを目的として県が補助等を行う。

(ア) 特定健康診査等負担金 (国1/3、県1/3、市町1/3)

特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の一部について、市町の負担を軽減するための財政支援を行う。

(イ) 国民健康保険組合特定健診支援事業費補助金

特定健康診査及び特定保健指導に要する費用の一部について、加入者の所得が低い組合に対し補助を行う。

才 国民健康保険県繰入金

(26, 154, 866千円)

国民健康保険事業の財政負担を軽減するとともに、各市町が行う医療費適正化及び 保険料収納率向上の取組並びに住民の健康の増進を図る事業等を支援する。

(2) 兵庫県国民健康保険団体連合会への財政支援

(20,550千円)

ア 国民健康保険診療報酬審査支払運営費補助金

国保連合会が行う<u>国民健康保険診療報酬の審査及び支払業務の運営経費の一部を補</u>助する。

(3) 市町等保険者に対する助言等

ア 保険者に対する実地調査

国民健康保険事業の安定的運営の確保と保険財政の健全性の維持を目的として、市町等保険者を対象に国民健康保険一般実地調査及び特別実地調査を実施する。

イ レセプト点検調査等

広域的又は医療に関する専門的な見地から保険給付の点検調査を行うことにより適 正な給付を推進するとともに、<u>医療給付専門指導員により、効果的なレセプト点検を</u> 行うための具体的な実施方法等について市町等に助言・指導を行う。

ウ 国民健康保険直営診療所に対する助言等

[P14 I 5 資料編参照]

国民健康保険直営診療所の運営状況等に助言を行い、診療機能の充実及び経営改善のための設備整備・運営費の補助を行う。

(4) 保険医療機関・薬局に対する指導

[P14 I 6 資料編参照]

ア 指導・監査

保険医療機関・薬局に対して、診療(調剤)報酬の適正な請求方法など、保険診療 (調剤)に係る診療報酬請求の取扱い等を周知徹底することを目的として、<u>講義方式</u> 等による集団指導・集団的個別指導を実施するとともに、<u>新規に指定された保険医療</u> 機関・薬局に対して、面談方式で個別指導を実施する。

また、診療(調剤)報酬の請求に不正等が疑われる場合には監査を実施する。

イ 近畿厚生局兵庫事務所との連携

指導や監査については、保険診療全般について統一して行うことが必要であることから、健康保険法を所管している近畿厚生局兵庫事務所と共同で実施する。

(5) 保健事業の推進

[P15 I 7 資料編参照]

ア 保険者の役割

保険者は、被保険者の疾病・負傷に関して必要な医療給付を行うとともに、疾病の 発生予防、早期発見による重症化の防止や健康づくりなど、<u>健康の保持・増進を図る</u> ため、健康教育・健康相談・健康診査等の保健事業を行う。

イ 市町等保険者に対する支援

(4,728,611千円)

保険者が行う被保険者への保健事業を推進するため、国庫補助を活用した<u>特定健診</u>受診率向上対策等の事業実施、国保の県繰入金を活用した<u>特定健診やがん検診の受診</u>促進、人材育成や被保険者への普及啓発を行い、市町のデータへルス計画に基づいた 取組を支援する。

また、<u>国保連合会と連携し</u>、被保険者の健診・医療・介護情報を含む<u>国保データベースを活用し、医療費等の現状把握や分析、保健事業の対象者の抽出、事業評価等、市</u>町等の取組を支援する。

ウ 保険者協議会の参画・運営

全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合・市町国保・後期高齢者医療広域連合 等の保険者関係団体及び医師会等の医療関係団体で構成する兵庫県保険者協議会に、 <u>保険者として参画</u>するとともに、事務局(国保連合会と共同事務局)として運営に携わり、被保険者の健康増進を図る。

(6) 国民健康保険審査会の開催

[P15 I 8 資料編参照]

県国民健康保険審査会において、<u>市町保険者が行った保険給付等に関する処分に関す</u>る審査請求案件の審査を行う。

(7) 第三者行為求償事務の推進

保険給付の適正な執行を図るため、交通事故等、第三者(加害者)の行為によって生じた保険給付について、保険者から第三者に対して請求する第三者行為求償事務を推進している。

令和2年度には、啓発ポスターを作成し、県立・市立の公立病院等に掲示を依頼する とともに、市町担当職員を対象とした研修会においては、先進的な求償事例を紹介する など第三者行為求償事務の取組を強化した。

また、令和3年度から、県繰入金を活用し、求償実績に応じ、市町に交付金を交付するインセンティブ制度を設けるなど新たな取組を行なっている。

(8) 新型コロナウイルス感染症への対応

ア 国民健康保険料(税)の減免(国10/10)

新型コロナウイルス感染症の影響により、<u>一定程度収入が減少した被保険者に対す</u>る保険料(税)の減免制度を全市町で整備している。

【減免実績(R3.11月末時点)】

	世帯数	減免額(千円)
令和元年度分	14, 014	398, 946
令和2年度分	17, 627	3, 195, 372
令和3年度分	5, 024	950, 007
計	36, 665	4, 544, 325

イ 被保険者に対する傷病手当金の支給(国10/10)

新型コロナウイルス感染症に関する<u>傷病手当金の支給</u>により被用者が休みやすい環境を全市町で整備している。

【支給実績(R3.7月末時点)】

ESCHESCHSC (1101.)	/ 3 / 1 (1: 3 / 11) A	
	件数	支給額 (千円)
令和2年度	157	10, 274
令和3年度	176	9, 924
計	333	20, 198

Ⅱ 後期高齢者医療制度の運営支援

1 後期高齢者医療制度の概要等

(1)後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上(一定の障害を有する場合は65歳以上)<u>の高齢者を対象に</u>平成20年に創設された医療制度で、都道府県ごとに設置され、全市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となり、市町村と事務を分担しながら運営を行う。 医療給付に要する財源は、公費(約5割)、後期高齢者支援金(約4割)、後期高齢者の保険料(約1割)によって賄う。

(2) 本県の後期高齢者医療制度の運営状況

[P16 Ⅱ 1、2、3 資料編参照]

ア 被保険者

令和2年度の平均被保険者数は、<u>797,513人</u>(対前年比101.3%)、うち75歳以上が784,566人(構成比98.4%)、65歳以上74歳以下(障害認定者)は12,947人(1.6%)となっている。

イ 後期高齢者医療費

令和2年度の医療費総額は、786,773百万円(対前年比96.6%)となっている。

ウ 被保険者一人当たり医療費

令和2年度の被保険者一人当たり医療費は、<u>986,533円</u>(対前年比95.4%)となっている。

工 保険料

保険料率は2年ごとに改定され、令和4・5年度保険料率は、所得割率10.28%、 均等割額(年額)50,147円となっている。

広域連合の剰余金活用により、所得割率については、前期比伸び率が△2.00% に、均等割額については、前期比伸び率が△2.38%となっている。

才 保険料収納率 (現年度分)

令和2年度の保険料収納率は、99.13%(対前年比0.13ポイント増)となっている。

2 後期高齢者医療制度の運営に対する支援等

後期高齢者医療制度の運営を支援するため、広域連合及び市町への助言、財政支援等 を行っている。

(1) 財政支援

- **ア 後期高齢者医療給付費県費負担金**(国4/6、県1/6、市町1/6)(60,441,502千円) <u>医療給付費の約5割を公費で負担</u>する。
- **イ 後期高齢者医療保険基盤安定負担金**(県3/4、市町1/4) (12,020,438千円) 低所得者及び被用者保険の被扶養者の保険料軽減分を公費で負担する。

ウ 後期高齢者医療高額医療費県費負担金 (国1/4、県1/4、広域連合2/4) (4,293,005千円) 高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを軽減するため、レセプト1件当 たり80万円を超える医療費について、1/2を公費で負担する。

(2)後期高齢者医療財政安定化基金の設置・運営

広域連合が行う後期高齢者医療の財政の安定化を図るため、予期せぬ給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合等に備え、県に基金を設置し、運営する。

用 途:保険料収納不足による財源不足額を貸付・交付。

保険料率の増加抑制を図るための交付金を交付する場合の県による取崩。

積 立 額:5,536,324千円(令和3年度末時点)

負担割合: 国1/3、県1/3、広域連合1/3

(3)後期高齢者医療審査会の開催

[P16 Ⅱ 4 資料編参照]

県後期高齢者医療審査会において、<u>広域連合が行った保険給付等に関する処分及び市</u> 町が行った保険料徴収等に関する処分の審査請求案件の審査を行う。

Ⅲ 兵庫県医療費適正化計画の推進

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、<u>平成30年3月に策定した「第3期</u> 兵庫県医療費適正化計画(H30~R5年度)」による医療費適正化の取組を推進する。

[目標] ア 特定健康診査受診率 70%以上 特定保健指導実施率 45%以上

- イ 特定保健指導対象者の減少率 令和5年度において、平成20年度比25%以上
- ウ たばこ対策(全体10% 男性19% 女性4%)
- 工 生活習慣病重症化予防 糖尿病性腎症重症化予防取組市町数 全市町
- オ 後発医薬品の使用促進 使用割合80%
- カ 医薬品の適正使用・重複投薬に係る指導 重複投薬に係る指導の取組市町数 全市町

IV 福祉医療制度の実施

[P17·18 資料編参照]

1 福祉医療制度の概要等

県・市町協調事業として、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等・こども、母子家庭等の医療に係る経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成する。

2 福祉医療制度の内容

(1) 高齡期移行助成事業

(94,476千円)

65歳から69歳までの、所得あるいは身体的理由等で自立できない特別な配慮が必要な 者の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合に、医療保険制度での 自己負担額(3割)の一部を助成する。

(2) 重度障害者・高齢重度障害者医療費助成事業

(4,866,387千円)

<u>重度障害者</u>の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合に、医療保険制度での自己負担額(2割又は3割)の一部を助成する。

また、<u>後期高齢者医療制度被保険者である重度障害者</u>の疾病又は負傷について、高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付が行われた場合に、後期高齢者医療制度での自己負担額(1割、2割(R4.10.1~)又は3割)<u>の一部を助成</u>する。

(3) 乳幼児等医療費助成事業

(3,070,094千円)

小学3年生までの乳幼児等の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合に、医療保険制度での自己負担額(義務教育就学前児・2割、就学児・3割)の一部を助成する。

(4) こども医療費助成事業

(1,040,260千円)

<u>小学4年生から中学3年生までのこども</u>の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合に、医療保険制度での自己負担額(3割)の一部を助成する。

(5) 母子家庭等医療費給付事業

(359,958千円)

母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児の疾病又は負傷について、医療保険による給付が行われた場合に、医療保険制度での自己負担額(1~3割)の一部を助成する。

資 料 編

I 国民健康保険事業の運営

1 県内の保険者数及び加入世帯数(各年度末現在)

年度区分			Н30	R1	R2		
	市	町	41	41	41		
保険者数	者数 組 1		6	6	6		
	計		47	47	47		
→	市	町	742, 843	727, 620	726, 573		
│加 入 │世帯数	組	合	57, 029	57, 152	57, 376		
L 113 300	ii p	+	799, 872	784, 772	783, 949		

2 被保険者数の推移(年度末現在)

	区分	兵庫県		国民健康保険被保険者数(B)									
<i>F</i>		人口		未就学児	就学児	40歳	65歳	70歳	(再掲)	康保険			
7	度	(A)			~39歳	~64歳	~69歳	~74歳	65歳以上	加入率			
	H30	5, 466, 182	1, 271, 721	38, 584	287, 191	406, 520	252, 551	286, 875	539, 426	23. 27			
	R1	5, 446, 223	1, 233, 258	36, 210	274, 619	392, 960	226, 316	303, 153	529, 469	22. 64			
	R2	5, 444, 904	1, 219, 211	34, 293	266, 467	387, 691	209, 241	321, 519	530, 760	22. 39			
	市町	_	1, 106, 928	27, 713	223, 841	339, 461	201, 338	314, 575	515, 913	_			
	組合	_	112, 283	6, 580	42, 626	48, 230	7, 903	6, 944	14, 847				

(単位:人、%)

(注) 兵庫県人口は、各年度の翌年度4月1日現在の推計人口。

3 国民健康保険医療費の推移

年	区分度	医療費 (単位:千	, , , , ,		り医療費 円、%)
H	H30 484, 278, 290		(97. 5)	370, 830	(101.4)
	R1	480, 871, 395	(99. 3)	381, 890	(103.0)
	R2	459, 920, 739	(95. 6)	372, 987	(97.7)
	市町	437, 101, 042	(95. 6)	390, 197	(97.8)
	組合	22, 819, 697	(96. 5)	202, 180	(97. 3)

(注) ()内は、対前年比

4 保険料(税)の推移(現年度分)

区分			険料(税)調定額 千円、それ以名		対前年度比 (1人当たり	収納率(%)				
年月	变	総額	1世帯当たりの額	1人当たりの額	調定額)		市	町	市町	組合
I	130	125, 048, 900	153, 222	95, 755	98. 4%	95. 02	94. 15	95. 05	94. 19	99. 96
	R1	124, 424, 974	156, 126	98, 814	103. 2%	95. 01	94. 09	95.11	94.14	99. 97
	R2	123, 276, 817	156, 273	99, 975	101. 2%	95. 61	94. 78	95. 79	94.83	99. 98
	市町	104, 498, 806	142, 898	93, 285	101.0%					
	組合	18, 778, 011	326, 154	166, 371	101.8%					

5 国民健康保険直営診療所の状況 (令和4年4月1日現在)

種	: Dil	施言	9 数	医	币 数
作生	1 別	へき地	その他	常勤	非常勤
	甲型			(4)	(2)
診	H	5	3	4	14
	乙型			(3)	(1)
療		14	8	20	22
原	丙 型			(0)	(1)
		0	3	5	4
所	計			(7)	(4)
	ÞΙ	19	14	29	40

(注)医師数の()の数字は他直診と兼務者の数

甲型……医師が常駐しない最も簡単な診療所

乙型……無床で甲型以外のもの、又は5床以下の医師常勤診療所

丙型……6床以上19床以下の医師常駐診療所

6 保険医療機関・薬局に対する指導等の状況

(1) 指導等の件数

(1	1) 指導等の件数 (単位:件)												: 件)
	区分	集	団 指	導	集団	的個別	指導	個 另	1 指	導	E	<i>는</i> :	查
		医	歯	薬	医	歯	薬	医	歯	薬	医	歯	薬
左	三度 \	科	科	局	科	科	局	科	科	局	科	科	局
	R1	921	79	588	270	238	194	146	85	104	1	2	1
	R2	1, 160	880	971	0	0	0	27	19	33	0	0	0
	R3	1, 466	706	942	352	236	206	64	63	52	0	0	0

(注)・「集団指導」は、6年ごとの更新指定時の集団指導に係る件数を含む。

・R2は、新型コロナウイルスの影響により実施減(集団指導は、書面指導により代替)

(2) 返還金の状況 (令和2年度)

(単位:円)

区分	医科	歯科	薬局	柔整	合計
国保分	93, 187, 400	1, 886, 341	1, 226, 245	715, 631	97, 015, 617
後期高齢者医療分	245, 566, 037	2, 665, 211	1, 387, 061	110, 897	249, 729, 206
公費医療·福祉医療等	2, 402, 986	282, 288	43, 898	0	2, 729, 172
合計	341, 156, 423	4, 833, 840	2, 657, 204	826, 528	349, 473, 995

(注) 個別指導や適時調査(近畿厚生局兵庫事務所に保険医療機関が届け出た人員配置基準等の施設 基準について、実態を調査・指導するもの)等の結果、保険医療機関から提出のあった返還同意 書に基づき保険者・国保連合会に令和2年4月~令和3年3月に通知を行った金額である。

7 保健事業の取組状況

(1) 市町国保の特定健診・特定保健指導実施状況 (単位:%)

年度 項目	Н30	R1	R2
特定健康診査受診率	35. 1	34. 1	30. 9
特定保健指導実施率	25. 4	26.6	26. 8

(注) 法定報告数値を記載

(2) 個別事業の取組状況(市町数)

年度 取組内容	Н30	R1	R2
糖尿病等の重症化予防の取組状況	39	41	41
個人インセンティブ制度の導入状況 (ヘルスケアポイント等)	31	38	40
重複服薬者に対する取組状況	28	41	41
後発医薬品の使用促進の取組状況(目標の立案及び差額通知の送付)	37	41	41
データヘルス計画の策定状況	40	41	41

(注)各数値は、保険者努力支援制度(取組評価分)の実績を記載

8 国民健康保険審査請求の処理状況(令和3年度:令和4年3月末現在)

(単位:件)

		裁決の状況			
区分	処理件数	認容	棄却	却 下	
保険料に関する処分	55	0	44	11	
保険給付に関する処分	1	0	1	0	
合 計	56	0	45	11	

Ⅱ 後期高齢者医療制度

1 後期高齢者医療の状況

区分	初	发保険者数	΄,	% 医皮弗		一人当たり	月平均受診率
年度		65~74歳	75歳以上	総医療費	県費負担額	医療費	(100人当たり件数)
	人	人	人	千円	千円	円	
H30	764, 477	15, 359	749, 118	783, 283, 450	56, 908, 436	1, 024, 600	172. 4
R1	787, 369	14, 286	773, 083	814, 462, 046	59, 272, 041	1, 034, 410	173. 7
R2	797, 513	12, 947	784, 566	786, 772, 735	57, 456, 606	986, 533	161. 9

2 後期高齢者医療保険料率の推移

区分	均等割額		所得割率		一人当たり保険料(年額)	
年度	金額(円)	伸び率(%)	率 (%)	伸び率(%)	金額(円)	伸び率(%)
H22-23	43, 924		8. 23		70, 717	
H24-25	46, 003	4. 73	9. 14	11.06	75, 869	7. 29
H26-27	47, 603	3. 48	9.70	6. 13	77, 414	2.04
H28-29	48, 297	1.46	10. 17	4.85	79, 979	3. 31
H30-31	48, 855	1. 16	10. 17	0.00	82, 186	2. 76
R2-3	51, 371	5. 15	10.49	3. 15	86, 924	5. 76
R4-5	50, 147	△2. 38	10. 28	△2.00	83, 517	△3. 92

3 保険料収納率の推移

年度	保険料調定総額 (千円)	収入額(千円)	収納率(%)
Н30	63, 331, 508	62, 656, 049	98. 93
R1	65, 936, 396	65, 279, 041	99. 00
R2	70, 034, 806	69, 426, 586	99. 13

4 後期高齢者医療審査請求の処理状況(令和3年度:令和4年3月末現在)

(単位:件)

		裁決の状況			
区分	処理件数	認容	棄却	却下	
保険料に関する処分	122	0	122	0	
保険給付に関する処分	1	0	1	0	
合 計	123	0	123	0	

Ⅲ 福祉医療制度

1 高齢期移行助成事業

区分 年度	対象者数	公費負担額	県費負担額	一人当たり 公費負担額	月平均受診率 (100人当たり件数)
	人	千円	千円	円	
Н30	13, 489	587, 589	303, 306	43, 561	112.8
R1	10, 102	385, 395	197, 644	38, 150	110. 7
R2	7, 809	271, 783	138, 442	34, 804	100. 4

⁽注) 各数値は、各年度の実績である。

2 重度障害者医療費助成事業

区分 年度	対象者数	公費負担額	県費負担額	一人当たり 公費負担額	月平均受診率 (100人当たり件数)
	人	千円	千円	円	
Н30	43, 354	6, 390, 954	3, 195, 477	147, 413	118. 7
R1	43, 239	6, 340, 231	3, 170, 116	146, 632	118.8
R2	43, 749	6, 023, 854	3, 011, 927	137, 691	116.6

⁽注) 各数値は、各年度の実績である。

3 高齡重度障害者医療費助成事業

区分 年度	対象者数	公費負担額	県費負担額	一人当たり 公費負担額	月平均受診率
	人	千円	千円	円	
Н30	51, 560	3, 898, 632	1, 949, 316	75, 613	168. 3
R1	50, 974	3, 727, 541	1, 863, 771	73, 126	126.0
R2	49, 420	3, 388, 481	1, 694, 241	68, 565	118. 0

⁽注) 各数値は、各年度の実績である。

4 乳幼児等医療費助成事業

区分 年度	対象者数	公費負担額	県費負担額	一人当たり 公費負担額	月平均受診率 (100人当たり件数)
	人	千円	千円	円	
H30	359, 307	6, 435, 235	3, 217, 618	17, 910	90. 4
R1	348, 586	6, 424, 753	3, 212, 377	18, 431	91.6
R2	337, 765	5, 033, 119	2, 516, 560	14, 901	69. 6

⁽注) 各数値は、各年度の実績である。

5 こども医療費助成事業

区分 年度	対象者数	公費負担額	県費負担額	一人当たり 公費負担額	月平均受診率 (100人当たり件数)
	人	千円	千円	円	
H30	219, 266	1, 816, 862	968, 343	8, 286	58. 3
R1	214, 252	1, 886, 312	1, 006, 743	8, 804	60.3
R2	211, 309	1, 597, 750	849, 664	7, 561	50. 4

⁽注) 各数値は、各年度の実績である。

6 母子家庭等医療費給付事業

区分 年度	対象者数	公費負担額	県費負担額	一人当たり 公費負担額	月平均受診率 (100人当たり件数)
	人	千円	千円	円	
H30	30, 243	999, 627	413, 674	33, 053	68. 0
R1	30, 625	1, 046, 285	433, 875	34, 164	67. 6
R2	29, 075	937, 512	387, 719	32, 245	62. 7

⁽注) 各数値は、各年度の実績である。

(参考) 福祉医療制度の所得制限及び一部負担金

制度名	区分	区分Ⅱ	区分 I	
高齢期移行	所 得 限	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ日常生活動作が自立していないとされる者(要介護2以上)	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所 得がないこと	
	一部負担金	外来:12,000円、入院等:35,400円		
	経過措置	昭和27年6月30日以前生まれの者は、70歳になるまで「老人医療」の負担割合・負担限度額を適用		
	区分	低所得者Ⅱ	低所得者 I	
老人医療	所 制 限	市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下	市町村民税非課税世帯で、世帯全員に所 得がないこと	
(平成29年 6月末廃止)	一 部負担金	2割 月額上限 外来:12,000円、入院等:35,400円 (昭和24年6月30日以前生まれの者 外来: 8,000円、入院等:24,600円)	2割 (昭和24年6月30日以前生まれの者 1割) 月額上限 外来: 8,000円、入院等:15,000円	

制度名 区分		一般	低所得者	
重度障害者 医 療	所 得 限	市町村民税所得割税額が23.5万円未満 (世帯合算)	市町村民税非課税世帯で、世帯全員の年 金収入80万円以下、もしくは年金収入を 加えた所得80万円以下	
高齢重度障害者医療	一 部 負担金	外来: 1保険医療機関等当たり日額上限:600円(月2回まで)入院: 1割(月額上限:2,400円)	外来: 1 保険医療機関等当たり日額上限 : 400円 (月 2 回まで) 入院: 1割 (月額上限:1,600円)	
乳幼児等	所 得 限	市町村民税所得割税額が23.5万円未満 (世帯合算) ※0歳児は所得制限なし	市町村民税非課税世帯で、世帯全員の年 金収入80万円以下、もしくは年金収入を 加えた所得80万円以下	
医療	一 部 負担金	外来: 1保険医療機関等当たり日額上限 : 800円(月2回まで) 入院: 1割(月額上限:3,200円)	外来: 1保険医療機関等当たり日額上限 : 600円(月2回まで) 入院: 1割(月額上限: 2,400円)	
こ ど も 医 療	所 得 限	市町村民税所得割税額が23.5万円未満 (世帯合算)	_	
	一 部負担金	医療保険における自己負担額の2/3	_	
母子家庭等 医 療	所 得 制 限	児童扶養手当の所得制限を準用(全部支給基準)(扶養親親族2人の場合、所得 125万円未満)	市町村民税非課税世帯で、世帯全員の年 金収入80万円以下、もしくは年金収入を 加えた所得80万円以下	
	一 部 負担金	外来: 1保険医療機関等当たり日額上限 : 800円(月2回まで) 入院: 1割(月額上限:3,200円)	外来: 1保険医療機関等当たり日額上限 : 400円(月2回まで) 入院: 1割(月額上限:1,600円)	

令和4年度

健康福祉常任委員会

件 名	項目	調査理由
向上と社会福	・地域福祉施策の推進について ・社会福祉法人の適正運営の確保 ・国民健康保険事業等の推進について	成長から成熟に向けた社会構造の転換期にあって、県民一人ひとりが自立するとともに、他者との共生の中で、地域の一員として元気に活動し、安心して暮らせる社会の構築が求められている。 このため、地域福祉・援護対策、社会福祉法人の適正運営の確保、国民健康保険事業等について調査する。
2 高齢者の安心 確保と子ども・ 子育て支援の 充実	・高齢者の地域生活を支える施策等の 推進について ・子ども・子育て支援の推進について ・児童虐待・DV防止対策等の推進に ついて	団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる社会の構築が求められている。また、だれもが安心して子どもを生み育てることができ、地域社会との関わりや家庭の中で、すべての人が個性と能力を発揮し、いきいきと暮らせる社会の実現が求められている。このため、高齢者の保健福祉対策、介護保険制度、子ども・子育て施策、児童虐待・DV防止対策について調査する。
社会づくりと障害	・ユニバーサル社会づくりの推進について・障害者福祉施策の推進について・自殺防止対策の推進について	障害者が自分の生き方を自分で決め、その生き方が尊重されるとともに、「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」に基づき、地域の一員として生涯安心して当たり前に暮らし、誰もが共に支え合う社会の構築が求められている。 このため、障害者の生活基盤づくりと社会参加の推進、自殺対策について調査する。
4 医療確保と 健康づくり について	・地域医療の推進について ・生涯を通じた健康づくりの推進について ・認知症施策の推進について ・医薬品等の安全対策の推進について ・生活衛生の推進について ・県立病院の運営について	地域間や診療科目間での医師偏在等による地域 医療体制への不安、生活習慣病等に対する健康づくりや医薬品等の安全性への関心の高まりなどから、県民が生涯にわたり健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現が求められている。 このため、地域医療の確保、生涯を通じた健康づくりと認知症対策、医薬品等の安全対策、生活衛生の確保対策について調査する。 また、県民と地域から信頼され安心できる県立病院づくりに向けた、県立病院の運営について調査する。
5 感染症等対 策の推進につい て	・感染症対策の推進について ・ワクチン対策の推進について ・がん等の疾病対策の推進について	新型コロナウイルスなど新たな感染症の発生や、 がん・難病等の罹患に対する危機感から、県民が健 康で安心して暮らすことができる地域社会の実現が 求められている。 このため、新型コロナウイルス等の感染症対策、 新型コロナウイルスワクチン対策、がん・難病等の疾 病対策について調査する。